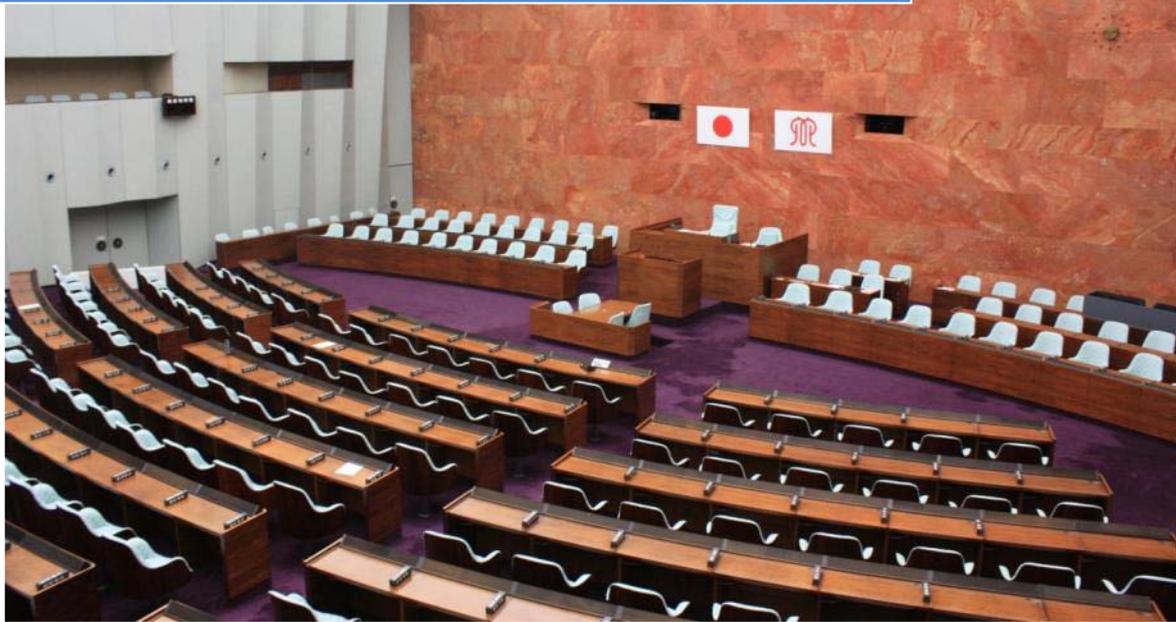


2010 07

神奈川県議会 議会改革に関する50の提案



菅原 直敏

写真：神奈川県議会本会議場

はじめに

2008年12月に議会基本条例が全会一致で可決され、「地方分権の時代にふさわしい県議会を目指し、積極的に改革に取り組むものとする(議会基本条例第2条)」と宣言し、神奈川県議会は議会改革に取り組む姿勢を明確にしました。「議会改革」は神奈川県議会の総意であると言えます。議会の役割が重要になる中で、県民要望を踏まえ、時代に合った議会のあり方を模索し、変革していくことは大切であると考えます。

私は、「議会改革」の本来の目的は、議会制民主主義をより時代に合った形に成熟させることであると考えています。現代の地方議会に求められる要素は、大きく分けて3つあると考えます。「開かれた議会」、「自立した議会」、「効率的な議会」です。そこで、議会基本条例の趣旨を生かしながら、既存の地方議会制度の枠内において、時代に適合した議会を目指す提案書を作成しました。

第一の提案の柱は「**開かれた議会**」です。議会基本条例では、開かれた議会の実現(同条例第1条)を目指しています。開かれた議会を実現するためには、徹底した情報公開、積極的な情報発信及び多角的な県民参画が不可欠であると考えます。近年、IT技術の著しい発達により、大量の情報を低費用で公開・発信することが可能となったため、今まで実現が困難とされてきた多様な県民参画の道も開かれてきました。県民の意向も取り入れながら、「開かれた議会」を推進する提案をします。

第二の提案の柱は「**自立した議会**」です。県議会は「県の唯一の議事機関」(同2条)であり、知事等と対等かつ緊張感ある関係が求められています(同13条)。特に、各議員が行政を統治・経営していくという意識を持ち、その為には、時として古い慣習に捉われず、議会組織、議会運営、議員のあり方の抜本的な見直しを行うことが重要です。これらの根本的な改革を行うことで、行政をしっかりと治められる「自立した議会」を構築する提案をします。

第三の提案の柱は「**効率的な議会**」です。財政が厳しい中、県議会も税金によって運営される機関であるという意識を今まで以上に持つ必要があります。その為に、従来の議会には求められることが少なかった目的意識、成果意識、費用意識を県民に徹底的に示す必要があると考えます。最小限の費用と労力で、最大限の効果を生み出せる「効率的な議会」を目指す提案をします。

なお、各提案には目的と効果を明示し、出来得る限り財源と費用及び手法を詳述しました。また、神奈川県議会の現状を基準としているため、提案事項の中には他の議会では当

たり前とされ「改革」と呼ぶには大げさな事項も多く存在します。そのような提案には参考事例を付記しました。本県議会でも比較的容易に導入することが可能であると考えられます。

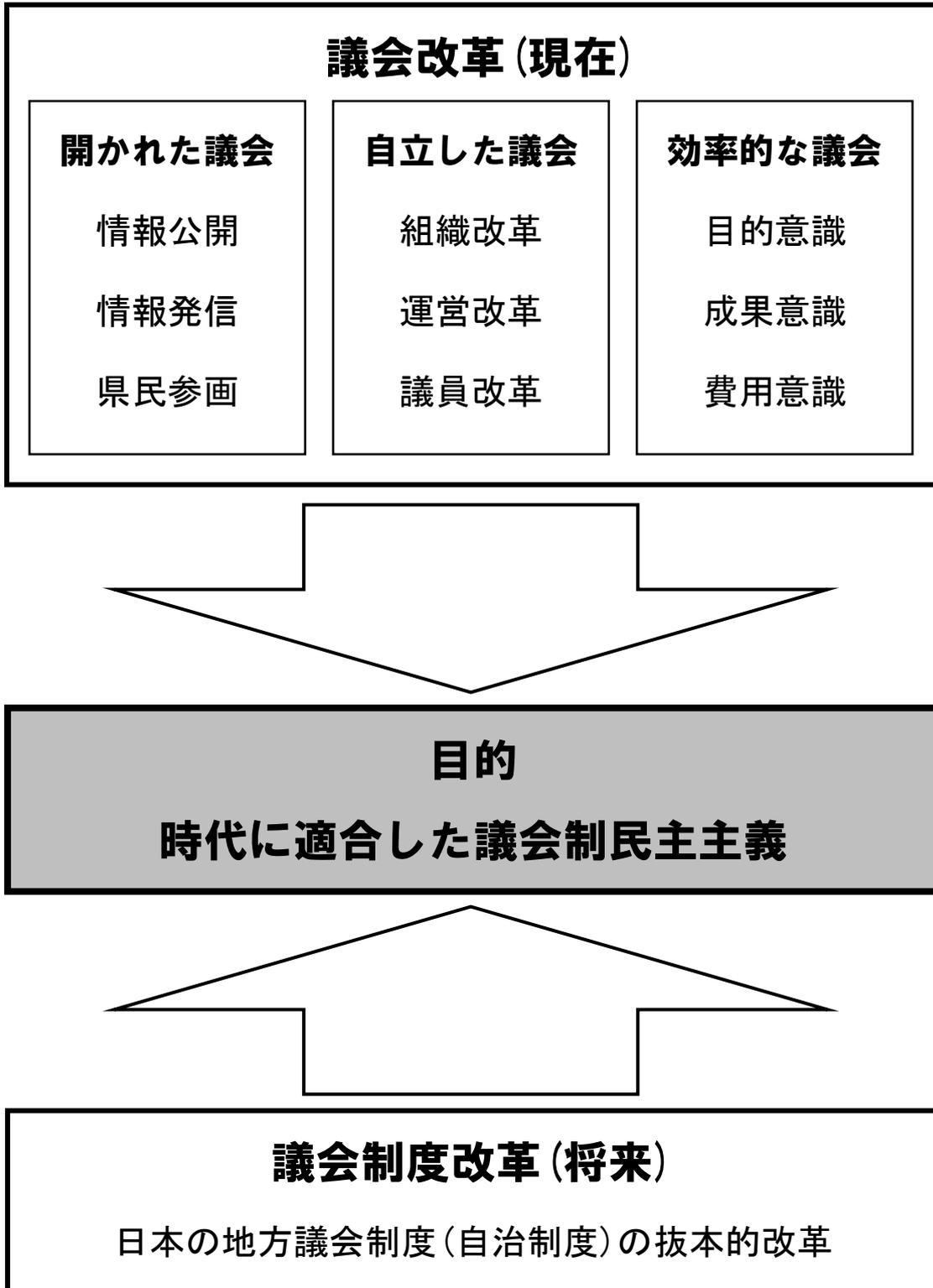
ところで、現在各地方議会で推進されている「議会改革」は既存の議会制度を前提とした取り組みですが、あくまでも対症療法です。地方分権改革が進展し、地方自治の根本的なあり方が問われる中で、「住民自治」の視点から最終的には地方議会制度自体を再構築していく必要があります。そこで、簡単ではありますが「地方議会制度改革」の提言も末尾に取り上げさせて頂きました。

是非、ご高閲を賜り、皆様の議会活動のご参考にして頂くと同時に、忌憚のないご意見を頂ければと存じます。

2010年7月吉日

神奈川県議会議員 菅原 直敏

本書の内容の概略図



本提案書策定までの流れ

第1ステージ(調査計画策定)→第2ステージ(国内地方議会現地調査)→第3ステージ(海外地方議会等事例調査)→第4ステージ(提案書作成)の順で調査を進めました。主な調査地等をご紹介します。

年	日程	調査先	プロジェクトの動き
2010年	6/22	・名古屋市議会	7月「神奈川議会 議会改革に関する50の提案」完成 ↑ 2月 ○「議会改革」プロジェクト第4ステージ開始 ・「神奈川県議会 議会改革に関する50の提案」の作成 1月 ○「議会改革」プロジェクト第3ステージ開始 ・海外議会制度事例調査
	3/28～ 4/4	・Scotland 国会 ・Edinburgh 市議会 ・CoSLA ・Midlothian 市議会 ・GLA ・NLGN	
	1/31～ 2/6	・Maryland 州議会(州務長官対応) ・Delaware 州議会 ・Dover 市議会 ・Wilmington 郡・市議会 ・Connecticut 州議会 ・Hartford 市議会	
	1/4～9	・Honolulu 市議会(副議長対応) ・Hawaii 州議会	
2009年	11/24	・岩手県議会 ・盛岡市議会	通年 ○第2ステージ調査
	11/6	・兵庫県議会 ・神戸市議会 ・芦屋市議会 ・西宮市議会	
	10/23	・都道府県議会議員共済会 ・市議会議員共済会	
	10/22	・埼玉県議会 ・東京都議会	
	8/20～ 21	・愛知県議会 ・岐阜県議会 ・三重県議会	
	8/17	・静岡県議会	
	8/10～ 11	・福井県議会 ・石川県議会 ・富山県議会 ・新潟県議会	
	7/28	・千葉県議会	

5/31~ 6/6	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県議会 ・鳥取県立図書館 ・鳥取市議会 ・岡山県議会 ・広島県議会 ・広島市議会 ・山口県旧県議会議事堂 ・山口県議会 ・山口市議会 ・島根県議会 ・松江市議会 ・境港市議会 ・米子市議会 ・滋賀県議会 ・京都府議会 ・京都市会 ・奈良県議会
5/15	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県議会
4/24	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府議会 ・和歌山県議会 ・和歌山市議会
4/21~ 22	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市議会 ・群馬県議会 ・長野県議会 ・山梨県議会
4/12~ 14	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県議会 ・長崎市議会 ・佐賀県議会 ・佐賀市議会 ・福岡県議会 ・大分県議会 ・大分市議会
3/30~ 4/2	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市議会 ・秋田県議会 ・八戸市議会 ・宮城県議会 ・仙台市議会 ・山形県議会
3/26	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道議会

	2/2~5	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県議会 ・那覇市議会 ・大宜味村議会 ・国頭村議会 ・東村議会 ・名護市議会 ・沖縄市議会 ・うるま市議会 ・嘉手納町議会 	
	1/27~30	<ul style="list-style-type: none"> ・日向市議会 ・延岡市議会 ・熊本県議会 ・南九州市議会 ・鹿児島県議会 ・鹿児島市議会 ・垂水市議会 ・鹿屋市議会 ・宮崎県議会 ・宮崎市議会 ・日南市議会 	
2008年	12/24~26	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県議会 ・松山市議会 ・香川県議会 ・徳島県議会 ・徳島市議会 ・高知県議会 ・高知市議会 ・四万十市議会 	<p>12月</p> <p>●「神奈川県議会基本条例」制定される</p> <p>11月</p> <p>○海外の地方議会の事例研究開始(第3ステージへ)</p> <p>10月</p> <p>○議会改革プロジェクト第2ステージ開始</p> <p>・現地調査</p>
	11/11~12	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県議会 ・矢祭町議会 ・栃木県議会 	<p>9月</p> <p>○47都道府県議会基礎事項実態調査(議会局調査課担当)</p> <p>・47都道府県議会の実態に関する網羅的な調査</p>
	11/3	<p>米国地方議会制度についての聞き取り調査</p> <p>・千葉経済大学 小滝敏之学長</p>	<p>2月</p> <p>●議会基本条例等調査特別委員会設置される</p>
	10/24~25	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県議会 ・山形県議会 	
2007年			<p>10月</p> <p>○「議会改革」プロジェクト第1ステージ開始</p> <p>・地方議会に関わる事例研究</p> <p>・現地調査計画作成開始</p> <p>↑</p> <p>4月 「議会改革」を公約</p>

内容

はじめに

第1章 開かれた議会	1
「開かれた議会」	2
提案1：みんなに開かれた議会	4
提案2：委員会審議のインターネット中継	6
提案3：議案書等のホームページ上への公開	7
提案4：調査報告書のホームページ上への公開	8
提案5：政務調査費支出明細のHP上への公開	9
提案6：議長交際費支出明細のHP上への公開	10
提案7：議員との連絡手段の確保	12
提案8：賛否の公開	14
提案9：記者発表の徹底	15
提案10：メールマガジンの発行	16
提案11：議会活動のホームページ上への公開	20
提案12：議会ホームページの充実	22
提案13：議会報告会の開催	24
提案14：県民参画の推進(例：県民発言制度)	26
提案15：県民意見への真摯な対応	28
提案16：出張講座の開催	30
第2章 自立した議会	31
「自立した議会」	32
提案17：議長任期の複数年化	34
提案18：議長定例記者会見の実施	35
提案19：議会改革検討会議(仮)の常設	36
提案20：監査委員等の選出方法の見直し	38
提案21：議論・提案を中心とした議会運営	39
提案22：質問回数制限の撤廃	40
提案23：一問一答質疑の導入	42
提案24：予定会期日程の厳守	44
提案25：委員会の自由質疑導入	45

提案 26：常設型特別委員会の見直し.....	46
提案 27：交渉会派の人数基準の緩和.....	48
提案 28：近隣都県議会等との交流促進.....	49
提案 29：執務空間の確保.....	50
提案 30：政策スタッフの配置.....	52
提案 31：議会図書室の充実.....	53
提案 32：新人議員研修の実施.....	54
第3章 効率的な議会	55
「効率的な議会」.....	56
提案 33：目的意識の高い議会運営.....	58
提案 34：行政視察の手法の見直し.....	59
提案 35：成果を意識した議会運営.....	62
提案 36：政務調査費の運用方法の見直し.....	63
提案 37：議会予算の抜本の見直し.....	65
提案 38：議員報酬の更なる削減.....	68
提案 39：広報媒体の効果検証・あり方見直し.....	69
提案 40：県政調査事業(海外調査)の廃止.....	70
提案 41：諸費用の見直し.....	71
提案 42：ペーパーレス化・IT 技術の積極活用.....	72
提案 43：本会議の午前開催他.....	76
提案 44：審議会委員等の報酬廃止.....	77
提案 45：行政職員の議員対応の規則化.....	78
提案 46：長期欠席議員の取り扱い.....	79
第4章 その他	81
提案 47：一票の格差の見直し(定数削減による).....	82
提案 48：公費負担の適正化.....	83
提案 49：地方議会議員年金制度の見直し.....	84
第5章 地方議会制度改革	87
「地方議会制度改革」.....	88
提案 50：地方議会制度改革の審議機関の設置.....	90
終わりに.....	92

●参考文献.....	94
●参考資料1：近年の神奈川県議会における主な議会改革の取り組み.....	97
●参考資料2：神奈川県議会基本条例.....	98
●参考資料3：「神奈川県議会基本条例(仮称)」骨子案に関する県民参考意見の集約結果.....	102

※提案書に関する留意事項

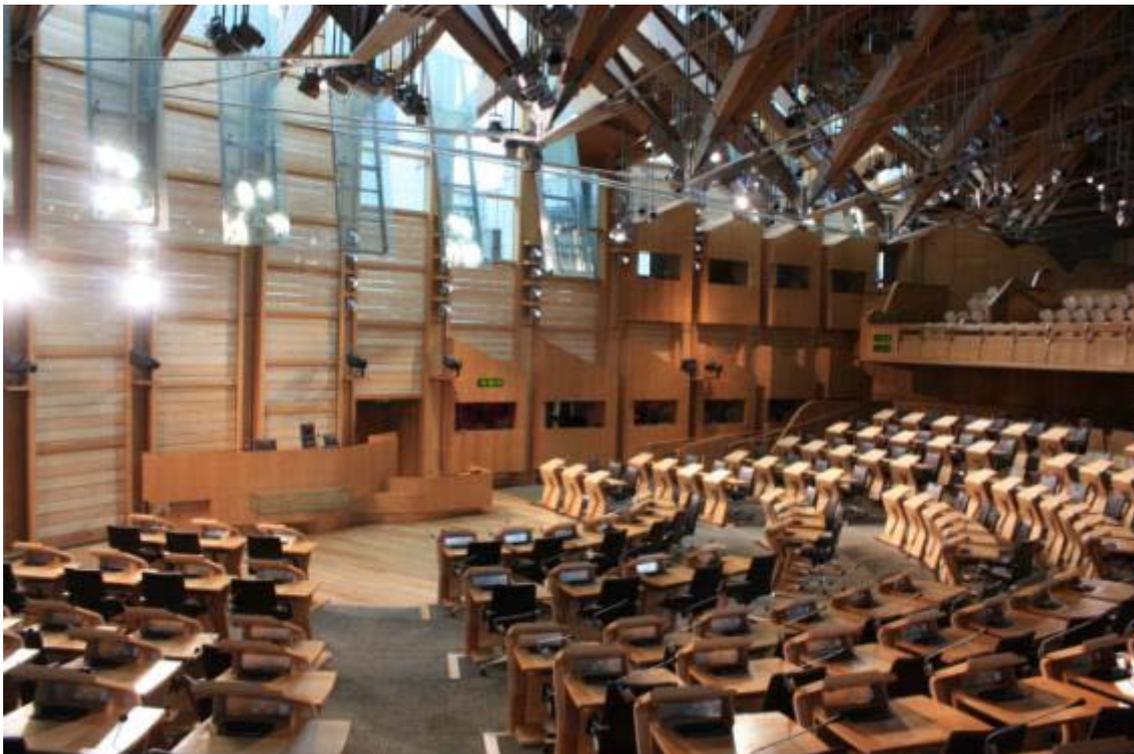
1. 提案について、目的、現状、手段、費用・財源、効果について明示しました。
2. 参考として、提案内容と同様・類似の取り組みをしている議会を紹介しました。
3. 文中に出てくる条文は、特段の記載がない限りは、「神奈川県議会基本条例」の条文です。
4. 「参考意見」とは、『「神奈川県議会基本条例(仮称)」骨子案に関する県民参考意見の集約結果」(P102、参考資料3参照)の中に見られた意見です。

●本書で取り扱う提案と参考議会事例

提案	項目	提案	参考議会事例
1	情報公開	みんなに開かれた議会	東京、宮崎、徳島、静岡他
2	情報公開	委員会審議のインターネット中継	大阪、京都、奈良、香川他
3	情報公開	議案書等のホームページ上への公開	宮城、島根、佐賀他
4	情報公開	調査報告書のホームページ上への公開	青森、山梨、熊本他
5	情報公開	政務調査費支出明細のHP上への公開	備前市、ホノルル郡・市
6	情報公開	議長交際費支出明細のHP上への公開	三重、鳥取他
7	情報公開	議員との連絡手段の確保	大阪、茨城、栃木他
8	情報公開	賛否の公開	岩手、福島、新潟、石川他
9	情報発信	記者発表の徹底	三重他
10	情報発信	メールマガジンの発行	北海道、埼玉、東京、群馬他
11	情報発信	議員活動のホームページ上への公開	ニューヨーク州
12	情報発信	議会ホームページの充実	三重、埼玉、東京、福岡他
13	県民参画	議会報告会の開催	岩手、大分他
14	県民参画	県民参画の推進(例：県民演説制度)	米国地方議会、名古屋市
15	県民参画	県民意見への真摯な対応	三重

16	県民参画	出前講座の開催	三重、大分他
17	組織改革	議長任期の複数年化	沖縄、広島、沖縄県内議会他
18	組織改革	議長定例記者会見の実施	三重、愛媛他
19	運営改革	議会改革検討会議(仮)の常設	三重他
20	運営改革	監査委員等の選出方法の見直し	
21	運営改革	議論・提案を中心とした議会運営	富山・三重他
22	運営改革	質問回数制限の撤廃	岐阜
23	運営改革	一問一答質疑の導入	山形、滋賀、大阪、島根他
24	運営改革	予定会期日程の厳守徹底	千葉、岐阜他
25	運営改革	委員会の自由質疑導入	神奈川県議会以外全て
26	運営改革	常設型特別委員会の見直し	静岡、高知他
27	運営改革	交渉会派の人数基準の緩和	千葉、埼玉、東京、大阪他
28	運営改革	近隣都県議会等との交流促進	長野、岡山、鳥取、佐賀、長崎他
29	議員改革	執務空間の確保	沖縄他
30	議員改革	政策スタッフの配置	米国州議会他
31	議員改革	議会図書室の充実	沖縄、兵庫、鳥取他
32	議員改革	新人議員研修の実施	
33	目的意識	目的意識の高い議会運営	
34	目的意識	行政視察の手法の見直し	千代田区、大阪、福岡他
35	成果意識	成果を意識した議会運営	
36	成果意識	政務調査費の運用方法の見直し	
37	費用意識	議会予算の抜本的見直し	
38	費用意識	議員報酬の更なる削減	大阪他
39	費用意識	広報媒体の効果検証・あり方見直し	群馬、静岡、和歌山、岡山
40	費用意識	県政調査事業の廃止	
41	費用意識	諸費用の見直し	
42	費用意識	ペーパーレス化・IT技術の積極活用	
43	費用意識	本会議の午前開催他	福井、広島、山口他
44	費用意識	審議会委員等の報酬廃止	岩手他
45	費用意識	行政職員の議会対応の規則化	栃木、鳥取、高知他
46	費用意識	長期欠席議員の取り扱い	秋田、新潟、福岡他
47	その他	一票の格差の見直し(定数削減による)	鹿児島、和歌山
48	その他	公費負担の適正化	犬山市、山口市
49	その他	議員年金制度の見直し	茨城県、東京都
50	制度改革	地方議会制度改革の審議機関の設置	大阪、横浜市他

第1章 開かれた議会



写真：スコットランド国会。ガラス張りの議場は、住民に「開かれた議会」の象徴。

本章では、「開かれた議会」についての提案を行います。

「開かれた議会」

「開かれた議会」は、議会制民主主義の基盤です。議会に関する正確な情報を知ること、県民が県政に参画し或いは判断を行うことができるからです。従って、原則として議会に関わる全ての情報は公開していくという明確な姿勢を示すことが必要です。「開かれた議会」を実現するための手段として、主に3つの要素があると考えます。「徹底的な情報公開」、「積極的な情報発信」及び「多角的な県民参画」です。

第一の要素は「徹底的な情報公開」です。一昔前と比べて、議会についての情報の多くが公開されるようになりました。しかし、それらの情報を入手するためには、依然として多くの障壁が存在します。例えば、委員会の内容を迅速に知るためには、委員会を傍聴することが唯一の方法ですが、多くの県民は平日の昼間に委員会を傍聴することはできません。また、本会議はホームページ上で録画中継されており、インターネット接続できる環境にいれば、時間・場所問わず視聴が可能ですが、肝心の審議内容を知るためには、議会まで足を運ばなければなりません。これらの情報を全て議会のホームページ上で公開すれば、これらの問題は解決されます。これからの情報公開は、情報を公開すること自体を目的とするのではなく、公開された情報の入手を容易にすることを主眼としていく必要があります。

第二の要素は「積極的な情報発信」です。残念ながら、県民の議会に対する関心は高くありません。もちろん一義的には県民が自発的に関心を持つことが理想的ですが、同時に県議会も頻繁に情報を提供することで県民の意識を喚起していくことが必要であると考えます。例えば、行政は知事を中心として県民に多くの情報を発信していますが、議会からの情報発信はほとんど行われていません。議会も議長を中心に、議会としての情報発信に努めていくことが求められます。

第三の要素は「多角的な県民参画」です。これは日本の地方議会に最も欠けている視点です。「徹底的な情報公開」、「積極的な情報発信」によって、ようやく県民が県政について関心を持つ前提条件が整うこととなります。次なる段階として、様々な県民が議会に自由に参画できるようにする諸制度を整え、県民と議会間に存在する越えられない一線を解消していく必要があります。具体的には、議会運営において県民が自由に意見を述べ、参画できる場を確保していくことです。議会が県民に本当の意味で解放された時に初めて、議会制民主主義が機能し始めると確信します。

以上、「開かれた議会」を目指し、議会制民主主義を成熟させるためには、「徹底した情報公開」、「積極的な情報発信」及び「多角的な県民参画」を確立していくことが重要な要

素であると考えます。また、近年の IT 技術のめまぐるしい発達は、「開かれた議会」を推進するための大きな原動力になります。従って、以下に紹介する提案もインターネットを利用した手法を中心にまとめられています。

● 「開かれた議会」の提案一覧表

提案	項目	提案	参考議会事例
1	情報公開	みんなに開かれた議会	東京、宮崎、徳島、静岡他
2	情報公開	委員会審議のインターネット中継	大阪、京都、奈良、香川他
3	情報公開	議案書等のホームページ上への公開	宮城、島根、佐賀他
4	情報公開	調査報告書のホームページ上への公開	青森、山梨、熊本他
5	情報公開	政務調査費支出明細の HP 上への公開	備前市、ホノルル郡・市
6	情報公開	議長交際費支出明細の HP 上への公開	三重、鳥取他
7	情報公開	議員との連絡手段の確保	大阪、茨城、栃木他
8	情報公開	賛否の公開	岩手、福島、新潟、石川他
9	情報発信	記者発表の徹底	三重他
10	情報発信	メールマガジンの発行	北海道、埼玉、東京、群馬他
11	情報発信	議員活動のホームページ上への公開	ニューヨーク州
12	情報発信	議会ホームページの充実	三重、埼玉、東京、福岡他
13	県民参画	議会報告会の開催	岩手、大分他
14	県民参画	県民参画の推進(例：県民演説制度)	米国地方議会、名古屋市
15	県民参画	県民意見への真摯な対応	三重
16	県民参画	出前講座の開催	三重、大分他

提案 1 : みんなに開かれた議会

議会施設の見学を自由にします。また、全ての来訪者が神奈川県議会に来た際に、開放的な雰囲気を感じられるようにします。また、全ての会議を原則公開とします。

【目的】

議会を公開し、全ての人に神奈川県議会を身近に感じてもらうこと(第1条)
会議等を原則として公開とすること(第11条(1))

【現状・課題】

- 議会内を自由に見学することができません。
- 議会に訪れた人が閉鎖的な雰囲気を感じます(実際に訪れた県民の意見より)。
⇒議会は県民のもので、県民が議会を自由に見学できるようにすることや、閉鎖的な雰囲気を取り除くことは、県民に身近で「開かれた議会」の第一歩です。
- 一部公開されていない会議が存在します。

【手法】

- 見学ルートを作り、職員がいなくても議会内を自由に見学できるようにします。
- ホームページや議会だよりで公開されている旨を周知します。
- 職員の接遇を改善します。
- 見学ツアーを行います(職員の人員体制に余裕がある時期)。
- 全ての会議を県民、マスコミが傍聴できるようにします。

【費用・財源】

- 既存の財源内で予算の組換えで対応します。
 - ・案内板は10～20万円程度
 - ・見学ツアーは、帯同する職員の人件費(業務の閑散期に対応)

【効果】

- 議会の印象の向上…議会に対する印象が向上し、身近に感じられるようになります。
- 県民理解の推進…県民の議会に対する理解が深まります。

【参考】

- 議会の見学が自由な議会…東京都議会、宮崎県議会他
東京都議会では、休会中は自由に議会を見学できるように議事堂内に見学コースを設けています。事前の予約も不要なため、都庁に寄ったついでに見学できます。開かれた議会の取り組みとして都民にも好評です。もちろん、都民以外であっても自由に見学できます。ホームページで自由に見学できる旨を周知しています。
また、宮崎県議会では著名人知事の当選後議会訪問者が急激に増え、見学に対応しています。来訪者が多いためか、議会職員の対応も慣れていました。特に宮崎県庁自体が観光ルートに組み込まれていることも多く、職員の接遇も慣れているようでした。



写真：東京都議会の見学ルートにある案内板(左)／議場の傍聴席も出入り自由、写真では見えづらいですが、各席に案内表示(議長席、知事席等)が確認できます。

○見学ツアーを行っている議会…静岡県議会、前橋市議会他

静岡県議会では、夏休みに親子を対象とした「ふれあい親子県議会教室」という取り組みを行っています。親子を対象とすることで多くの親も一緒に訪れ、多くの県民が来庁しています。なお、アメリカの州議会では議会を自由に見学できるか、またはボランティアによる議会ツアーが組まれていることが多いです。

○受付を設置している議会…和歌山市議会、鹿児島市議会他

私自身の感想ですが、議員をやっている他議会の訪れるのは緊張します(特にアポイントメントのない場合)。しかし、受付がありその対応が丁寧な議会は、要件を伝えやすく、漏れなく職員の方々の対応も丁寧でした。

一方で、受付のない議会は、どこが窓口かもわからず、直接事務スペースを訪れなければならない(しかも閉鎖的な空間である場合が多い)、最初は一体何者が来たのだろうかという好奇の目で見られることが少なくありませんでした(議会への一般来訪者が少ないことがその一因と思われます)。



写真：和歌山市議会の受付、女性2名が対応(左)／鹿児島市議会の受付、職員が兼任で対応(右)

○会議が全て公開の議会…徳島県議会

いわゆる「代表者会」のような会議も全て公開されています。

提案2：委員会審議のインターネット中継

常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及びその他会議をインターネットで中継します。

【目的】

積極的な情報公開によって、県民の議会活動への参画を推進すること(11条(1)、(2))

【現状・課題】

○常任委員会、特別委員会等はインターネットで中継されていません。
⇒常任委員会等は専門性も高く、詳細な審議が行われているため、インターネット中継の県民要望が広く存在します¹。導入済みの議会も増えています。

【手法】

○業者を選定し、委員会のインターネット中継システムを導入します。

【費用・財源】

○既存の予算内で、予算の組換えで対応します。
○中継システムの導入にかかる費用は、導入費用に100万円、年間の運営費用に150万円です(奈良県議会の導入例を基に類推試算)。

【効果】

○視聴者の増加…多くの県民に委員会を見てもらうことができ、情報公開が推進されます。また、議事録の公開までの代替手段となります。
○質疑の向上…議会審議に緊張感が生まれ、質疑の質が向上します(導入議会の意見より)。

【参考】

○委員会等のインターネット中継を導入している議会…大阪府議会、奈良県議会、京都府議会、香川県議会他

●大阪府議会の議会中継(出典：「大阪府議会 議会中継」

[http://www.gikai-web.jp/dvl-osakahu/\(2010/4/30アクセス\)](http://www.gikai-web.jp/dvl-osakahu/(2010/4/30アクセス)))



¹ 参考意見より、「(前略)インターネットで動画配信することをぜひご検討下さい。」他

提案3：議案書等のホームページ上への公開

議案書等(報告資料、議会・委員会審議に関わる資料を含む)を県議会のホームページ上に公開します。

【目的】

積極的な情報公開によって、県民の議会活動への参画を推進すること(11条(2))

【現状・課題】

○議案書等がホームページ上に公開されていません(決議だけは全文公開されている)。
⇒議案内容の公開は最も基本事項です。早急な公開が求められます。また、委員会審議は報告資料に基づいて行われることが多く、今後の委員会のインターネット中継の導入も勘案すると、公開が必要です。その他の資料も、労力がかからない範囲で、原則全部公開するべきです。

【手法】

○議案書等をスキャニングし、PDFファイルに変換した後、県議会のホームページ上にアップします。

【費用・財源】

○既存の予算内で対応します。
・スキャニングとファイルのPDF化は、市販の高機能スキャナ(市価4万円程度)があれば、片手間でできます。従って、職員の負担もほとんどありません。ファイルのアップ作業は単純です。

【効果】

○県民理解の推進…県民の議会審議に対する理解が飛躍的に向上します。
○議員の調査能力の向上…ホームページ上から様々な資料を入手できることは、議員が調査を行う上での大きな助けになります。

【参考】

○議案書等の公開を行っている議会…宮城県議会、島根県議会、佐賀県議会他
特に、島根県議会及び佐賀県議会(行政側の公開)はPDFファイルで公開しています。
PDFファイルで公開する利点は、通常配布同様に印刷出力ができる点です。

提案 4 : 調査報告書のホームページ上への公開

視察の調査報告書をホームページ上に公開します。

【目的】

積極的な情報公開によって、県民の議会活動への参画を推進すること(11条(2))

【現状・課題】

○議会図書室に行かなければ、議員の調査内容を知ることはできません。

⇒調査は税金を用いて行われており、また一部の県民からは物見遊山²との批判もあることから、積極的に調査の成果を公開していく必要があります。また、併せて、調査報告書の作成についても様々な見直しを行い、内容の充実を図るべきと考えます。

【手法】

提案 3 に同じ。

【費用・財源】

提案 3 に同じ。

【効果】

○県民理解の推進…議会の活動が県民に理解されます。

○成果の共有…調査の成果を多くの人と共有できます。

【参考】

○調査報告書をホームページ上に公開している議会…青森県議会、山梨県議会、熊本県議会他

熊本県議会では、PDF ファイルで調査報告書を公開しています。調査報告書を公開することで、県民に対して視察の説明責任を果たせるだけでなく、その成果を議会内の一部だけではなく、インターネットにアクセスできる人たちと共有できます。

山梨県議会では、委員会の県内調査を PDF ファイルで公開しています。

² 参考意見より、
「海外出張など世間から批判があるものを条例によって正当化しようとしているように感じる。」
「視察等に関して報告会、報告書の作成を必須とすべき。」他

提案5：政務調査費支出明細のHP上への公開

政務調査費の支出明細をホームページ上に公開します。

【目的】

積極的な情報公開によって、県民への説明責任を果たすこと(11条(2))

【現状・課題】

○情報公開請求をしなければ、政務調査費の支出明細書(領収書の写し)を閲覧できません。
⇒政務調査費に対する県民からの不信感・批判は非常に強いです。積極的に情報を開示していく必要があります。

【手法】

提案3に同じ。

【費用・財源】

提案3に同じ。

【効果】

○政治不信の払拭…積極的に公開をすることで、説明責任を果たし、政治不信を払拭することができます。
○適正使用の促進…詳細な情報が公開されることで、政務調査費の適正な使用が促進されます。

【参考】

○支出明細書を公開している議会…備前市議会、ホノルル郡・市議会他

ホノルル市議会議員の議会活動にかかる支出明細書です(下図)。ホノルル郡・市議会のホームページ上においてエクセル形式で公開されています。数百円のコピー代から会合の食事代まで、全ての支払いの詳細が公開されています。税金で賄われている経費なので、公開するのは当然とのことでした(面談した議員談)。

政務調査費も積極的に公開することで、使途に問題がないことを示す必要があります。毎年作成する出納帳を公開するだけですので、労力はかかりません。備前市議会はPDFファイルでHP上での公開を行っています。

●Expenditure Report(FY08-09) (出典：「Honolulu City and county Council ホームページ」
<http://www.honolulu.gov/council/dist9fy0809.xls> (2010/3/1 にアクセス))

Expenses for May 2009			
2009/5/12	Refreshments for budget meeting	\$49.63	\$5,488.22
2009/5/12	Portable hard drive for back up/storage of files	\$94.23	\$5,393.99
2009/5/14	Parking at Hilton Hawaiian Village on 2/19/09	\$8.00	\$5,385.99
2009/5/14	Parking at Hilton Hawaiian Village on 1/8/09	\$8.00	\$5,377.99
2009/5/20	Shredder sheets and labels for staff office use	\$26.99	\$5,351.00
2009/5/20	Refreshments for community meeting	\$28.90	\$5,322.10
2009/5/20	Refreshments for budget committee meeting	\$35.03	\$5,287.07
2009/5/20	7 leis for HC presentation on 4/22/09	\$39.00	\$5,248.07

提案 6：議長交際費支出明細の HP 上への公開

議長交際費の支出明細をホームページ上に公開します。

【目的】

積極的な情報公開によって、県民への説明責任を果たすこと(11条(2))

【現状・課題】

○議長交際費の支出区分のみ公開されています。

⇒支出項明細を公開することで議会の透明性が高まります。なお、知事部局の交際費は、支出項目の詳細まで公開されています。

【手法】

提案 3 に同じ。

【費用・財源】

提案 3 に同じ。

【効果】

○議会の透明化…積極的に情報を公開することで、説明責任を果たし、議会の透明性を高めることができます

○適正使用の促進…詳細な情報が公開されることで、議長交際費の適正な使用が促進されます。

【参考】

○議長交際費の詳細を公開している議会…三重県議会、鳥取県議会他

●神奈川県議会と鳥取県議会の議長交際費の公開状況の比較

(両議会ホームページより)

神奈川県議会が支出区分のみの公開であるのに対し、鳥取県議会では支出明細まで公開しています。

●神奈川県議会の議長交際費の公開

(出典：「神奈川県議会のホームページ 議長交際費執行状況(平成22年4月分)」

<http://www.pref.kanagawa.jp/gikai/sfgichou/kosaihi/back/1004.html> (2010/6/1 アクセス))

議長交際費執行状況 (平成22年4月分)

単位:円

区分	4月支出実績	
	件数	支出金額
議会活動経費	3件	60,521
会費	0件	0
祝儀	0件	0
生花	0件	0
香典	1件	10,000
雑費	1件	8,400
合計	5件	78,921
累計(平成22年度)	5件	78,921

●鳥取県議会の議長交際費の公開(出典：「鳥取県議会のホームページ 平成22年度分」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=127865>(2010/6/1 アクセス))

平成22年5月分

(単位:円)

支出日	支出の内容・目的	支出額
5/1	キンゾイ観光株式会社代表取締役 崔 新部 様 ご香典	10,000
5/20	財団法人鳥取県観光事業団理事長 岡森 裕 氏 御卒室様 ご香典	10,000
5/23	平成22年度美保基地航空祭祝賀会 会費	3,000
5/26	応接用茶菓子代	2,316
	5月計	25,316

平成22年4月分

(単位:円)

支出日	支出の内容・目的	支出額
4/5	陸上自衛隊米子駐屯地 米子射撃場落成式祝賀会 会費	400
4/23	応接用茶菓子代	2,195
	4月計	2,595

提案 7 : 議員との連絡手段の確保

ホームページ上に各議員との連絡手段を確保します。

【目的】

県民の意見を聞くこと(4条(3))

【現状・課題】

○各議員と直接連絡を取る手段が存在しません。

⇒より多くの県民の声を議員が知り、その手段を確立する必要があります。

⇒議員の後援会に所属していたり、個人的に議員と知り合いであったりする県民は比較的容易に議員と連絡をとることができますが、一般の県民が議員に連絡をとることは、議員が考える以上に難しいことです。議会として各議員への簡便な連絡手段を整備することは、多様な意見を反映する上でも大変重要なことであると考えます³。

【手法】

○各議員の了解をとった上で(個人情報への配慮)、メールアドレス(アドレスを公開しないでメールを送信できる仕組みがよい)、住所、電話番号、FAX 番号を公開します。

【費用・財源】

既存の予算内で対応します。

【効果】

○議員の広聴能力強化…県民が各議員に意見・提案を伝えることが可能になります。

【参考】

○議員への連絡先を公開している議会…大阪府議会、茨城県議会、栃木県議会他
以下に、茨城県議会と神奈川県議会の議員個人のページの比較を示します。

³ 参考意見より、「県議会は、県民の代表ではなく、自分の後援会の代表ではないか。」

●茨城県議会における連絡先の公開(出典：「茨城県議会のホームページ 青山大人議員」
http://www.pref.ibaraki.jp/gikai/meibo/kojin/12_aoyama.htm(2010/5/30 アクセス))

議員名簿



青山 大人
あおやま やまと
選挙区： 土浦市
所属会派： 民主党
所属委員会等：
土木委員会 委員
当選回数：1

連絡先住所：
〒300-0844
土浦市乙戸801-2

連絡先電話番号：
029-843-8520

ホームページ
<http://www.aoyamayamato.net/>

●神奈川県議会の議員紹介ページ

(出典：「神奈川県議会のホームページ 菅原直敏議員」

http://www.pref.kanagawa.jp/gikai/giin/giin_personal/sugawara.html(2010/6/1 アクセス))

茨城県議会の議員紹介ページと比較して、神奈川県議会の情報量は少ないことがわかります。また、大阪府議会の議員紹介のページでは、議員の経歴や一言も紹介しています。

議員のご紹介 (任期を終了した委員会は掲載していません)



すがわらなおとし
菅原 直敏

- 民主党・かながわクラブ
- 大和市
- 建設常任委員会
- 産業活性化特別委員会
- 予算委員会

提案 9 : 記者発表の徹底

議会としての記者発表の頻度を増やします。

【目的】

積極的な情報公開(11条1項(2))

【現状・課題】

○平成 21 年度の記者発表回数は 3 回と、行政と比較しても格段に少ない状態です。

⇒記者発表が少ないということは、議会としての活動が少ないことの裏返しでもあります。併せて、議会活動を充実していくことが必要であると考えます⁵。

【手法】

○記者発表の回数を増やします。

【費用・財源】

○既存の予算内で対応します。

【効果】

県民理解の促進…議会からの記者発表が増えることで、新聞等に掲載される機会も増え、
県民の議会に対する理解が深まります。

【参考】

○記者発表を頻繁に行っている議会…三重県議会他

⁵ 参考意見より、「議会の PR が少なく活動内容がよくわからない。(後略)」

提案 10：メールマガジンの発行

メールマガジンを発行します。

【目的】

情報提供を積極的に行うことで、県民の議会参加を推進すること(11条(2)、12条2項)

【現状・課題】

○議会から能動的に情報を発信する手段は議会だより(新聞折り込み、及び公共施設等への配架)のみです。

⇒費用対効果を意識しながら、多様な手段を用いて情報発信をしていくことは重要です。

特に、一般的な社会基盤となったインターネットを利用した情報発信は、費用対効果も高く、積極的に進めていく必要があります。

【手法】

○民間のメールマガジン発行サービスを利用し、メールマガジンを定期的に発行します。

○PCメール及び携帯メールの両方に対して発行します。

○メールマガジンのポイントは、登録者数です。県民が傍聴に来た際等、様々な機会に登録を促します。

【費用・財源】

○既存の予算内で、予算の組換えで対応します。

・初期費用 2万円(次年度以降不要)、年間 5.5万円

※無料媒体もありますが、企業広告が入るので不適です。システムを自前で構築すると、費用対効果が著しく悪くなります。

・メルマガの発行にかかる労力は、1回発行するのに職員1名が担当してせいぜい1～2時間程度です(テンプレートを利用して毎回)。週1回発行の場合、月4～8時間。

【効果】

○費用対効果の高い情報発信…メールマガジンは投資費用が低い割に、広報効果の高い媒体です。

【参考】

○メールマガジンを導入している議会…北海道議会、埼玉県議会、東京都議会

発行担当者によると、定形化することで文章作成の労力が軽減されるとのことでした。登録者の確保や内容の充実が課題との声もありましたが、投資費用が低いのが魅力です。

○ツイッターを導入している議会…群馬県議会、ホノルル郡・市議会他

ツイッターについては、比較的新しい技術のため、導入には慎重であるべきですが、有用性等については検討の価値は大いにあります。

●北海道議会のメールマガジンの内容(一部編集)

道議会NOW

北海道議会

~~~~■~~~~ ~~~ ~~~ [2010.6.3発行]  
~~~~ ■~ ~~~ ~~~  
~~~~ ~■~~~~ ~~~ ~~~  
~~~~ ■■■■■~ ~ ■~  
~■~■■■■■■■■■■~
~■■■■■■■■■■■■■■■■~ |道議会NOW|
~■■■■■■■■■■■■■■■■~
~■■ ■~■■■■■■■■~ ~~~
~■■~ ~■~ ~~~
■■~■~~~~ ~■ ~~~ URL <http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/>
Vo l . 36

6月8日（火）より、平成22年第2回北海道議会定例会が開会します。
第2回定例会初日には知事から提案説明などが行われる予定です。
傍聴券は議事堂地下1階の傍聴受付にて先着順で配布いたします。

北海道議会議事堂へは

- ・ JR札幌駅西通り南口 徒歩約8分
- ・ 地下鉄南北線さっぽろ駅10番出口 徒歩約4分
- ・ 地下鉄東西線大通駅2番出口 徒歩約9分

が便利です。

ぜひ、お越してください。

また、議会の審議の様子は道庁1階道民ホール、各振興局ロビー（石狩振興局除く）のテレビで生中継をご覧いただけます。日程は議会ホームページをご覧ください。

北海道議会案内図はこちらから

<http://www.gikai.pref.hokkaido.lg.jp/map/>

それでは、平成22年第2回定例会の予定などについてご案内いたします。



提案 11：議会活動のホームページ上への公開

各議員の議会活動の詳細をホームページ上で公開します。

【目的】

議会の活動を積極的に開示し、県民に議会活動の状況を知ってもらうこと(11条(2))

【現状・課題】

○公的に各議員の議会活動を把握する手段はなく、各議員の個人ホームページによってのみ県民はその一端を知ることができます。

⇒各議員が議会内でどのような発言・活動を行っているかを知ることは、有権者の権利です⁶。

【手法】

○県議会のホームページ上の各議員のページを充実させます。

【費用・財源】

○既存の財源内で、予算の組換えで対応します。

【効果】

○議員の活動の可視化…各議員の議会における取組が明らかになり、県民が議員に意見を言ったり、評価したりする際の判断材料になります。

○議会活動の活性化…活動が公開されることで、議員の議会活動に対する取り組みが増えます。

【参考】

都道府県議会では、議員のプロフィールを充実させている議会はありますが、各議員の議会内での活動状況を報告する議会は存在しません。各議員の個人のページで十分であるのご意見もあるかもしれませんが、個人のホームページを持っていない議員もいますし、ホームページがあってもその内容には基準もなく様々です。有権者の判断材料となるのは、実際に議員が議会内でどのような発言等をしているかという「事実」です。

アメリカの議会のいくつかは、議会のホームページ内に議員の活動を紹介するページを設けています。各議員がどのような活動を議会内で行っているのかが一目瞭然であり(もちろん活動をしていない議員のページは更新が少なくなります)、大変有益な手段であると感じました。特に、議員と個人的なつながりを持たない県民は、このような情報を頼りに、自分の持っている問題意識を取り上げてくれる議員は誰かを判断できると思います(私自身が議員とアポイントを取る際にも大変役に立ちました)。

また、実際に活動を公開している議会の議員と話をすると、自分達の仕事が評価の対象となるので、議会活動を頑張る動機にもなるとのことでした。

⁶ 参考意見より、「特に議員の活動については、県民への情報が殆どない。(後略)」他

● ニューヨーク州議会議員のページ、全ての議員が同じフォーマットの中で議会内の活動等について公開しています(「ニューヨーク州議会のホームページ」)

http://assembly.state.ny.us/mem/?ad=127(2010/5/28 アクセス))



Assemblymember
**Peter D.
Lopez**



Assembly District 127

Member Info

Member Home

Biography

Photo Releases

Photos

Media

Sponsored Legislation

Committee Membership

Publications

District Map

Contact

Peter D. Lopez

Welcome to my New York State Assembly Web page.

You can use this page to easily access information about the work I do both in Albany and at home to pass laws designed to build a stronger, healthier and more vibrant New York. You can also access the legislation I sponsor, the committees I sit on and contact information to reach me.

In addition, you can use the entire Assembly Web site as a great way to stay apprised of new legislation that impacts our state as well as the Assembly District. I encourage you to visit the site often to keep yourself up to date on various issues, news and legislative hearings. Thank You for visiting.

Media Clips:



The People's House

[The People's House](#)

News

- Assemblyman Peter Lopez Meets With Schabara About Politics
- Assemblyman Peter Lopez Brings Local Elm and Elmwood Community Groups Before Assembly
- Assemblyman Peter Lopez Brings Local Elm and Elmwood Community Groups Before Assembly
- Assemblyman Peter Lopez Brings Local Elm and Elmwood Community Groups Before Assembly
- Assemblyman Peter Lopez Brings Local Elm and Elmwood Community Groups Before Assembly
- Assemblyman Peter Lopez Brings Local Elm and Elmwood Community Groups Before Assembly
- Assemblyman Peter Lopez Brings Local Elm and Elmwood Community Groups Before Assembly
- Assemblyman Peter Lopez Brings Local Elm and Elmwood Community Groups Before Assembly

[View All News](#)

Office Addresses:

| | |
|---|---|
| <p style="margin: 0;">District Office
45 Five Mile Woods Rd.
Ste. 3
Catskill, NY 12414
518-943-1371</p> | <p style="margin: 0;">District Office
113 Park Place
Suite 4
Schenectady, NY 12157
518-235-1230</p> |
| <p style="margin: 0;">Albany Office
LCR 429
Albany, NY 12248
518-435-3333</p> | |

[Assembly Home Base](#)
[Contact Webmaster](#)
[Assembly Member List](#)

提案 12：議会ホームページの充実

常に他の都道府県議会以上に充実したホームページを目指します。

【目的】

開かれた議会の推進(11条1項、2項)

【現状・課題】

○今まで紹介してきたように、様々な点で神奈川県議会のホームページは拡充の余地があります。

⇒常にホームページによる情報公開で先頭を走るとは、少しの努力で可能です。但し、あれもこれも情報を詰め込むことが、ホームページの充実にあたるわけではないことは注意が必要です。あくまでも、「県民が求める情報を、わかりやすく提供すること」が県議会のホームページには求められます。更新する者の労力も勘案する必要があります。

○ホームページの情報の優先順位付けがしっかりとできていません。

⇒例えば、本県議会のホームページでは、議案内容等、大変重要な情報が存在しない一方で、議会ポスターのページが充実しています。情報の優先順位づけをしっかりと行い、優先度の高い情報から更新していく必要があります(もちろんポスター等の掲載が悪いわけではありません)。

【手法】

○定期的に他都道府県議会及び先進的な議会のホームページ(国内外問わず)を調査し、参考になる取り組みがあるようであれば、議論をして迅速に取り入れていきます。

【費用・財源】

○既存の予算内で対応します。

【効果】

○県民理解の促進…県民が必要とする議会の情報を発信することで、県議会に対する県民の理解及び参画が促進されます。

【参考】

○充実したホームページを持つ議会…三重県議会他

47 都道府県議会の中でも、三重県議会のホームページの充実はかなり高いレベルにあります。最近リニューアルされた神奈川県議会のホームページは、体裁は三重県議会のそれを参考にしていただいていると思われませんが、内容面において大きく差をつけられています。

三重県議会のホームページの特徴は、徹底的な情報公開を行っている点です。本会議や委員会だけではなく、諸々の会議の内容も詳細かつわかりやすく公開されています。また、動画なども上手に活用しています。

残念ながら、議会の意識の差が表れています。本県も頑張る必要があります。

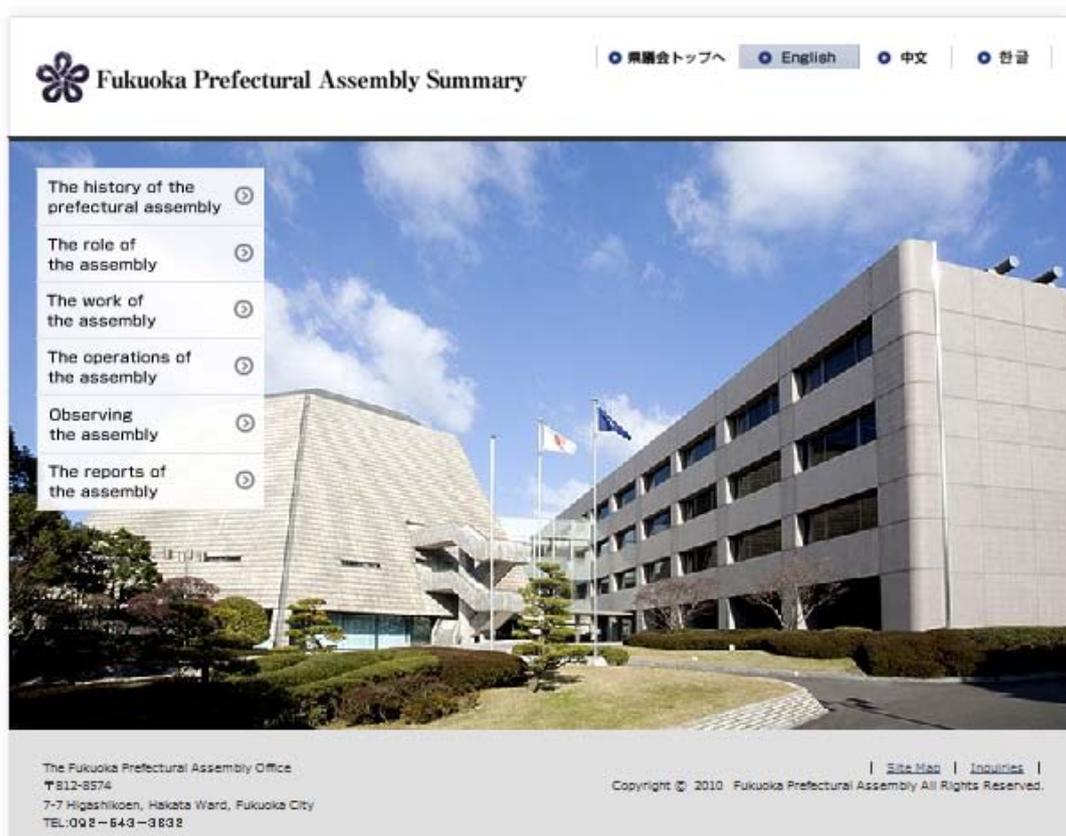
○外国語のページを持つ議会…埼玉県議会、東京都議会、福岡県議会他

神奈川県には約 17 万人の外国人登録者がいます。従って、主要言語で県議会の概要を紹介するホームページを持つことは、外国籍住民の県議会への理解を深める上でも有効です。

例えば、福岡県議会では、英語、中国語、韓国語のページを公開しています。

●英語メニューページ(出典：「福岡県議会ホームページ 英語メニューページ」

[http://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/language/english/\(2010/5/28 アクセス\)](http://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/language/english/(2010/5/28 アクセス)))



提案 13：議会報告会の開催

議会として議会報告会を行います。

【目的】

県民の意見を広く聴き、活動の報告をすること(12条2項)

【現状・課題】

○議会報告会は開催されていません。

⇒議会基本条例 12 条 2 項に報告会の開催が明文化されています。議会としての広報・広聴のために導入する議会が急速に増えています。

⇒県民が議会や議員と接する機会は大変限られています。議会として積極的に地域に向いて、県民意見を集約する取り組みは大変重要です⁷。

【手法】

○県内の公共施設等を利用して開催します。

【費用・財源】

○既存の財源内で、予算の組換えで対応します。

・費用は会場費、議員・職員の会場までの交通費

【効果】

○広聴の充実…県民が直接議員に意見を述べることで、広く県民意見を集めることができます。

○県民理解の促進…議員が県民に直接議会の取り組みを報告することで、県民の議会に対する理解が深まります。

【参考】

○議会報告会を行っている議会：岩手県議会、大分県議会他

「議員と語ろう」(大分県議会)、「本音で語ろう県議会」(岩手県議会)等、名称は様々ですが、議会の積極的な取り組みは概ね評価はされているようです。但し、出席議員の調整や議事運営の仕方等において課題があるとの意見もありました。岩手県議会のホームページでは、報告会でのやり取りが詳細に報告されています。

また、実際に関わった議員の声(岩手県)としては、広報を相当やっているにもかかわらず、一般の参加者は少ないということや対応する議員が 7 名と多いため、限られた時間で多くの議員が発言することができないという短所があるとのことでした。長所としては、自分の選挙区以外のことを知ることができることを挙げていました。

⁷ 参考意見より、「(前略)いつでも誰でも県民と対話ができるような制度が必要だ。」

●写真：本音で語ろう県議会の様子(出典：「岩手県議会ホームページ」

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0731/osirase/ikenkokan/h21ikenkokankekka.html>(2010/4/30 アクセス))



●考察：議員の待遇は誰が決めるべきか

近年は、議会に対する風当たりもますます強くなり、特に議員の待遇への批判が強まっています。議員の中にも、このような世論の影響を受け、報酬や議員定数の削減を掲げて当選する者もいます。

また、群馬県や名古屋市の事例のように、首長側から削減の提案がなされるような事例も見られるようになってきました。確かに首長の提案も1つの民意の表れですが、行政を監視する側の議員の待遇について行政から提案することは多少の問題があるとも考えられます。

さらに、首長から提案された内容を議員が審議することも、多少の無理があるような印象を受けます。名古屋市議会における議員報酬半減条例(市長提案)の委員会審議を傍聴しましたが、議員の待遇を議員自らが決めていくことへの限界を感じました。

議員の待遇については、各議員様々な考え方があると思いますが、自分達の待遇については、全てをオープンにした上で、積極的に住民からの意見を聴き、1つ1つの疑問について真摯に答えていく必要があるのではないかと考えます。

議会報告会は、このように議員自身のみで決定を下すことが困難或いは不適切な案件について意見交換をする上でも大変有効であると思います。

提案 14： 県民参画の推進(例： 県民発言制度)

県民が議会で自由に発言できる制度を確立します。

【目 的】

県民の多様な意見を集約し、県政に適切に反映させると同時に、議会への県民参画を促進すること(7条)

【現状・課題】

- 県民が県議会で自由に発言できる場はありません。
- ⇒県議会として、県民の自由な発言を通じて、多様な意見を反映させる必要があります。
- ⇒議員が、県民の意見に真摯に耳を傾け、1つ1つの意見に対して議論をし、議会としての考え方を示していくことが、議会への県民参画を促進する上でも有効です。

【手 法】

- 本会議或いは委員会において、県民が自由に発言できる制度を確立します。

【費用・財源】

- 既存の財源内で、予算の組換えで対応します。

【効 果】

- 県民参画の促進…自由に発言をする場を設けることで、多様な意見を広聴することができると同時に、県民の積極的な参画が期待できます。

【参 考】

- アメリカの地方議会
アメリカの地方議会では、原則として住民が自由に議会で発言できる場が確保されています。住民の声も審議の重要な判断材料となります。

●写真： ホノルル市議会(米国ハワイ州)(左)／ドーヴァー市議会(米国デラウェア州)(右)



○市民3分間議会演説制度(名古屋市議会)

名古屋市議会では、委員会において市民演説制度を採用しており、申し込みをした市

民が意見を述べることができます。演説者はそれぞれ思考を凝らした意見を述べていて、大変有意義な取組でした。意見に対して議員が議論や反応をできるようにすれば、本当の意味での開かれた議会に近づくと感じました。

●市民 3 分間議会演説制度の概要(名古屋市の HP より)

- 実施回数…各定例会 1 回
- 実施場所…各委員会室
- 演説参加者…名古屋市内に在住、在勤、在学する方
- 発言内容…名古屋市政に関すること(国、県、他市町村等名古屋市政に関係のないことは発言できません。)
- 発言時間…1 人 3 分以内
- 発言者数…各委員会室の定員 7 名(希望者多数の場合は抽選)
- 発言への対応…質疑応答は行いません。
- その他

市政記者クラブ所属の報道機関に対して、演説の撮影・録音を許可しています。

また、演説の記録は作成しません。

名古屋市会市民 3 分間議会演説制度実施要綱及び名古屋市会委員会傍聴人規則等に基づき、下記の注意事項が定められています。

●名古屋市会で実際に行われたあるご婦人の演説の内容

河村たかし市長の誕生以来、市議会を傍聴するようになりました。1 年あまり傍聴に通って感じたことを述べます。

まず、第一に議会が驚くほど儀式化されていたことです。予備知識も何もなく傍聴に行ったとき、係員が木の箱を高く掲げて中を見せてまわり、お、これはマジックショーでも始まるのか、ハトでも飛び出してくるのかな、と見守っていました。が、やがて正副議長の選出の儀式だったとわかりました。既に決まっていることを 2 度も繰り返し午前中の部はそれで終わりました。時給 800 円や 850 円で働いているパートの人たちに比べ、とても違和感を感じました。またこうまで仰々しく選ばれた議長の任期がたった 1 年というのも驚きです。同じ儀式を毎年繰り返し議長室の壁は名誉の写真でいっぱい、そのうち天井にも貼ることになるのではありませんか。

第二に議会運営委員会という会議もあつという間に終わり「アリバイ作りのため」の委員会なのだ、と悲しいことだけ納得しました。また、本当の議論が聞ける委員会が開かれると聞き、勇んで行ったときは予定時間に始まらず、市職員や報道陣と一緒に廊下で待つことなんと 5 時間！とうとう諦めて帰りました。前回は参加した市民スピーチでも廊下で待たされました。選挙で選ばれた議員が話す神聖な場が本会議場だから、委員会の休憩のときにと設定されたそうですが、シロウトが一生懸命に話すことに、真剣に耳を傾けている議員の方が多いようには見受けられませんでした。軽蔑されているようにさえ私は感じました。

(以下省略)

提案 15：県民意見への真摯な対応

住民等から頂いた意見に対して、議員が議論をします。

【目的】

県民の多様な意見を集約し、県政に適切に反映させると同時に、議会への県民参画を促進すること(7条)

【現状・課題】

○県議会に意見を述べ、その意見について議会で議論してもらう方法として、請願と陳情しかありません。

⇒多くの県民の声は、請願や陳情といった仰々しい手続きを必要としているわけではありません。気軽に意見を言って、議会で取り上げてもらえるような仕組みが必要です。

○議会のホームページ上では、県政一般に対する意見・提案は、県民局県民活動部県民課の「わたしの提案（神奈川県への提言）」にするように促しています。

⇒県民は議会にも意見や提案をする権利を有しています。議会自らがそのような声を封殺し、県行政に委ねることは、議会の存在意義そのものを否定することになります。

【費用・財源】

○既存の財源内で、予算の組換えで対応します。

【効果】

○県民参画の促進…気軽に議会に意見を言える手段を設けることで、県民の議会に対する関心が高まり、議会参画が促進されます。

【参考】

○県民との対話を進める議会…三重県議会

三重県議会では、県民ミーティング「議員と語ろう三重の未来！」という形で、県民の意見を聞き、議員との意見交換を行っています。ミーティングの様子は、三重県議会のホームページで見ることができます。

【手 法】

● 「県民意見への真摯な対応」のイメージ

1. 意見募集

メール、手紙、FAX、電話等で県民から意見・提案を募集します。告知媒体としては、ホームページや議会だよりを用います。

2. 委員会報告

県民から寄せられた意見の中で、県政一般及び議会にかかる意見について、それぞれの委員会ごとに整理し、報告書を作ります。

【例】

意見「不正経理について、職員に対する処分が甘すぎるのではないか。」

⇒総務政策常任委員会に報告

意見「議員定数が多すぎるのではないか、半分に減らすべきと提案する。」

⇒議会運営委員会に報告

意見「産業活性化について、県西地域にもっと企業を誘致するべきではないか。」

⇒商工労働常任委員会に報告

3. 委員間討議(⇒提案 21)

毎月開催される委員会で、委員会資料として意見の報告書を添付する。議員は意見の必要性に応じて意見を取り上げ、委員間討議を行う。どの意見を取りあげるかどうかは、委員の裁量による。

【例】

委員 A 「産業活性化について県西地域にもっと企業を誘致するべきという県民意見があるが、県西地域の経済的停滞を勘案すると、大変重要な観点であると考えてる。」

委員 B 「委員 A の意見はもっともであるが、具体的にどのような政策が考えられるのかを示して欲しい。」

委員 A 以下、討議が続く

委員長 「以上、委員間討議の結果、本委員会としては県西地域の産業活性化のために、企業誘致を推進する方向性を確認した。具体的な施策としては農業分野における企業を誘致することが必要であると考え、進出企業に対する期限付きの税負担軽減策を講じることにする。」

提案 16：出張講座の開催

議員が地域や団体に出向いて、県議会の役割や議会活動を分かりやすく説明する出張講座を開催します。

【目的】

県民の意見を広く聴き、活動の報告し、議会への理解を深めてもらうこと(12条2項)

【現状・課題】

○県議会に対する理解や関心は高いと言えない状況にあります。

⇒特に将来の地域を担う学生に対して、議会の役割を説明することは、県政だけではなく、市町村政・国政に対しても関心を持ってもらうことができます。

【手法】

申請のあった団体に対して、議員を派遣して講演をします。

【費用・財源】

○既存の財源内で、予算の組換えで対応します。

○会場や議員の交通費等の必要経費は受入側に負担してもらいます。

【効果】

○県民理解の促進…県議会に対する県民の理解が深まります。

○政治的関心の喚起…中長期的には、議会に関わろうとする人材が増え、投票に行く若者も増えます。

【参考】

○出張講座を開催している議会…三重県議会、大分県議会他

大分県の開催している「議員出前講座」に対する参加者の意見は概ね好評なようです。

但し、議員の負担は大きいため、議員に余裕がある時だけ引き受けるようにすればよいでしょう。

第2章 自立した議会



写真：沖縄県議会では、各議員に「居室」という執務室が与えられています。

本章では、「自立した議会」についての提案を行います。

「自立した議会」

「自立した議会」とは、行政依存ではなく議会主導の議会です。戦後のある時期より、地方議会は陳情と要望を中心とする議会運営が行われてきました。住民要望の中心は社会基盤の整備であり、そのために如何に予算を獲得するかということが議会(及び構成員である議員)の活動の主眼に置かれてきたためです。住民要望がおおよそ単一的で、税収が右肩上がりの時代においては、このような議会の在り方がむしろ県民の意識に合致し、機能をしてきた側面は否定できません。

しかし、社会基盤が充実し、県民の価値観が多様化し、税収も頭打ちになる中で、議会に求められる役割も徐々に変わってきました。住民の要望・陳情を行政に伝えることよりも、行政をより効率的に機能させるための監査機能や、行政の方向性を決定していく政策立案機能といった行政統治・経営機能の充実が求められるようになりました。まさに、行政をしっかりと治める「自立した議会」が求められています。このような「自立した議会」を確立するためには、「組織改革」、「運営改革」及び「議員改革」の三つの要素が重要であると考えます。

第一の要素は「**組織改革**」です。議会には行政と対等かつ緊張感のある関係が求められています(議会基本条例第13条)。従って、議会が組織として自立した活動を行うことが不可欠です。例えば、議長の権能を強化するためには、1年ごとに議長を交代する慣習をまず改めなければなりません。知事が4年間の任期でしっかりと行政を運営するわけですから、議会も地に足のついた代表者を選任し、議会として様々な取り組みを行い、情報発信していくことが不可欠です。

第二の要素は「**運営改革**」です。調査を進めた結果、他の県議会と比較して、神奈川県議会の議会運営は様々な点で改善の余地があります。議会基本条例で定められた素晴らしい理念を実現するためには、議会運営の抜本的な見直しが急務です。特に、質問・要望を中心とした議会運営から、議論・提案を基軸とした運営に変革していくことは、現代の議会に求められる行政統治・経営機能を拡充する上でも必要不可欠です。

第三の要素は「**議員改革**」です。議会を構成するのは各議員です。従って、各議員の資質や政策立案能力が向上することは、即ち議会の権能強化につながります。議員が議会審議や政策立案に集中できる環境を整え、議員自身の能力強化を図れるような体制を構築していく必要があります。例えば、現状における議員の仕事を定量分析すると、議員個人が処理できる許容量を超えていることが明らかであるにも関わらず、議員が職務にあたる環境は従来のままです。今後、議員に求められる役割が更に拡大する中で、職務環境の見直

しを行わなければ、議員の行政依存はますます高まっていくものと想定されます。

以上、「自立した議会」を構築するためにはある程度の予算が必要です。第3章で紹介する「効率的な議会」の提案も視野に入れながら、「組織改革」、「運営改革」、「議員改革」についての提案を紹介していきます。

● 「自立した議会」提案一覧表

| 提案 | 項目 | 提案 | 参考議会事例 |
|----|------|-----------------|-------------------|
| 17 | 組織改革 | 議長任期の複数年化 | 広島、沖縄、沖縄県内議会他 |
| 18 | 組織改革 | 議長定例記者会見の実施 | 三重、愛媛他 |
| 19 | 運営改革 | 議会改革検討会議(仮)の常設 | 三重他 |
| 20 | 運営改革 | 監査委員等の選出方法の見直し | |
| 21 | 運営改革 | 議論・提案を中心とした議会運営 | 富山・三重他 |
| 22 | 運営改革 | 質問回数制限の撤廃 | 岐阜 |
| 23 | 運営改革 | 一問一答質疑の導入 | 山形、滋賀、大阪、島根他 |
| 24 | 運営改革 | 予定会期日程の厳守 | 千葉、岐阜他 |
| 25 | 運営改革 | 委員会の自由質疑導入 | 神奈川県議会以外全て |
| 26 | 運営改革 | 常設型特別委員会の見直し | 静岡、高知他 |
| 27 | 運営改革 | 交渉会派の人数基準の緩和 | 千葉、埼玉、東京、愛知、大阪他 |
| 28 | 運営改革 | 近隣都県議会等との交流促進 | 長野、兵庫、岡山、鳥取、佐賀、長崎 |
| 29 | 議員改革 | 執務空間の確保 | 茨城、栃木、沖縄他 |
| 30 | 議員改革 | 政策スタッフの配置 | 米国州議会他 |
| 31 | 議員改革 | 議会図書室の充実 | 沖縄、鳥取他 |
| 32 | 議員改革 | 新人議員研修の実施 | |

提案 17：議長任期の複数年化

議長を1年間で交代する慣例を廃止します。

【目的】

議会の存在感を高めるために、議長の立場を強化すること(10条4項、13条)

【現状・課題】

- 地方自治法の趣旨に反して⁸、議長を一年交代することが慣例となっています。
- ⇒議長の職務に慣れた頃に交代をさせられるために、議長の本来機能を果たせません(議長経験者のご意見より)。
- ⇒議長交代の為に、様々な事務的・対外的な労力・経費等が発生しています。
- ⇒議長の一年交代という「私益」ではなく、県民のためという「公益」を優先する必要性が、多く指摘されています⁹。

【手法】

- 最初に2年間やってみて、問題がなければそのまま4年間の任期を全うします。
- 副議長についても同様に対応します。

【費用・財源】

- 特に必要ありません。逆に財源効果が見込まれます。

【効果】

- 議長権能の強化…複数年務めることで、県議会の機能強化の先導的な役割(10条4項)をしっかりと担うことができます。
- 経費節減…議長選出のための議会を開催する必要がなくなり、また議長交代にかかる諸事務・費用がかからないため、経費・労力の節減ができます。

【参考】

- 議長が任期を全うする議会…広島県議会、沖縄県議会、沖縄県内の市町村議会他
- 議長が二年交代の議会…三重県議会他

⁸ 「議長及び副議長の任期は、議員の任期による」(地方自治法 103 条 2 項)

⁹ 参考意見より、「(前略)議長が1年で交代する神奈川県議会の実態を重ね合わせると、県議会の代表である、と(議会基本)条例に高らかにうたうことに違和感を覚える。」

提案 18：議長定例記者会見の実施

議長の定例記者会見を実施します。

【目的】

議会としての考え等を表明すること(13条)

【現状・課題】

○議長の記者会見は行われていません。

⇒議長が記者会見を行うことで、メディアを通じて議会の現状を県民に伝えることができます。また、議会が行政と対峙する独立機関であることが理解されます。

【手法】

○定期的に議長の記者会見を行います。また、その様子をインターネットでも公開します。

【費用・財源】

○既存の予算内で、財源の組換えで対応します。

【効果】

○県民理解の促進…定例記者会見を行うことで、議会として意志を示すことができ、議会の活動状況が県民に伝わります。

○説明責任の達成…記者から質問を受けることで、議会としての説明責任を果たせます。

【参考】

○議長定例記者会見がある議会…三重県議会、愛媛県議会他

考察：議会は行政から独立した機関(広島県議会の事例)

次に紹介するのは、広島県議会の平成 21 年 2 月定例会初日の議事録です。神奈川県議会と一体何が違うかを考えてみて下さい。

○議長 これより二月定例会を開会いたします。出席議員六十二名であります。これより会議を開きます。この場合、議席の一部変更を行います。変更後の議席はお手元へ配付のとおりといたします。この場合、今次定例会において、知事、行政委員会の長並びに説明員の出席を求めるに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。直ちに出席を要求いたします。

【知事、行政委員会委員長並びに各説明員出席】

提案 19：議会改革検討会議(仮)の常設

議会改革を検討する会議を常設します。

【目的】

議会改革の推進(2条)

【現状・課題】

○議会基本条例を制定した後、議会改革に関する実質的な検討がなされていません。
⇒議会改革に関する多くの意見があるにもかかわらず、議論されないままになっています。このままでは、議会基本条例が空文化します(参考意見の中には条例の実効性が担保されるかが疑問であるという声が多くありました)。

【手法】

- 議会改革に関する検討会を常設し、定期的を開催します。
- 検討会の中では積極的に県民の意見を聴く場を設けます。

【費用・財源】

○既存の予算内で、財源の組換えで対応します。

【効果】

○迅速な議会改革…議会の直面する課題について常に対応できます。

【参考】

○常設の議会改革機関を設置する議会…三重県議会、岩手県議会他
三重県議会では「三重県議会議会改革推進会議」を設置し、常に議会改革について検討する機会を設けています。三重県議会の議会改革の成果を勘案する限り、大きな効果を上げていると評価できます。以下に会の規約を紹介します。

三重県議会議会改革推進会議規約

(趣旨)

第1条 この規約は、三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第22条の規定に基づく議会改革推進会議に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本会議は、地方分権の時代にふさわしい三重県議会及び都道府県議会の在り方について調査研究を進めるとともに、改革を目指す他の都道府県議会との相互交流を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 三重県議会の改革に関する調査研究
- (2) 都道府県議会制度に関する調査研究
- (3) 道州制、都道府県合併その他の今後の都道府県の在り方等に関する調査研究
- (4) 前3号に係る環境の整備その他の事業
- (5) 他の都道府県議会との交流の促進
- (6) その他本会議の目的達成に必要な事業

(役員)

第4条 本会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 2名

2 役員は、会員の互選とする。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、本会議を代表し、総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事長及び幹事)

第6条 幹事長及び幹事は、幹事会を構成して、会長の命を受け本会議の運営を担当する。

2 幹事長は、幹事会を代表し、会務を統括する。

(監事)

第7条 監事は、会長の命を受け本会議の特命事項を担当する。

(会議)

第8条 総会及び役員会は、必要に応じ会長が招集する。

2 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 規約に関すること。
- (2) 役員を選出に関すること。
- (3) その他会長が特に必要と認める事項

3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、会長がこれを決する。

4 第2項に定めるものの外、本会議の運営に関し必要な事項は、役員会において決定する。

(委任)

第9条 この規約に定めのない事項は、役員会の審議を経て別に定める。

提案 20： 監査委員等の選出方法の見直し

監査委員(議会選出枠)及び神奈川県内広域水道企業団議会議員、神奈川県競輪組合議会議員、神奈川県川崎競馬組合議会議員の選出のあり方を見直します。

【目的】

行政統治・経営を的確に行うこと(8条1項(4)、13条)

【現状・課題】

○議会選出の役職が持ち回りになっています(役職機能の形骸化)。
⇒役職が一年毎の持ち回りになっているので、議員や監査としての管理・監査機能が形骸化しています。その役職について、どのような活動をするのかを明示して、適任者を選出する必要があります。

【手法】

○各役職を望む議員が自分の考えを明らかにし、的確に職務を執行できる者を各議員が選びます。また、一年交代をする慣習を改めます。

【費用・財源】

○特に必要ありません。

【効果】

○議会監査の強化…各役職の本来の役割が発揮されます。

【参考】

●「監査委員の責任は重い！」(竹下譲『地方議会 その現実と「改革」の方向』、イマジジン出版、2010年)

(前略)

議員選出の監査委員は経理の専門家である必要はない。とはいうものの、予算書や決算書を読む能力はそれなりに必要である。それでなければ、自治体が何をしているのか理解できず、監査などできるはずがない。

(中略)

このように、議員選出の監査委員は非常に重要な役割を担っているわけであり、議会は監査委員がそれこそ“議会の代表”だということを強く認識すべきである。各地方議会は、行政のチェックという面で、最も優れている議員を監査委員に選出しなければならない。それが、住民の代表機関・議会の責任でもある。

提案 21： 議論・提案を中心とした議会運営

議員同士の議論を行い、政策提案を行っていきます。

【目的】

議員同士の活発な議論を通じて、行政に対して政策提案を行うこと(9条)

【現状・課題】

○本会議、委員会ともに議員・委員間の議論や政策提案はほとんど存在しません(議会基本条例等調査特別委員会では委員間討論が見られました)。

⇒質疑を中心とした議会運営は、常に行政職員の関与が必要になり、議会開催費用も膨大になります。議論を通じて議会としての意思決定・政策提案をすることを中心とする議会運営に移行する必要があります。

○議会としての政策提言もほとんどありません。

⇒議会が議論をして打ち出した方向性や政策を行政に示す必要があります。

【手法】

○まず、委員会において、委員間討論を実施します。

○議員間で議論をして、提言書等を行政に示していきます。

【費用・財源】

○特に必要ありません。

【効果】

○本来の議会運営…各議員の意見や要望の言いつばなしではなく、議論を通して議会としての考えを構築できます。

○経費節減…議論が中心の議会運営になることで、行政職員が議会対策に割く労力が減少し、本来業務に集中できます。

【参考】

○議員間討論を行っている議会…富山県議会、三重県議会他

富山県議会では、平成12年より議員の発案により「政策討論会」が開催されています。開催は議会の閉会中に行われます。討論時間は概ね2時間程度とし、原則として1テーマについて議論します。テーマの選定は委員長が理事会に諮り決定します。過去に扱われたテーマとしては、北陸新幹線、高校教育、県の財政運営、少子化対策など多岐に渡っています。ここ数年は、制度の見直しのために開催がされていません。

また、三重県議会でも政策討論会議が開催されています。こちらは、富山県議会のものよりも本格的であり、数回の会議後、提言書等を議会としてまとめています。

これらの取り組みは、現在議会に求められている政策立案機能の表れとして大変参考になります。

提案 22：質問回数制限の撤廃

一般質問等の質問回数及び時間制限を撤廃します。

【目的】

議会に多様な意見を反映させること(3条)

【現状・課題】

○神奈川県議会の議員一人当たりの年間質問回数は、47都道府県議会でも最低です。

⇒様々な諸状況を勘案しても、任期中に議員1人当たり1.5回の一般質問の機会がないことは(たいていの少数会派の議員は任期中に1回しか質問機会がない)、議員の職務を著しく制限しており、多様な意見を反映することを目的とする議会基本条例の趣旨にも反します。特に、現状においては「一般質問」が県政全般についての質疑・政策提言等を行う重要な機会となっているため、全ての議員にもっと開放していくことが、多様な民意の反映をするためにも有効です。

【手法】

○徐々に質問回数や時間制限を緩和し、問題がなければ最終的に撤廃します。他議会の事例を参考にしながら、知恵を絞って柔軟に検討すれば、最低限の費用と労力で質問機会を拡充することは可能です。

○提案19「議論・提案を中心とした議会運営」の拡充により、中長期的には質問者数は減っていくと想定されますが、質問権を乱用する議員がいる場合は、議長が議事整理権を行使して対応します。

【費用・財源】

○特に必要ありません。

【効果】

○多様な意見の反映…少数会派の議員にも発言の機会が確保され、多様な意見が出てきます。

【参考】

○自由に一般質問ができる議会…岐阜県議会

岐阜県議会では、申請した者全てが一般質問を行うことができます。

以下に各都道府県議会の質問回数についての統計資料を示します。神奈川県議会の質問回数が少ないことがわかります。代表質問の回数は多いですが、大会派の2回目以降の代表質問は実質的に一般質問化しています。従って、代表質問の回数を減らし、一般質問の回数を拡充することも検討に値します。

●47 都道府県議会の一般質問の現状(B/A=議員一人当たり年間質問回数)

| | 議員定数
=A | 代表質問 | | 一般質問 | | |
|-----|------------|--------|------------------------------|----------|------------------------------|------|
| | | 年間質問者数 | 質問時間 | 年間質問者数=B | 質問時間 | B/A |
| 北海道 | 106 | 8人 | 30~55分 | 81人 | 6~20分 | 0.76 |
| 青森 | 48 | 2人 | 50分(再質問
15分以内) | 52人 | 30分(再質問10分以内) | 1.08 |
| 岩手 | 48 | 3人 | 60分(答弁/再
質問時間含) | 39人 | 30分 | 0.81 |
| 宮城 | 61 | 4人 | 40分 | 68人 | 30分 | 1.11 |
| 秋田 | 45 | 3人 | 45分 | 44人 | 35分 | 1.00 |
| 山形 | 44 | 9人 | 60~80分 | 16人 | 60分 | 0.36 |
| 福島 | 58 | 10人 | 30~60分 | 42人 | 20分以内 | 0.72 |
| 茨城 | 65 | 8人 | 80~120分 | 30人 | 60分 | 0.46 |
| 栃木 | 50 | 7人 | 70分 | 38人 | 60分 | 0.76 |
| 群馬 | 50 | - | - | 56人 | 50~90分 | 1.12 |
| 埼玉 | 94 | 3人 | 60分 | 54人 | 30分 | 0.57 |
| 千葉 | 95 | 14人 | 60分 | 72人 | 30分 | 0.76 |
| 東京 | 127 | 16人 | 27~62分 | 68人 | 10~15分 | 0.54 |
| 神奈川 | 107 | 24人 | 30~55分 | 38人 | 30分 | 0.36 |
| 新潟 | 53 | 9人 | 35分 | 60人 | 30分 | 1.13 |
| 富山 | 40 | 9人 | 40~45分 | 42人 | 20分(総括質問30~35分) | 1.05 |
| 石川 | 46 | 8人 | 30~60分 | 58人 | 20分 | 1.26 |
| 福井 | 40 | 13人 | 30~60分 | 59人 | 20分 | 1.48 |
| 山梨 | 38 | 15人 | 20分・40分選
択 | 35人 | 20分・30分選択(10分も可) | 0.92 |
| 長野 | 58 | 5人 | 概ね60分 | 131人 | 8~26分 | 2.26 |
| 岐阜 | 46 | - | - | 83人 | 30~60分 | 1.80 |
| 静岡 | 74 | 16人 | 45分 | 45人 | 25分 | 0.61 |
| 愛知 | 104 | 11人 | 50分 | 68人 | 30分 | 0.65 |
| 三重 | 51 | 4人 | 70分 | 53人 | 60分(※2) | 1.04 |
| 滋賀 | 47 | 11人 | 60分 | 105人 | 30分 | 2.23 |
| 京都 | 62 | 26人 | 24~57分 | 48人 | 20分(目途) | 0.77 |
| 大阪 | 112 | 9人 | 60~100分 | 43人 | 20分 | 0.38 |
| 兵庫 | 92 | 13人 | 60分(答弁・再
質問含) | 54人 | 45分(答弁・再質問含む) | 0.59 |
| 奈良 | 44 | 12人 | 30~45分 | 34人 | 30分(当分の間25分) | 0.77 |
| 和歌山 | 46 | 0人 | 35分 | 72人 | 40分 | 1.57 |
| 鳥取 | 38 | 11人 | 概ね60分 | 92人 | 25分 | 2.42 |
| 島根 | 37 | 6人 | 40~60分 | 62人 | 30分 | 1.68 |
| 岡山 | 56 | 12人 | 50分 | 85人 | 20分 | 1.52 |
| 広島 | 66 | 4人 | 40分 | 39人 | 30分 | 0.59 |
| 山口 | 49 | 12人 | 30分 | 53人 | 30~55分 | 1.08 |
| 徳島 | 41 | 18人 | 70分 | 19人 | 60分 | 0.46 |
| 香川 | 45 | 10人 | 45~100分 | 52人 | 25分 | 1.16 |
| 愛媛 | 47 | 12人 | 35分 | 44人 | 1人年間50分以内(1回30分以内、
年2回以内) | 0.94 |
| 高知 | 39 | - | - | 37人 | 40~50分 | 0.95 |
| 福岡 | 88 | 16人 | 45分(当初予算
を提出の定例
会は60分) | 117人 | 会派ごとの持ち時間(=議員数×8
分) | 1.33 |
| 佐賀 | 41 | 2人 | 制限なし | 60人 | 50分 | 1.46 |
| 長崎 | 46 | 0人 | 30~55分 | 52人 | 60分 | 1.13 |
| 熊本 | 49 | 6人 | 100分 | 40人 | 60分 | 0.82 |
| 大分 | 44 | 3人 | 50分 | 16人 | 30分 | 0.36 |
| 宮崎 | 45 | 12人 | 45~60分 | 71人 | 30分 | 1.58 |
| 鹿児島 | 54 | 12人 | 答弁含めて120
分(質問時間70
分以内) | 63人 | 答弁含めて60分(第1回定例会は
50分) | 1.17 |
| 沖縄 | 48 | 28人 | 17~43分 | 97人 | 17~20分 | 2.02 |

(出典：平成20年神奈川県議会局の調査を基に筆者が作成)

提案 23：一問一答質疑の導入

一問一答質疑を導入します。

【目的】

分かりやすい議会審議を行うこと(14条)

【現状・課題】

○平成22年より総括質疑と項目別質疑が選択できるようになりました。

⇒質疑の内容によっては一問一答方式が適していることが他議会の導入事例からも明らかになっています。

【手法】

○本会議場で実施する方法もありますが、予算委員会を定例会毎に開催することで、実質的な一問一答の一般質問を実現することもできます。

【費用・財源】

既存の予算内で対応します。

【効果】

○明快な質疑の実現…質問内容によっては、県民にわかりやすい質疑が展開され、県民の理解が深まります。

【参考】

○一問一答質疑を本会議場で行っている議会…大阪府議会、滋賀県議会、島根県議会他

○予算委員会を定例会毎に開催し、実質的な一問一答質疑を行っている議会…山形県議会他

●大阪府議会の議場



●山形県議会予算委員会場



●「討議の意義」(江藤俊昭、日経グローバル編『地方議会改革マニフェスト』、日本経済新聞出版社、2009年)

討議は、単なる質問でも、最終的に賛成や反対を明確にする議決の前に議会が行っている「討論」とも異なる。自由に議員同士が意見を戦わせる、筋書きのない場である。

討議の意義は、問題を多角的複眼的に検討できることである。提出された議案等を、多くの議員がさまざまに討議することによって、メリットとデメリットを明確にし、対立軸を描ける。また、デメリットを緩和する手法も開発できる。

さらに、討議は合意を形成する可能性を増大させる。首長への質問だけでは、議員や会派の見解は所与のものとして動かない。公開での討議がなければ議員や会派、それぞれの妥協も合意もむずかしい。

(中略)

討議を別の視点から見れば、住民代表機関である首長や議会は、住民から信託されるだけでなく、住民の意見をつくり出す役割がある(杉田敦・法政大学教授)。代表者が住民に呼びかけることにより、住民は代表される側として形成される場合がある。議会における討議が、潜在化している住民の意見を顕在化させるのに役立つ。議会の討議によって争点が明確になる。

提案 24：予定会期日程の厳守

予定された会期日程通りに議会を開催するようにします。

【目的】

県議会の適切な運営を行うこと(9条)

【現状・課題】

○本県議会では、国政選挙期間に議会日程が重ならないように調整します。

⇒国政選挙の投票日が定まらなると議会日程が決まらず、無用な労力や作業が発生します。また、日程調整の為に議会の開催日が減らされることも多く、充実した議会審議が阻害されます。さらに、会期が延期された場合は、県民に必要な意思決定が遅延することになり、県民生活に少なからず影響を与えます。

⇒国政選挙との関わりは、各議員個人の政治活動としては重要かもしれませんが、県民のためになされる議会活動を優先させることが県議会議員には求められます。

【手法】

○国政選挙の有無に関係なく、当初予定された日程で議会を開催します。

【費用・財源】

○特になし

【効果】

○充実した議会審議…県民のために充実した議会審議が行われ、迅速な意思決定が行われます。

【参考】

○国政選挙の影響を受けない議会…千葉県議会、東京都議会、岐阜県議会他

いくつかの議会に確認しましたが、国政選挙の為に議会日程を変更する議会はありませんでした。国政選挙と議会運営は関係がないためとの理由が大半でした。

●考察：質問の長さ(菅原直敏、『中部県議会制度等調査報告書』、2009年より)

岐阜県議会の一般質問においては、質問者も答弁者も、簡潔に質問や答弁を行おうとする傾向がある。質問者は30分の持ち時間を全部使おうとするのではなく、与えられた時間内で、出来得る限り簡潔でわかりやすい質問を心がけている。答弁者も、必要な答弁を時間の長短に関係なく行うように心がけている。冗長な答弁に対して、議長から注意がされたこともあったようである。

一方、神奈川県議会では、質問の中身の濃淡に関係なく、質問時間をいっぱいを使い、答弁時間も同程度の時間とする傾向がある。岐阜県議会の事例を検討すると、本県議会においても、より効率的な議会運営が可能ではないかと考える。

提案 25：委員会の自由質疑導入

常任委員会及び特別委員会において、自由質疑を導入します。

【目的】

自由質疑を導入することで審議を活性化させること(9条)

【現状・課題】

○慣例により会派毎に時間を割り振った形で質疑を行っています。

⇒特定の議員に質疑が集中し、柔軟な委員会審議がなされていません。また、時間消化の質疑が散見されます(質疑の目的化)。

【手法】

○会派毎の時間制限を撤廃し、自由質疑を行います。

○質問権を乱用する議員がいる場合は、委員長の議事整理権によって対応します。

【費用・財源】

○特に必要ありません。

【効果】

○委員会の活性化…一部の議員に質疑が集中することなく、様々な意見が委員会で交わされます。

○委員間討論の導入…委員間討論を行うための前提条件です。

【参考】

神奈川県議会以外の46都道府県議会の中で、委員会において神奈川県のような制限を設けている議会は存在しません。特に委員会中継を行っている議会では、期数の別なく活発な質疑が行われています。

提案 26：常設型特別委員会の見直し

常設型の特別委員会を見直します。

【目的】

特別委員会を見直し、意思決定・政策立案に対して意義ある運営をすること(8条1項)

【現状・課題】

○常設型特別委員会が第二常任委員会化しています(どの特別委員会も年4回、必ず県外調査を開催等)。

⇒特別委員会の本来的な運用が行われていないため、目的・成果が曖昧になっています。

⇒特別委員会の常設化については多くの疑問が呈されています¹⁰。

【手法】

○特別委員会は必要あるごとに設置します。

○定例毎に開催することをせず、必要ある時に集中的に開催します。

○行政に対する質問・意見を中心とした運営を見直します。

【費用・財源】

○特に必要ありません。

【効果】

○常任委員会との重複回避…常任委員会と重複するような質疑が抑制されます。

○特別委員会の実質化…目的と成果を明確にすることで、行政に提言することができます。

【参考】

○特別委員会の本来的運用を行っている議会…静岡県議会、高知県議会他

静岡県議会や高知県議会では、委員間討議を行ったり、参考人招致を行ったりと、常任委員会では取り扱わない特別な課題に対して、意義のある取り組みを行っています。審議の結果は成果物として提言書等を作成し、行政に反映させています。

高知県議会の特別委員会の活動状況を以下に紹介します(中間報告までの流れ)。神奈川県議会の特別委員会と比較して、3つ大きく異なる点があることに注目して下さい。①開催が不定期である点、②議員間で討議をする点そして③参考人招致を活用する点です。

なお、神奈川県のような常設的かつ形式的な特別委員会の運用を行っている都道府県議会は現在ほとんど見られなくなっています。

¹⁰ 松本英昭、『新版逐条地方自治法第4次改定版』2008年、学陽書房

●神奈川県議会の特別委員会の流れ(社会問題総合対策特別委員会)

| 回数 | 開催日 | 審査・調査の概要 |
|----|--------------|-----------------------------|
| 1 | H21.7.3 | 正副委員長の互選、執行部との質疑 |
| 2 | H21.10.1 | 執行部との質疑 |
| 3 | H21.11.25~27 | 県外調査(2泊3日) |
| 4 | H21.12.15 | 執行部との質疑 |
| 5 | H22.3.8 | 執行部との質疑 |
| 6 | H22.5.25 | 締め(数分で終了)、この後本会議にて紙1枚の報告書提出 |

●高知県議会の特別委員会の流れ(経済活性化・雇用対策特別委員会)

| 回数 | 開催日 | 審査・調査の概要 |
|----|-----------|--|
| 1 | H19.6.24 | 正副委員長の互選 |
| 2 | H19.7.6 | 今後の委員会活動について委員間で討議 |
| 3 | H19.8.1 | 高知県における経済・雇用の現状と課題について執行部から聴取 |
| 4 | H19.8.3 | 高知県における経済・雇用の現状と課題について執行部から聴取 |
| 5 | H19.9.14 | 土佐経済同友会との意見交換
「高知県経済活性化の方向性と活性化策に関する提言」の概要説明と質疑
参考人：土佐経済同友会 代表幹事 岡内 啓明氏
同 地域経済活性化委員長 渋谷康一郎氏 |
| 6 | H20.2.15 | 株式会社四国銀行との意見交換
参考人：株式会社 四国銀行 取締役頭取 青木章泰氏 |
| 7 | H20.4.8 | 委員長の辞任及び互選 |
| 8 | H20.6.18 | 今までの委員会活動の整理と今後の取り組みに関し委員間で討論
岡村甫高知工科大学教授との意見交換
参考人：学校法人高知工科大学教授(前学長) 岡村甫氏 |
| 9 | H20.7.22 | 産業振興計画策定の進捗状況について執行部から聴取 |
| 10 | H20.8.19 | 産業振興計画策定の進捗状況について執行部から聴取 |
| 11 | H20.9 | JAグループ高知との意見交換
参考人：
高知県農業協同組合中央会 会長 山崎實樹助氏
全国農業協同組合連合会高知県本部 本部長 尾崎眞一氏
高知県園芸農業協同組合連合会 会長 大山端氏 |
| 12 | H20.11.11 | 産業振興計画中間とりまとめ等について執行部から聴取 |
| 13 | H21.1 | 中間報告とりまとめ |

提案 27：交渉会派の人数基準の緩和

交渉会派の人数基準(現在 8 名)を緩和します。

【目的】

県民の多様な意見を反映すること(7 条)

【現状・課題】

○交渉会派の基準は 8 名です。

⇒交渉会派以外は、議会活動が大幅に制限されるにもかかわらず、結成基準が高いため、多様な意見が議会に反映されにくい状態となっています。また、併せて一部の常任委員会において特定の会派を排除する慣例を廃し、議員数の割合によって委員会の割り当て数を決定することが、公平性の観点からも必要です。

【手法】

○交渉会派の基準数を他都県並みの 5 名以下に引下げます。

【費用・財源】

○特に必要ありません。

【効果】

○多様な民意の反映…基準を下げることで交渉会派が増える可能性があり、多様な意見が議会に反映されるようになります。

○議会活性化…交渉会派が増えることは、活発な議論を喚起する可能性が高く、議会が活性化します。

【参考】

○主要な議会の交渉会派¹¹の人数

神奈川県議会(議員定数 107 名)と比較可能な都府県議会においても、交渉会派の結成基準は比較的に低いことが窺えます。

- ・東京都議会(議員定数 127 名、交渉会派数 4 会派、その他 5 名)…5 名(4 会派、)
- ・大阪府議会(112 名、5 会派、2 名)…5 名
- ・神奈川県議会(107 名、4 会派、8 名)…8 名
- ・愛知県議会(104 名、3 会派、0 名¹²)…7 名
- ・千葉県議会(99 名、3 会派、8 名)…5 名
- ・埼玉県議会(94 名、4 会派、7 名)…4 名
- ・福岡県議会(88 名、4 会派、4 名)…5 名

¹¹ 議会毎に名称は異なります。

¹² 愛知県議会には 3 会派しかなく、自民 56 名、民主 37 名、公明 7 名(欠員 4 名)です。

提案 28：近隣都県議会等との交流促進

近隣都県議会や県内市町村議会との交流を促進します。

【目的】

近隣都県議会等との交流促進により、広域的或いは地域的な課題への理解を深めること(8条2項)

【現状・課題】

○他議会との交流の場は存在しません。

⇒議長レベルでの交流はありますが、議会全体レベルでの交流はないため、お互いの理解が少ないです。

【手法】

○政策課題ごとに近隣都県議会と連携し、交流を行います。

首都圏広域連携…神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県

山静神広域連携…神奈川県、山梨県、静岡県

○県内の基礎自治体議会と交流を行います。

【費用・財源】

○既存の財源内で、予算の組換えで対応します。

○費用は100万円程度(各議会の負担金等)

【効果】

○相互理解の促進…隣県の議会レベルでの理解が深まり、各議会の審議に反映されます。

○広域連携の促進…特に県境を越える広域課題について対応できます。

【参考】

○議会による広域連携の事例

・鳥取・岡山県議会土木関係常任委員会合同会議…両県の土木関係の課題を解決するために昭和50年代より開始。

・佐賀・長崎両県議会行政懇談会…年数回、講演や意見交換会を行い交流

・近畿6府県議員交流フォーラム…分科会などの勉強会を開催

○市町村との交流の事例

・兵庫県地方議会協議会…県議会と市町議会が、現下の政策課題や地域課題について意見を交わし、その論議の成果を議会の審議機能と政策形成機能に生かし、地方議会相互の連携と意思疎通を図ることを目的とした協議会

・「こんにちは県議会です」(長野県議会)…市町村長等と意見交換

提案 29：執務空間の確保

控室のあり方を抜本的に見直して、執務空間を中心とした形にします。

【目的】

- 議員の政策立案能力・調査研究能力等を向上させること(4条(2))
- 控室改修にかかる費用を削減すること

【現状・課題】

- 各議員に与えられたスペースは事務机とロッカーです。
⇒調査研究資料を置くスペースがほとんどなく、議会活動を充実するための大きな障壁となっています。
- 改選毎に多額の費用(平成19年度約8600万円)をかけて、控室を改修工事しています。
⇒初期投資は多少掛かりますが、個室整備後は改選毎の多額の費用はかからなくなります。
- 任期中の会派の変更に対応できません。

【手法】

- 控室のあり方を根本的に見直し、個室主体の形式にする。
- 委員会室の半分を廃止する等、ファシリティマネジメントを徹底し、議会施設の有効活用を図る。

【費用・財源】

- 財源は、改選毎にかかる控室改修費用に増額計上して対応します(但し、増額分は中期的には十分回収できます)。

【効果】

- 議員の権能強化…政策立案及び政務調査に議員が集中できるようになります。
- 経費大幅節減…初期投資後は、改選毎の多額の改修費用がかからなくなります。

【参考】

○個人の執務空間を充実させている議会…沖縄県議会、茨城県議会、栃木県議会他
沖縄県議会は「居室」という完全な個室を配備しています。琉球政府時代、議会はアメリカ型の完全な立法機関であったため、議員各自の政策立案能力が重視されており、各議員に執務室がありました。その名残もあり、新しい議会棟を建設する際も、議会の強い要請から、執務空間の整備が取り入れられました。

実際には多少手狭な感じも受けますが、調査研究資料も配置でき、各議員が議員活動に集中していました。また、団会議等を行う空間は別に存在しますので、会議ごとに居室から向かうこととなりますが、不都合は一切存在しないとのことでした。

神奈川県議会では、1人会派が結果的に個室となっていますが、印象としてはそれらと同じです。

また、茨城県議会では間仕切りを用いることで、疑似的に執務空間を作り出しています。

●沖縄県議会の「居室」



●茨城県議会の間仕切り執務スペース



提案 30：政策スタッフの配置

議員に対して直属の政策スタッフを配置します。

【目的】

議員の政策立案能力・調査研究能力等を向上させること(4条(2))

【現状・課題】

- 日々行政から提供される情報、県民から寄せられる意見等が膨大であり、議員個人の処理能力を超えています。
⇒議員の下に日々寄せられる情報を定量分析すると、個人で処理できる容量を超えています。その為、議員の中には事務及び政策立案業務を行政職員に代行させている事例も見られます。このような現状は改善する必要があります。
- 議員は地元活動等もあるために、常に議会で政務に携わっているわけではありません。
⇒政策スタッフが常に議員の政策立案、調査研究を継続すれば、議会の機能が中断することがありません。

【手法】

- 希望する職員を議員が政策スタッフとして選任する制度を創設します。
- 行財政改革を徹底し、余剰の職員を捻出し、対応します。
- 交渉会派には別途数名の政策スタッフを充てます。

【費用・財源】

- 財源は、行政も含めた人員の適正配置によって捻出します。また、議員定数削減や報酬削減によって浮いた財源も行政に戻さず、スタッフの人件費として一部用います。
⇒提案 35 へ

【効果】

- 議員の権能強化…議員の政策立案及び調査研究能力が確実に高まります。
- 議会業務の継続…政策スタッフがいることで、議会及び議員の機能が継続します。
- 諸々の効率化…行政職員が議員の業務に関わる必要がなくなり、多くの点で経費・労力の節減が図られます。

【参考】

- 「議員個人」から「議員チーム」への変革

アメリカの州議会や主要な地方議会では、議員の報酬は低額であっても、議員のスタッフ機能は充実させています。例えば、デラウェア州議会では最低 1 名以上のスタッフを各議員が抱えています。またホノルル市議会でも平均 2～3 名のスタッフを各議員が抱えています。但し、議員の報酬は低額です。なお、日本の地方議会は議員個人への待遇には多大な予算を割きますが、議員の仕事環境にはほとんど予算を割かない傾向があります。

提案 31：議会図書室の充実

議会図書室の調査機能を充実させます。

【目的】

議会図書室の調査機能を強化すること(10条6項)

【現状・課題】

○蔵書数が少なく、議員の利用率も低い状況です。

⇒図書室の調査機能を充実させ、予算を増額する必要があります。

【手法】

○議員が必要とする情報や蔵書を迅速に収集できる機能を強化します。

○蔵書については、議員の希望する(調査に直結する)図書について優先的に購入するようにします。

【費用・財源】

○既存の財源内で、予算の組換えで対応します。

【効果】

○議員の権能強化…議員の調査研究能力が拡充されます。

【参考】

○図書室の充実を図っている議会…沖縄県議会、鳥取県議会他

●沖縄県議会と神奈川県議会の図書室の比較

| | 蔵書数(議員1人あたり) | 利用議員数 | 面積 | 予算(千円) |
|--------|------------------|-------|------|--------|
| 沖縄県議会 | 132,086冊(2,752冊) | 136名 | 565㎡ | 2,906円 |
| 神奈川県議会 | 12,210冊(114冊) | 274名 | 179㎡ | 4,920円 |

参考：沖縄県議会及び神奈川県議会の『議会図書室のあらまし』より筆者が作成



写真：沖縄県議会図書室

提案 32：新人議員研修の実施

議会として新人議員研修を実施します。

【目的】

議員の資質を向上させること(4条2項)

【現状・課題】

○議会として新人議員に対する研修はなく、各会派・議員に委ねられています。

⇒基本的な事項を身につけることで、質疑のレベルが向上します。

⇒また同時に、パソコンを使えない議員に対しても研修を行う必要があります。行政職員全てがパソコンを使えないと仕事ができないように、議会も合わせていく必要があります。⇒提案 43 へ。

【手法】

○議員が最低限身につけるべき基礎的知見を整理します。

○選挙終了後から任期が始まるまでの期間(4月中下旬)に、体系的な議員研修プログラムを実施し、整理した内容を身につけさせます。

【費用・財源】

○既存の財源内で、予算の組換えで対応します。

【効果】

○議員の能力向上…議会人としての基本的な能力が備わるため、最初の議会から問題なく議会審議に参加できるようになります。

第3章 効率的な議会



写真：三重県議会本会議場。プロジェクターや質問台の設置等様々な取り組みに挑戦している。

本章では、「効率的な議会」の提案を行います。

「効率的な議会」

「効率的な議会」とは、各活動に的確な目的・目標を設定し、その成果を明らかにし、その手段として最大限効率的な方法を選べる議会です。そのためには、議会という組織が、住民からどのような役割を期待され、何をすればよいのかを改めて考え直す必要があります。「効率的な議会」を実現するためには、「目的意識」、「成果意識」、「費用意識」の三つの要素が重要となってきます。

第一の要素は「**目的意識**」です。本会議、委員会、視察・調査等、様々な活動を議会は行っていますが、形式や慣例・慣習が優先され、目的が希薄になっている活動も見られます。例えば、常設的に設置されている特別委員会は、毎年設置することに重きが置かれ、特別委員会としての本来的な役割が果たされていません。また、毎年恒例的に実施されている行政視察のあり方も再検討しなければなりません。議会の全ての活動に対して目的意識を持ち、或いは適切な目標設定をしていくことが重要です。

第二の要素は「**成果意識**」です。議会の様々な活動に対して成果を示していくことが求められています。特に県民から寄せられる批判も、議会の実施する活動の成果が、費用をかけている割に見えてこないことに起因しています。例えば、委員会で調査を行ったのであれば、詳細な調査報告書を各議員の意向の下に作成し、その調査内容が委員会でどのように活用され、更には行政に如何に反映されたのかを明示していくことが大切です。

第三の要素は「**費用意識**」です。県財政が厳しくなる中で、議会予算の削減も続いています。従って、経費の節減を行うことは大変重要であると考えますが、同時に目的と成果を明確にし、その為に効率的な予算配分を行っていくことも、「開かれた議会」及び「自立した議会」を実現するためにも必要不可欠です。

以上、「効率的な議会」を実現するための必要な要素を紹介しました。大切なことは、議会の役割を再定義し、各議会活動に目的と成果を明らかにした上で、費用対効果を意識した取組を徹底していくことです。

● 「効率的な議会」の提案一覧表

| 提案 | 項目 | 提案 | 参考議会事例 |
|----|------|-------------------|--------------|
| 33 | 目的意識 | 目的意識の高い議会運営 | 三重 |
| 34 | 目的意識 | 行政視察の手法の見直し | 千代田区、大阪、福岡他 |
| 35 | 成果意識 | 成果を意識した議会運営 | |
| 36 | 成果意識 | 政務調査費の運用方法の見直し | |
| 37 | 費用意識 | 議会予算の抜本的見直し | |
| 38 | 費用意識 | 議員報酬の更なる削減 | 大阪他 |
| 39 | 費用意識 | 広報媒体の効果検証・あり方見直し | 群馬、静岡、和歌山、岡山 |
| 40 | 費用意識 | 県政調査事業の廃止 | |
| 41 | 費用意識 | 諸費用の見直し | |
| 42 | 費用意識 | ペーパレス化・IT 技術の積極活用 | |
| 43 | 費用意識 | 本会議の午前開催他 | 福井、広島、山口他 |
| 44 | 費用意識 | 審議会委員等の報酬廃止 | 岩手他 |
| 45 | 費用意識 | 行政職員の議会対応の規則化 | 栃木、鳥取、高知他 |
| 46 | 費用意識 | 長期欠席議員の取り扱い | 秋田、新潟、福岡他 |

提案 33：目的意識の高い議会運営

各議会活動において、目的を明確にして取り組みます。

【目的】

会議等の目的を達成するために、具体的な目標を設定すること(9条)

【現状・課題】

○会議の中には、目標がはっきりしないものが存在します。

⇒例えば、毎年常設的に設置されている特別委員会は、目的意識が薄く、何をもって目的を達成したか明らかではありません。

【手法】

○議会の全ての活動に対して、「目的」、「成果」及びそれにかかる「費用」が適切かを考える機会を作ります。

【費用・財源】

○既存の予算内で対応します。

【効果】

○曖昧な取組の減少…目的と成果が希薄な議会活動が減ります。

【参考】

○目的を意識している議会…三重県議会

三重県議会では、会議・検討会等を設置する際に、目的を明確にし、その為に必要な手段を的確にとっています。従って、成果も明確になり、その後の検証もしっかりと行われています。

提案 34：行政視察の手法の見直し

行政視察のあり方や実施方法を見直します。

【目的】

目的意識を持った議会運営を行うこと

【現状・課題】

○委員会視察が定年行事化しており¹³、物見遊山との批判が一部にあります。

⇒委員の視察に対する目的意識にばらつきがあります。予算ありきの調査は見直す必要があります。

○視察の成果が曖昧です。

⇒調査結果がどのように委員会審議に反映されたかが曖昧です。成果物も含めてしっかりと県民に示す必要があります。

○視察の手法が画一的です。

⇒視察の目的を明確にし、最小限の費用で最大限の効果をあげられる手法を検討すべきです。必ずしも委員全員が視察に参加する必要はないと考えます。

【手法】

○視察先を正副委員長に一任せずに、目的と必要性を明示した上で、全委員の議論によって決めるようにします(必要性がない場合は、実施しないこともありえます)。

○調査先選定過程を委員会議事録に残して、明らかにします。

○各議員が調査報告書を提出することで、調査内容を議会で共有できるようにします。

○議員数名を派遣して、後日委員会で報告をする形等、費用対効果を意識した様々な手法を取り入れます。

【費用・財源】

○特に必要ありません。

【効果】

○説明責任の達成…県民に対して説明責任を果たすことができます。

○調査の活性化…委員全員が共通の問題意識を持って調査に臨むので、調査の効果が向上します。

○経費節減…費用対効果を意識することで、経費節減が図れます。

【参考】

○視察のあり方を見直している議会…千代田区議会、大阪府議会他

○視察の決定過程を明らかにしている議会…福岡県議会他

次項に紹介するのは、千代田区に設置された「千代田区行政視察に関する懇談会」の意

¹³ 千代田区議会では、行政視察の議員の不祥事に関わって、「当初から予算が生まれ、各常任委員会とも一定の季節に行政視察を行うことが慣例となっていました」とし、「始めに視察ありきのスタイルはやめよう。もっと緊張感が必要である」という意見がなされました。(千代田区議会『平成 19 年企画総務委員会管外行政視察調査報告書』より)

見書の内容ですが、日本全国大半の議会にとって、検討に値する内容であると思われます。改めて行政視察のあり方を考える必要があります。

●千代田区行政視察に関する懇談会意見書(2007年12月20日、一部抜粋、全文は千代田区議会のHPで閲覧可能)

3 懇談会の議論を通じて問題と考えた点

参考までに、懇談会で今回の行政視察の問題として議論した点について、以下に指摘する。懇談会では、この中にはこれまで行われて来た他の行政視察にも当てはまる指摘もあるものと考えている。

(1) 費用対効果

地方自治法では財政原則について、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」(第2条第14項)と規定し、地方財政法では、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」(第4条第1項)と規定している。議員の行政視察においてもこの原則は及ぶ。ただ、その厳密度に一定程度の幅があるに過ぎない。とくに、財政の逼迫ないし破綻が多く自治体を悩ませている昨今、仮に千代田区自体がそのような財政状況になかったとしても、慎重な検討が求められる。

(2) 企画手続の杜撰さ

今回の行政視察は、議長に提出された国内視察派遣承認要求書をみるだけでも、費用対効果を考慮したとは思えない、きわめて杜撰な企画であることが明白である。すなわち、上記要求書では、沖縄県宮古島市及び同県糸満市、宜野湾市を行政視察対象とし、視察目的を一応書いているが、その説明内容はきわめて抽象的一般的で、千代田区議会の現在の課題との具体的関連性も必要性も説明されていない。

企画総務委員会としてこのような行政視察を、行政視察実行日の3日前に議長に要求する緊急性もなく、企画自体に疑問がある。しかも、議長がこのような企画を直ちに承認している。

ここには企画総務委員会において企画を慎重に検討するという姿勢も欠けている。

企画総務委員会の説明によれば、行政視察は毎年の恒例行事になっていたとのことであるが、恒例行事化していること自体問題である。

(3) 議長の参加形態

今回の行政視察では、現議長が一委員として参加している。

しかし、議長は、地方自治法上、「議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」(104条)立場にあり、委員会との関係は、議長は「委員会に出席し、発言することができる」(105条)とされている。議長のこのような立場、このような発言権からすれば、議長が委員会の一委員となることは、適当でない。

議長は特定の委員会に属さないことを検討すべきである。

議長は議長として委員会に出席できるのである(地方自治法105条)から、特定の行政視察に参加する必要があったとしても、委員として参加する必要はない。

(4) 参加人数

企画総務委員会を構成する議員の説明によれば、各議員の問題意識がばらばらということもあって、今回の行政視察のような委員全員参加方式は、必ずしも適当とは言えないということであった。各議員が住民から選ばれていることからすれば、問題意識がばらばらになるのは当然である。そのような委員が問題意識の有無、違いを無視して、一律に同じ行政視察を行うことは無意味である。

全員一律参加形態は廃止すべきである。必要な調査について必要最小限の議員を派遣することとすべきである。

議員全員が行けないのは不公平だと考える議員がいるとすれば、それは千代田区議会議員という公的立場での公費による行政視察を私物化するものであり、容認できない。

(5) 議員の参加義務

今回の行政視察については日程の直前に不参加を決めた議員がいる。当該議員の説明によれば、事情があって不参加となったとのことである。行政視察が委員会活動であるならば、本来、議員には参加義務があるはずである。日程の直前になって自由に不参加を認めたのだとすれば、不参加を決めた議員も、これを認めた委員長や議長の対応も問題である。真に有意義な行政視察であるならば、参加議員はそれぞれの役割分担を持って参加しているはずであるから、やむを得ない事情がないかぎり、不参加は認めるべきではないし、不参加がやむを得ない場合には、当該議員の役割分担を代わって担う議員を決めることで、行政視察の充実を維持すべきである。

(6) 住民への成果の還元

行政視察参加議員が相互に協力し合って、区民に還元できる成果を上げるよう努めるべきである。行政視察は公費によって千代田区議会議長の名において公的に実施されるものであるから、その成果は一議員だけでなく、委員会全体、さらに議会、住民にも還元するようにすべきである。その場合、報告書ないし資料集の内容は、市販されている、あるいはインターネット等で簡単に入手できるような、独自性のない一般的資料は、本来、必要ないから必要最小限とし、独自調査による内容によって構成されるべきである。

そのような報告書ないし資料集の公表方法としては、

① 『議会だより』の紙質を落としてページ数を増やすなどしてある程度詳しいものを掲載する

- ② 千代田区立図書館に設置する
- ③ 千代田区議会のホームページに載せる
- ④ 地域での説明会

などが考えられる。

このような公表を積極的に行うことによって、住民から様々な評価が出て来る可能性がある。辛らつな批判もあるであろう。が、それらの様々な評価を受けることによって、その後さらに充実した行政視察になるはずである。

(7) 協力自治体等への報告

行政視察の報告書は、住民に対してだけでなく、むしろそれ以上に、行政視察に協力してもらった自治体や関係者に協力のお礼の意味を込めて提供すべきである。そうすることによって、協力自治体等は千代田区議会の行政視察に協力したことの意義を実感することができるし、将来にわたる協力関係のきっかけにすることもできるのである。

したがって、今回の行政視察の報告書が完成したときには、これを宮古島市、糸満市、宜野湾市等に提供すべきである。

(8) 随員職員の問題

今回の行政視察では、議員8人に対して職員4人（執行部側2人、議会事務局2人）が参加しているが、職員の参加比率が高過ぎる。

ふだんの議会活動においても、職員は議会、委員会、議員の補助役として機能しているから、行政視察において随員職員はおよそ不要ということにならないかもしれないが、できることなら、議員だけの構成による行政視察が行われるべきであり、随員職員を必要とする場合であっても、必要最小限の人数と必要な最小限の稼働にかぎるべきである。執行部の職員は議員の補助役としてではなく、執行部の独自の必要性による参加に限るべきである。

(9) 夜間の私的行動について

今回の行政視察では、昼間の行動だけでなく、夜の私的行動にも問題があった。夜の飲食の席で知り合った女性と翌日、ドライブをした議員がいた。職務外の時間帯とは言え、地元から離れての行政視察中の場合、その地域では24時間、参加者は『千代田区議会議員』である。例えば、深夜の飲食店などでトラブルに巻き込まれるようなことがあった場合、「行政視察中の千代田区議会議員」としてその行動が注目されることになる。その点の自覚が必要である。

(10) 視察予定の事前公表

今後の行政視察は予定が決まった段階で、企画内容等を公表すべきである。

4 懇談会からの提案

(1) 法律の裏付けのある議会活動へ

議会の役割は首長部局の行政や予算、予算執行等をチェックすることが主であるが、そのチェックの機軸となるのが法令、条例等である。そうであればこそ、首長（部局）は議会の意向を尊重すべきことになる。ところが、その議会、委員会、議員の活動が法令等を遵守されずになされているとすれば、それはチェック機関としての的確性に疑問を生じることとなる。懇談会では、今回の行政視察問題の検討を通じて議会活動等のあり方について見直すべきことがあると考える。

(2) 行政視察の全面見直し

行政視察には法律上の根拠がない。単なる慣例として行われて来た。それが今回のルーズな企画提案、議長の安易な承認となった。地方自治法上の「調査」（第109条第6項、第109条の2第5項、第110条第5項）によるべきである。3で指摘した事項はここにも全面的に当てはまるものである。

(3) 本会議での報告

委員会の「調査活動」（行政視察を続けるのであれば、それも）は、議長に報告するだけでなく、本会議の日程に「報告」として組み込むべきである。そして、議長が調査責任者に議場で報告させ、他の委員から調査内容等について質問できるようにすべきである。そうすることによって、調査結果は特定の委員会内だけの資産に止まらず、全議員はもとより、執行機関、ひいては住民全体の資産となる。そうであるだけに、調査活動を行なう委員会ないし議員（議員派遣の場合）は、本会議での報告及びそこでの質問に応じられるだけの調査活動をしなければならないという責任を負うことになる。

(4) 本会議・委員会運営の見直し

今回の問題に関する議員間の議論は、各派協議会という非公式の場で行われていた。

4議員の謝罪はテレビカメラ撮影や傍聴を認めた上での企画総務委員会懇談会の場で行われたものであり、本会議でも委員会でもなかった。このような重要な問題については、曖昧な手続で対処すべきではなく、「議会」として、たとえば、特別委員会（地方自治法第110条）を設置するなどして、法的な位置づけのある公の場で議論すべきである。

(5) 議会独自の監査の仕組みの必要性

今回の行政視察については議長も監査委員もチェックできていなかった。長年の慣例が議長らのチェック意識を生じさせなかった原因と考えられる。しかし、議員が自分には甘く、執行部には厳しい、という態度であれば、到底、住民の納得するところではない。執行部に対して厳しくするに、自らに対しても同等かそれ以上に厳しくすべきである。議員は執行部の予算や予算執行をチェックすることが期待されている。しかし、その視点からのみ選ばれているわけではない。議員全員に対するチェック技能を高めるための研修が必要である。個々の議員のチェック能力が高まることで、今回のような問題は起こりにくくなる。それでも議員が自分についてチェックするのはむずかしい。地方自治法第100条の2もしくは条例で、第三者によるチェック機関か、第三者と議員（各派）で構成するチェック機関を設けることによって、議会のチェック機能は更に強化されるはずであるから、このような仕組みを作ることも検討すべきである。

提案 35：成果を意識した議会運営

成果意識を持って議会運営を行うようにします。

【目的】

- 最小限の費用で最大限の効果をあげること
- 県民への説明責任を果たすこと

【現状・課題】

- 議会活動における成果物が十分ではありません。
- ⇒本県議会では、様々な議会活動における成果物が充実していません(例えば、特別委員会を1年間行った後で提出される報告書は、A4用紙1枚です)。

【手法】

- 充実した成果物を常に示すようにします。
- 提言等を行った結果がどのように行政に反映されているかを調査します。

【費用・財源】

- 特に必要ありません。

【効果】

- 議会活動の充実…成果を意識することで、議会活動が充実します。

【参考】

- 成果を意識している議会…三重県議会、岩手県議会他
- 三重県議会では、検討会議等を設置した際、それらの成果をしっかりと目に見える形で、HP上で公開し、必要がある場合は知事等に提言を行っています。また、実際に行った議会改革事項について、その成果を検証し、見直しを行っています。本県ではこのような取組は一切行われておらず、大いに参考となる事例と考えられます。

●成果を上げる八つの習慣(P.F.ドラッカー『経営者の条件』、2006年、ダイヤモンド社)

- (1)なされるべきことを考える
- (2)組織のことを考える
- (3)アクションプランをつくる
- (4)意思決定を行う
- (5)コミュニケーションを行う
- (6)機会に焦点を合わせる
- (7)会議の生産性をあげる
- (8)「私は」でなく「われわれは」を考える

提案 36：政務調査費の運用方法の見直し

政務調査費の運用方法を見直します。

【目的】

限られた予算を効率的に用いること

【現状・課題】

○議員 1 人当たり年額 636 万円(月額 53 万円)が政務調査費として、会派・議員又は両方に支給されています。

⇒政調費は様々な問題点が指摘されており、抜本的な運用方法の見直しが必要です。

【費用・財源】

○特に必要ありません。

【手法と効果】

●新しい政務調査費の運用方法のイメージ

1. 目的の明確化

目的⇒調査目的を明確にすることで、政調費の適正使用を促進

○調査計画書の提出

・1 年間の調査計画書を提出します⇒ホームページ上で公開

○予算案の提出

・調査計画書を基に予算案を作成します⇒ホームページ上で公開

2. 会計業務の一元化

目的⇒政調費にかかる議員及び職員の労力を軽減し、適正な会計処理を促進

○会計系の雇用

・会計係に帳簿作成や出入金の処理を一元化します

・固定費(人件費、事務所費等)や高額な支出(3 万円程度)以外は、議員が領収書を提出し、金銭を受け取るようにします

・会計係創出の経費は、各議員の政調費の一部を一般会計に戻して捻出します

3. 情報公開の徹底

目的⇒情報公開を徹底することで説明責任を果たすと同時に政調費の適正使用を促進

- 政調費の支出明細を月単位で議会のホームページに公開
 - ・不適正な使用について外部から常に指摘ができる環境になります
- 各議員の視察報告書も議会のホームページに公開
 - ・調査成果が常に共有されます

4. 監査体制の強化

目的⇒入口・運用・出口の三段階で、政調費の不適正処理を防止

- 会計係による監査
 - ・会計係に領収書を提出して金銭を受け取る段階の監査
- 県民による監査
 - ・常時情報公開による県民からの監査
- 外部からの監査
 - ・最終会計報告を外部監査

5. 調査成果の開示

目的⇒政調費によって実施された調査及びその成果の報告

- 調査報告書の提出
 - ・1年間の政調費による調査報告を行います
- 決算報告
 - ・予算と決算を比較することで執行の適性を判断できます

提案 37：議会予算の抜本的見直し

議会予算の抜本的見直しを行います。

【目的】

経費節減及び政策的経費の財源確保

【現状・課題】

○議会費については、経費節減や効率化の余地が多分にあります。

⇒優先順位の高い事業に予算を重点配分する必要があります。

⇒なお、議会予算の単純な削減は、目先の費用削減には効果がありますが、中長期的には、行政に対する監視機能等が低下し、行政部門においてそれを上回る費用負担が生じる可能性があります。

【手法】

○大幅な予算の見直しを行います。

【費用・財源】

○財源効果が見込まれます。筆者の試算では 2 億円程度は最低限見込めます。

【効果】

○開かれた議会…本提案書における「開かれた議会」の取組の財源になります。

○自立した議会…本提案書における「自立した議会」の取組の財源になります。

【参考】

●議会費と予算の見直しによる財源効果(平成 22 年度予算書をベースを基に筆者が作成)

| | 内容 | 予算額(千円) | 財源効果(千円) | 提案 |
|----|----------------------|------------------|-----------|----------|
| 1 | 議員報酬 | 1,109,676 | △ 119,291 | 37
47 |
| | 議長 | 13,680 | | |
| | 副議長 | 12,312 | | |
| | 議員 | 1,083,684 | | |
| 2 | 議員期末手当等 | 513,015 | △ 33,346 | 37
47 |
| | 議員期末手当 | 436,278 | | |
| | 議員共済費 | 76,637 | | |
| | 議員公務災害補償費 | 100 | | |
| 3 | 議長交際費 | 5,000 | △ 1,000 | 41 |
| 4 | 議員費用弁償旅費 | 59,625 | △ 21,662 | 39 |
| | 本会議等出席旅費 | 16,391 | | |
| | 議長が招聘する会議等 | 1,325 | | |
| | 委員会県外調査等旅費 | 37,825 | | |
| | 県政調査費 | 2,750 | | |
| | 各種会議等出席旅費 | 1,334 | | |
| 5 | 政務調査費交付金 | 636,000 | | 47 |
| 6 | 議員健康管理推進事業費 | 2,592 | | |
| 7 | 給与費（議会事務局費） | 751,861 | | |
| 8 | 非常勤職員報酬等 | 20,569 | | |
| 9 | 会議録発行費 | 10,284 | | |
| | 本会議会議録調整印刷製本業務委託 | 3,755 | | |
| | 予算委員会等会議録調整印刷製本委託 | 6,529 | | |
| 10 | 職員旅費 | 6,894 | △ 2,484 | 41 |
| | 委員会調査随行旅費 | 3,208 | | |
| | 県政調査随行旅費 | 880 | | |
| | 議長会等随行旅費 | 2,051 | | |
| | 各種協議会等出席旅費 | 280 | | |
| | その他一般旅費 | 475 | | |
| 11 | 議会友好訪問団等交流事業費 | 10,484 | △ 5,242 | 41 |
| | 韓国京畿道友好提携 20 周年 | 2,991 | | |
| | 豪州ゴールドコースト共同声明 20 周年 | 7,493 | | |
| 12 | 事務局維持運営費 | 22,511 | | |
| | 自動車維持運営経費 | 7,319 | | |
| | 事務局維持運営経費等 | 11,393 | | |
| | OA 機器運営経費 | 2,739 | | |
| | 本会議等開催経費 | 946 | | |
| | 参考人招致経費 | 114 | | |
| 13 | 議員控室応接職員経費 | 7,000 | | |
| 14 | 全国議長会等分担金 | 14,497 | | |
| | 全国都道府県議会議長会 | 13,584 | | |
| | 関東甲信越 1 都 9 県議会議長会 | 260 | | |

| | | | | |
|----|---------------------|------------------|-----------|----|
| | 1 2都道府県議会議長会 | 200 | | |
| | 1 都3県議会議長会 | 150 | | |
| | 関東甲信越1 都9県議会事務協議会 | 80 | | |
| | 1 2都道府県議会議事務局協議会 | 20 | | |
| | 専門図書館協議会負担金等 | 203 | | |
| 15 | 専用車両借上事業費 | 5,915 | | |
| | 議長車 | 1,490 | | |
| | 副議長車 | 1,449 | | |
| | 議会バス | 2,368 | | |
| | 供用車 | 608 | | |
| 16 | 議員パソコン整備費 | 2,466 | | |
| 17 | 議会図書室運営費 | 3,764 | | |
| | 刊行物等購入費 | 705 | | |
| | 法規集追録代 | 2,208 | | |
| | 図書購入代 | 782 | | |
| | 印刷製本代 | 69 | | |
| 18 | 議会図書室管理システム費 | 2,496 | | |
| | 議会検索システム費 | 2,142 | | |
| | 機器リース料 | 354 | | |
| 19 | 議会かながわ発行事業費 | 147,226 | | |
| | (1)議会かながわ発行事業費 | 内訳↓ | | |
| | ア. 議会かながわ発行事業費 | 108,499 | | |
| | (ア)議会かながわ印刷代 | 32,194 | | |
| | (イ)新聞折込等配布量 | 71,339 | | |
| | (ウ)編集委託量 | 2,940 | | |
| | (エ)点字版、録音版作成委託 | 2,026 | | |
| | イ. 議会広報充実事業費 | 38,727 | | |
| | (ア)紙媒体の充実 | 34,608 | | |
| | (イ)ホームページの充実 | 4,119 | | |
| 20 | 議会広報推進費 | 38,531 | | |
| | 事業費 | 内訳↓ | | |
| | テレビ放送事業経費 | 27,120 | △ 27,120 | 38 |
| | 議会広報事業経費 | 9,125 | | |
| | 議会時報等発行経費 | 2,286 | | |
| 21 | 議会情報コーナー設置費 | 894 | | |
| | 事業費 | 内訳↓ | | |
| | 機器賃借料 | 452 | | |
| | プロバイダー関連経費 | 105 | | |
| | ハード機器等保守 | 337 | | |
| | | 3,371,408 | △ 261,669 | |

提案 38：議員報酬の更なる削減

議員報酬の更なる削減を行います。

【目的】

議会改革の為の財源を捻出すること

【現状・課題】

○議員の期末手当削減(10%、H21 度～H22 度)及び議員報酬削減(5%、H22 度)が実施されました。

⇒財政が厳しい中、議員報酬を削減するという考え方にも一理ありますが、むしろ議会の権能を強化するための財源捻出のために行うという考え方が必要であると考えます。

【手法】

○「県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を改正します。

【費用・財源】

○1.5 億円程度の財源効果が期待できます。

【効果】

○他事業の財源捻出…「開かれた議会」、「自立した議会」を実現するための財源を捻出できます。

【参考】

○議員報酬の大幅削減をした議会…大阪府議会

2008 年に大阪府議会では、厳しい財政事情から、府議会議員の報酬の 15%削減に踏み切りました。結果として 93 万円から 79.5 万円に減額となりました。大阪府では知事自らが 30%の給与削減をしています。

なお、神奈川県では、知事が 20%、特別職が 10～15%の給与削減をしています。

提案 39： 広報媒体の効果検証・あり方見直し

広報媒体の効果検証を行い、あり方を見直します。

【目的】

限られた予算を効率的に用いること

【現状・課題】

○多額の費用を用いているにもかかわらず、広報媒体に関する費用対効果の検証がなされていません。

⇒特にインターネットによる広報手段が主流となっている現在において、費用対効果の検証がなされていない TV 番組(視聴率を把握していない)や紙媒体における広報は運用方法等を見直す必要があります。

⇒ケーブルテレビ等で、低額で放映を望む会社に対して働き掛ける方法もあります。また、コンペを行うことで費用対効果をあげることも可能です。

【手法】

○テレビ神奈川に委託している TV 中継は廃止の方向で検討します。

○安価に放映を望むケーブルテレビ事業者があれば、働きかけます。

○議会だよりの発行回数を年 5 回から 4 回に減らします。

○視聴率、購読率を測ります。

【費用・財源】

○最大で 7864 万円の財源効果が期待できます。

【効果】

○他事業の財源捻出…「開かれた議会」及び「自立した議会」を実現するための財源を捻出できます。

【参考】

○広報媒体の効果検証を行っている議会…静岡県議会

○テレビ放映をやめた議会…群馬県議会他

○テレビ番組の制作にコンペをしている議会…岡山県議会

○議会だよりの政策にコンペをしている議会…和歌山県議会他

提案 40：県政調査事業(海外調査)の廃止

県政調査事業(海外調査)を廃止します。

【目的】

経費節減を図ること

【現状・課題】

○県政調査事業として、任期中に議員一人当たり 100 万円程度の予算がついています(現在、財政難を理由に海外調査分は凍結中)。

⇒各議員には政務調査費が支給されており、本事業を独立した制度として継続する積極的な理由が存在しません。なお、県政調査事業は、主に海外調査を念頭に入れて創設されています。確かに、昔は海外調査には多額の費用を要し、様々な理由から本事業の必要性はあったと考えられますが、海外出張が安価かつ気軽に実施できるようになった現在においては、その意義は薄くなっています。実際に多くの議員が政務調査費で海外調査を行っていますし、常任委員会の調査でも海外調査が実施されています。

また、現在は海外調査が凍結されており、363 万円の予算で国内調査が可能ですが、まさに政務調査費で対応されるべき案件です。

【手法】

○県政調査事業を廃止します。これに伴い職員の随行費用も廃止になります。

【費用・財源】

○363 万円の財源効果が期待できます。

【効果】

○経費節減…経費を節減し、浮いた財源を議会の他の用途に用いることができます。

提案 41：諸費用の見直し

議会予算の諸費用について見直します。

【目的】

限られた予算を効率的に用いること

【現状・課題】

○提案 38～40 以外の費用についても、経費節減・効率化の余地があります。

【手法】

○議長交際費 500 万円⇒400 万円(平成 21 年度決算 340 万円)。なお、知事・副知事の平成 21 年度交際費執行額は 333 万円です。

○委員会県外調査等旅費…3782 万円⇒1891 万円。調査の必要性、調査方法等を多角的に検討し、柔軟に運用すれば、現在の半分の費用で今まで以上の効果を出すことは可能です。

○委員会調査随員旅費…320 万円⇒160 万円。随員職員を半減します。

○議会友好訪問団等交流事業費…1048 万円⇒524 万円。派遣議員等を半分にします。

○全国議長会等の諸団体の運営状況を精査し、適切な負担金を求めます。

他

【費用・財源】

○少なく見積もって 3000 万円近い財源効果が期待できます。

【効果】

○経費節減…経費を節減し、浮いた財源を他の用途に用いることができます。

提案 42：ペーパーレス化・IT 技術の積極活用

議会のペーパーレス化を促進、様々な場面において IT 技術を積極活用します。

【目的】

作業を効率化し、議員・職員共に本来業務に専念できる状況を作ること

【現状・課題】

○行政及び議会局から議員に対する連絡・情報提供に関して、多くの紙媒体が用いられており、膨大な量の紙資源が無駄になっています。また、紙媒体による過度の情報提供によって、議員の本来業務に支障が出ています。

⇒本県議会では、各議員にパソコンが配備されています(「議員パソコン整備費」の目的は「本会議録等のインターネット公開や資料の IT 化等を進めていくため、パソコン活用を推進し、事務の効率化を図る」こと)。

【手法】

○ペーパーレス化・IT 技術の積極活用にかかる検討会を設置し、短期間で集中審議をした上で、提案書をまとめます。その後、議員各位の意見を聞いたうえで、提案書の内容を順次実行に移します。特に情報提供のあり方は徹底的に議論する必要があります。

【費用・財源】

特に必要ありません。

【効果】

○経費節減…ペーパーレス化により、膨大な量の紙資源が必要なくなり、経費節減になります。

○行政の効率化…IT 技術の積極活用により、職員が常に議員控室に来る必要がなくなり(特に出先から本庁に来る必要が少なくなることは大きなメリットです)、仕事の効率化が図れます。

○議員業務の効率化…インターネットに接続できる環境があれば、たいていの業務をこなせるようになります。

【参考】

●神奈川県議会議員の事務量定量化の試み

2009 年度に県等の公的機関から自宅等に送付されてきた郵送物や FAX を確認できる限り入力し定量化しました。ほぼ毎日何らかの連絡が公的機関から入ってくるようになりました。これ以外にも控室に下記に示した以上の連絡書類等が日々持ち込まれています。また、政務調査費の会計処理等も抱えており、議員 1 人で処理できる事務処理量を超えていると考えられます。早急なペーパーレス化や業務効率化(送付物の優先順位付けや仕分け)が求められます。また、議員が議会活動に集中できるように、事務員兼調査員を設置できる体制を検討する必要があると考えます(⇒提案 30)。

なお、これらの集計に政治活動等の事務量は一切含まれておりません。従って、実際の議員個人の活動は更に膨大であることが窺えます。

| | 回数 | ページ数 | 出席 |
|--------------|-----|------|----|
| 県からの連絡(下に詳細) | 210 | 2103 | 26 |
| 市からの連絡 | 47 | 1401 | 24 |
| 公的団体からの連絡 | 44 | 427 | 12 |
| 合計 | 301 | 3931 | 62 |

※公的団体とは、県市と関連が深く公的性質の高い団体です(例：商工会議所、三セク)。

※「回数」とは、郵送物の数です。「ページ数」とは郵送物の内容を A4 のページ数に定量化した値です。「出席」とは、送付物の中で議員として出席を求められているものの数です。

●2009 年度県から自宅等への連絡物内容一覧(実際はこれ以上あります)

| 日付 | 内容 | 日付 | 内容 |
|------|--------------------------------------|-------|------------------------|
| 4/1 | 緊急経済対策 | 10/15 | 生誕 130 年長谷川時雨展 |
| 4/1 | 工業振興課長就任挨拶 | 10/15 | 神奈川文化賞・スポーツ賞贈呈式 |
| 4/2 | 北朝鮮飛翔体発射に対する県の対応 | 10/20 | かながわ京浜臨海部ニュース |
| 4/3 | 北朝鮮飛翔体発射事案に関する訓練結果 | 10/22 | 緊急経済対策 |
| 4/5 | 北朝鮮飛翔体発射に対する県の対応 | 10/23 | アスベスト除去作業環境濃度測定結果 |
| 4/5 | 北朝鮮飛翔体発射に対する県の対応修正 | 10/24 | アスベスト除去作業環境濃度測定結果第 2 弾 |
| 4/13 | 速報 No.1 | 10/26 | 神奈川県技能者等表彰式 |
| 4/15 | 神奈川県警察柔道・県道大会 | 10/28 | 公立高校の生徒入学定員 |
| 4/15 | 中小企業サポートかながわ 4 月号 | 10/28 | 速報 No.5 |
| 4/15 | 神奈川県戦没者追悼式 | 10/29 | 10 月定例記者発表 |
| 4/15 | あーすフェスタかながわ | 10/30 | かながわオンリーワンものづくり企業 |
| 4/20 | 4 月定例記者会見 | 11/2 | 協同組合 Sia 神奈川企業団地完成 |
| 4/22 | 工事発注予定表 | 11/2 | インベスト神奈川 |
| 4/22 | 県央地域・地域づくり推進プラン | 11/6 | 速報 No.6 |
| 4/23 | 神奈川県交通安全対策会議の開催 | 11/6 | 第 7 回神奈川県障害者技能競技大会の案内 |
| 4/24 | 地方分権のつどい | 11/9 | 議会かながわ 123 号 |
| 4/24 | 議会かながわ 120 号 | 11/10 | 速報 No.7 |
| 4/24 | 会派事務連絡 | 11/10 | 会派事務連絡 |
| 4/28 | 新型インフルエンザ発生に伴う神奈川県危機管理対策本部会議の開催 | 11/11 | 速報 No.8 |
| 4/28 | 安全・安心まちづくり防犯パトロール事業 | 11/13 | 県外調査の案内 |
| 4/28 | かながわ京浜臨海部ニュース | 11/15 | 中小企業サポートかながわ 11 月号 |
| 4/30 | 新型インフルエンザ発生に関する緊急アピール | 11/16 | フラワーロードの案内 |
| 4/30 | 新型インフルエンザの議長のメッセージ | 11/16 | 速報 No.9 |
| 4/30 | 消防庁の任命資格の再確認結果 | 11/17 | 議員親族計報 |
| 4/30 | 自転車交通事故多発地域の指定 | 11/18 | 速報 No.10 |
| 5/1 | 県民功労者表彰式案内 | 11/20 | 11 月臨時会の招集 |
| 5/1 | 新型インフルエンザ発生に伴う第 2 回神奈川県危機管理対策本部会議の開催 | 11/23 | 県幹部職員への民間人材募集 |
| 5/8 | 神奈川県レジ袋削減実行委員会の会議結果 | 11/24 | 行政委員の報酬 |
| 5/8 | 5 月臨時会の招集 | 11/24 | 緊急経済対策 |
| 5/12 | 議員の連絡先変更 | 11/24 | インベスト神奈川 |
| 5/12 | レジ袋削減への取り組み宣言発足式 | 11/25 | 11 月定例記者発表 |
| 5/12 | 在日米軍の新型インフルエンザの対応 | 11/25 | 元議員親族の計報 |

| | | | |
|------|------------------------------------|-------|------------------------------|
| 5/13 | 犯罪被害者サポートステーションの開設 | 11/26 | 12月定例会条例案 |
| 5/14 | 温室効果ガス排出量推計結果 | 11/26 | インベスト神奈川 |
| 5/15 | 期末手当等に関する勧告 | 11/27 | 金融の円滑化 |
| 5/15 | 部局政策宣言 | 12/1 | 議員の連絡先変更 |
| 5/15 | 中小企業サポートかながわ5月号 | 12/8 | 受動喫煙防止条例素案他 |
| 5/15 | 災害時応急対策物資供給の協定締結 | 12/10 | 元幹部職員親族の計報 |
| 5/20 | 国の施策・制度・予算に関する提案 | 12/11 | 緊急経済対策 |
| 5/21 | 会派事務連絡 | 12/11 | 会派事務連絡 |
| 5/25 | 会派事務連絡 | 12/14 | 議員の連絡先変更 |
| 5/26 | 5月定例記者発表 | 12/15 | 中小企業サポートかながわ12月号 |
| 5/26 | 県立中等教育学校の要綱 | 12/21 | 会派事務連絡 |
| 5/27 | 緊急経済対策 | 12/22 | 12月定例記者発表 |
| 5/27 | 上和田地区におけるアスベスト除去作業 | 12/24 | 海外渡航の概要 |
| 5/28 | 上和田地区におけるアスベスト除去作業 | 12/24 | かながわ京浜臨海部ニュース |
| 5/28 | 議員の連絡先変更 | 12/25 | 県財政のあらまあし 2009 II |
| 5/29 | 岡山県議か事務局からの連絡 | 12/25 | 炭素税 |
| 5/30 | 上和田地区におけるアスベスト除去作業 | 12/28 | ワンストップサービスディ |
| 6/1 | 県民功労者表彰受賞者名簿 | 12/28 | インベスト神奈川 |
| 6/4 | 緊急経済対策 | 1/5 | 観光親善大使の決定 |
| 6/5 | 上和田地区におけるアスベスト除去作業 | 1/6 | イギリス視察 |
| 6/8 | フラワーロード案内 | 1/15 | KAST20周年記念事業報告会の案内 |
| 6/9 | 観光客4年連続で増加 | 1/15 | 緊急経済対策 |
| 6/9 | 新型インフルエンザ発生に伴う第5回神奈川県危機管理対策本部会議の開催 | 1/15 | 地方自治基本法 |
| 6/10 | 団会議の開催 | 1/15 | 中小企業サポートかながわ1月号 |
| 6/12 | 上和田地区におけるアスベスト除去作業 | 1/15 | 近代文学館 |
| 6/15 | 中小企業サポートかながわ6月号 | 1/18 | 地方自治基本法の提案報告 |
| 6/15 | 会派事務連絡 | 1/19 | 経理処理にかかる庁内調査 |
| 6/16 | 議会かながわ121号 | 1/19 | インベスト神奈川 |
| 6/23 | 6月定例記者発表 | 1/21 | 水質汚染事故 |
| 6/24 | かながわ京浜臨海部ニュース | 1/25 | 1月定例記者発表 |
| 6/30 | 会派事務連絡 | 1/26 | 箱根・湯河原・熱海・あしがら観光圏始動 |
| 6/30 | 幹部職員の親族計報 | 1/26 | 雇用対策と中小企業支援強化 |
| 7/7 | 会派事務連絡 | 1/26 | 会派事務連絡 |
| 7/15 | 神奈川力構想作成報告 | 1/27 | 議会かながわ124号 |
| 7/15 | 県央地域・地域づくり推進プラン進捗状況 | 1/28 | 外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ |
| 7/15 | 中小企業サポートかながわ7月号 | 1/29 | 県央・湘南の環境と共生する都市づくりNEWS No.25 |
| 7/16 | 受動喫煙防止条例関連 | 1/29 | インベスト神奈川 |
| 7/16 | 人口900万人突破 | 1/29 | 不正経理 |
| 7/21 | 地震被害者想定調査結果 | 1/29 | 県立大和高校卒業式 |
| 7/21 | 県立恩賜箱根公園 | 2/1 | 資産公開の報告書 |
| 7/22 | 委員会開催見送りの報告 | 2/1 | 県立大和西高校卒業式 |
| 7/22 | 議員の辞職の報告 | 2/2 | インベスト神奈川 |
| 7/22 | 議員の辞職 | 2/2 | 県立大和南高校卒業式 |
| 7/24 | 緊急経済対策 | 2/5 | 不正経理 |
| 7/27 | 会派事務連絡 | 2/5 | 第1回定例会の招集 |
| 7/28 | 7月定例記者発表 | 2/8 | 平成22年度予算の概要 |
| 8/4 | 第4回かながわエコカー競技大会 | 2/15 | 中小企業サポートかながわ2月号 |
| 8/10 | 神奈川県地方分権改革推進会議 | 2/15 | 厚木基地次期固定翼哨戒機配備 |
| 8/13 | 県外調査の案内 | 2/22 | 議員親族計報 |
| 8/13 | 県立高校高名案 | 2/22 | かながわ京浜臨海部ニュース |
| 8/15 | 中小企業サポートかながわ8月号 | 2/26 | インベスト神奈川 |
| 8/17 | 会派事務連絡 | 2/26 | 緊急若年者就労支援実施 |
| 8/18 | インベスト神奈川 | 2/26 | 不正経理に関する調査結果報告書 |
| 8/24 | 8月定例記者発表 | 2/26 | 2月定例記者発表 |
| 8/26 | かながわ京浜臨海部ニュース | 2/26 | 不正経理 |

| | | | |
|-------|-------------------------------|------|----------------------|
| 8/28 | 議会かながわ 122 号 | 3/3 | 県立大和高校入学式 |
| 8/31 | スリーエフとの提携 | 3/12 | 県立大和西高校入学式 |
| 9/4 | 9 月定例会の招集 | 3/15 | 中小企業サポートかながわ 3 月号 |
| 9/4 | 神奈川県特別表彰贈呈式 | 3/18 | 緊急若年者就労支援強化 |
| 9/7 | 技能五輪 | 3/18 | インベスト神奈川 |
| 9/8 | シンガポール駐在事務所 | 3/23 | 3 月定例記者発表 |
| 9/11 | インベスト神奈川 | 3/25 | 県央地域重点事業の概要 |
| 9/15 | 中小企業サポートかながわ 9 月号 | 3/25 | インベスト神奈川 |
| 9/28 | 9 月定例記者発表 | 3/25 | 速報 No.11 |
| 9/30 | 新幹線新駅誘致ポスター | 3/26 | インベスト神奈川 |
| 10/2 | 会派事務連絡 | 3/29 | ひきこもり等青少年自立支援事業実践事例集 |
| 10/6 | 県央・湘南の環境と共生する都市づくり NEWS No.24 | 3/29 | 県職員の人事異動 |
| 10/8 | 地方分権改革推進委員会第 3 次勧告 | 3/29 | 部局政策宣言達成状況 |
| 10/8 | 商工労働部指定管理者募集予定施設 | 3/29 | 不正経理の再発防止策 |
| 10/13 | 緊急経済対策 | 3/29 | 副知事の進退と議会への説明 |
| 10/14 | 県民フォーラムの開催案内 | 3/29 | 不正経理 |
| 10/14 | 平成 22 年度当初予算編成 | 3/30 | メディアとの関わり啓発冊子 |
| 10/15 | 中小企業サポートかながわ 10 月号 | | |



写真：控室に持ち込まれる書類は大変多く、机はすぐに書類の山となります。全ての書類にしっかりと目を通せている議員はほとんどいないと思われます。

提案 43：本会議の午前開催他

本会議を午前中より開催します。また、会議の定時開催を徹底すると同時に、議会運営の迅速化を図ります。

【目的】

県民に配慮した議会運営を行うこと
時間を有効活用し、行政の負担を軽減すること

【現状・課題】

- 本会議を午前中より開催します。
⇒午後 13：00 から本会議が開催されるため、17：00 以降に会議を延長したり、議会の開催日数を増やしたりしなければなりません。特に 17：00 以降の延長は行政側の費用を増大させるため、できうる限り回避する必要があります。
- 会議の定時開催を徹底します。
⇒神奈川県議会では、会議の開催が遅れることが頻発しています(一時期、定刻前に議場に入室することが徹底されたが、すぐに立ち消えました)。また、常任委員会等では再開までに長時間を要し、傍聴者が当てもなく長時間待たされる事例が起こっています。県民に配慮した議会運営を行っていく必要があります。

【手法】

- 本会議が午前中から開催できるように、議会運営のやり方を見直します。

【費用・財源】

特に必要ありません。

【効果】

- 行政負担の軽減…行政の負担が軽減されます。
- 県民への配慮…県民に配慮した議会運営となります。

【参考】

- 午前中から本会議を開催する議会…福井県議会、広島県議会、山口県議会他

提案 44：審議会委員等の報酬廃止

議会選出の審議会委員等の報酬を廃止します。

【目的】

議会選出の審議会委員等の報酬を廃止し、経費を節減すること

【現状・課題】

○議員が審議会委員や組合議員等につくと、報酬が支払われます。

⇒議会選出の審議会委員等も、他の委員同様報酬を受け取っていますが(公職選挙法の規定により受け取り拒否ができません)、審議会等への出席は議員の本来業務の延長線上にあると見做し、報酬の受け取りを辞めることで経費節減を図る必要があります。このことで、各議員が受ける不利益はないと考えられます。

【手法】

○関係条例を改正して、議会選出の審議会委員等の報酬を廃止します。

【費用・財源】

○特に必要ありません。

【効果】

○経費節減…年間約 800 万円(平成 21 年度決算ベース)の財源効果が見込まれます。

【参考】

○組合議会議員の報酬を廃止した議会…岩手県議会

岩手県議会は、競馬事業の収益悪化も踏まえ、岩手県競馬組合議会議員の報酬をなくし、監査機能を強化するために議員数を 2 倍に増加させました。

提案 45：行政職員の議員対応の規則化

行政職員の議員対応のあり方を見直します。

【目的】

行政職員が職務に専念できる環境を作ること

【現状・課題】

○議員対応が行政職員の過大な負担になっています。

⇒分掌事務を超えた議員の事務的な業務を職員が担っています。また、説明や情報提供などで職員が控室内外で長時間に渡り待機する様子も見られます。これらの労力や時間を金額ベースに直すと、相当額の費用が費やされています。議員側も意識を変えて、様々な配慮をすることが求められます。

【手法】

○議員と職員の関わり方に規則を設けます。

○説明や情報提供のあり方について、職員の無用な待機時間が生じないような方法を検討し、導入します。

【費用・財源】

特に必要ありません。

【効果】

○行政の効率化…行政職員が本来業務に専念できます。

【参考】

○職員の議員・議会対応を見直した議会…栃木県議会、鳥取県議会、高知県議会他

●考察：職員の仕事とは

「こんなにたくさんの書類はいるのかな、正直読み切れないよ」、同僚の議員との何気ない会話である。行政及び議会局から届く情報提供は膨大だ。お陰で議員の机は書類だらけ(家も)。情報があまりにも多すぎて、情報の要否を判断するのも一苦労だ。しかし、控室のリサイクルボックスはいつも紙の山。不要な情報が多いということだろう。

「まだいらっしゃったのですか、大変ですね」、定例会が近づきだすと、会派控室の前に直立している職員が多くなる。長い時は何十分もただ立っているだけだ。友人の若手職員が言った「議会が近づくと、管理職の人達は忙しそうにするけど、一体何をしているんだろう、現場は大変なのに」、「議会対策」という言葉を知らない現場の職員の感覚はより県民に近い。

職員の意見も聴きながら、議員と職員の間にある様々なことを一度整理してみたらどうだろうか。少しの意識改革(特に議員側)で、大きな県民利益を生み出すことは確実に可能である。

提案 46：長期欠席議員の取り扱い

長期欠席議員の報酬及び政務調査費にかかる条例改正を行います。

【目的】

議会活動に参加しない議員の報酬を適性化すること

【現状・課題】

○議員が長期欠席した場合の報酬の扱いに関する規定が存在しません。

⇒議員が長期欠席した際、報酬を支払わざるを得ません¹⁴。また、欠席している議員分の政務調査費を支給することも実態に合いません。県民意識に配慮する必要があります。

【手法】

○「県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を改正します。

○「神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例」を改正します。

【費用・財源】

特に必要ありません。

【効果】

○報酬及び政務調査費の適正な運用が図られます。

【参考】

○報酬減額がある条例のある議会…秋田県議会、新潟県議会、福岡県議会他

秋田県議会では、長期欠席議員の議論が実際に問題となり、条例改正が行われました。

●秋田県「県議会議員の議員報酬等に関する条例」の抜粋

第三条の三 県議会議員が、長期欠席(一の任期中において、一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会後に最初に招集される定例会の閉会の日(以下「閉会日」という。)までの間に開かれる次に掲げる会議等(以下「会議等」という。)のすべてを欠席することをいう。以下同じ。)をした場合において、閉会日後に当該県議会議員が最初に会議等に出席した日(以下「出席日」という。)の属する月(以下「出席月」という。)の前月が閉会日の属する月(以下「閉会月」という。)の翌月以後の月であるときは、閉会月の翌月から出席月の前月までの議員報酬月額は、第一条第一項の規定にかかわらず、同項の表に定める議員報酬月額に二分の一を乗じて得た額とする。ただし、当該長期欠席が公務上の災害又は当該県議会議員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十八条第一項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者であることによるものであるときは、この限りでない。

一 会議

二 委員会

三 協議等の場(議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。)

四 派遣(委員会によるものを含む。)の目的である調査等を行うための場

2 県議会議員が、長期欠席をした場合において、出席日の前日が閉会日の翌日以後の日であるときは、閉会日の翌日から出席日の前日までの間にある基準日に係る期末手当は、第一条の二第一項の規定にかかわらず、支給しない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

¹⁴ 公職選挙法 199 条 2 項「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。」

第4章 その他



写真：矢祭町議会の本会議場。普通の会議室です。住民自治は意外とシンプルです。

本章では、その他の提案を紹介します。

提案 47：一票の格差の見直し(定数削減による)

一票の格差を 2 倍以内にします。

【目的】

一票の格差を縮小し、県民の多様な意見を公平に反映すること

【現状・課題】

○一票の格差が年々拡大しています。

●座間市の有権者数 104,405 を基準とした県内の一票の格差(平成 22 年度 3 月神奈川県選挙管理委員会のデータに基づく)、郡部では人口減少が起きているため、今後はこの格差が更に広がると予測されます。

| 選挙区 | 有権者数 | 格差 |
|--------|--------|------|
| 南足柄市 | 36,240 | 2.88 |
| 愛甲郡 | 36,200 | 2.88 |
| 高座郡寒川町 | 38,631 | 2.70 |
| 足柄下郡 | 42,108 | 2.48 |
| 中郡 | 53,235 | 1.96 |
| 足柄上郡 | 55,718 | 1.87 |

※参考：横浜市瀬谷区の有権者数 102,732 人、海老名市の有権者数 102,403 人

【手法】

○有権者数の基準として、一票の格差が 2 倍以内¹⁵⁾になるように選挙区の見直しを行います。有権者数を基準とするか人口数を基準とするかは議論をして決定します。但し、定数を削減する手法を用いることとします。

○議会基本条例に、一票の格差が 2 倍を超えないように努力する規定を盛り込みます。

【費用・財源】

既存の予算内で対応します。

【効果】

○一票の格差が抑制され、より公平かつ適性に県民の意見が反映されるようになります。

【参考】

○一票の格差を 2 倍以内にする取り組み…鹿児島県議会

鹿児島県議会では、過去に議員定数の見直した際に「人口格差を 2 倍以内にする」付帯決議を行い、次回の選挙からは格差が 2 倍以内になる見直し後の選挙区で選挙を迎えることになる予定です。

¹⁵⁾ 大阪高裁平成 21 年 12 月 28 日判決において、衆議院選挙に関して 1 票の格差が 2 倍になることは違憲であるとされました。

提案 48：公費負担の適正化

選挙にかかる公費負担(ガソリン代、ポスター代)を適正な基準に見直します。

【目的】

税金を大切に使うこと

【現状・課題】

○選挙における公費負担の算定額が実態とかい離しています。

⇒神奈川県議会議員にかかる公費負担について、ポスター代の単価は 1,113 円程度、燃料代は最大で 66,150 円請求できることになっています。しかし、金額設定の根拠を欠いているため、不正請求や過大請求が全国的に起こっています¹⁶。

【手法】

○「神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」を改正して、公費負担を市場価格に近い設定に見直します。

○過大・不正請求に関わった候補者及び業者に対する罰則規定も盛り込みます。

【費用・財源】

特に必要ありません。

【効果】

○過大請求の抑制…公費負担の過大請求を抑制できます。結果的に税金が節約できます。

【参考】

○公費負担の適正化を行った議会…愛知県犬山市議会、岐阜県山県市議会他

¹⁶ 平成 20 年 3 月 7 日に、平成 19 年神奈川県議会議員選挙のポスター代について監査請求が行われています。但し、請求は棄却されました。

提案 49：地方議会議員年金制度の見直し

地方議会議員年金制度の見直しを国へ要望します。

【目的】

地方議会議員年金制度の見直しを図ること

【現状・課題】

○地方議会議員年金制度が大きな問題となっています。

⇒地方議会議員年金制度が既に破綻した制度であり、地方分権時代にはそぐわない制度であるにもかかわらず、政府は明確な廃止方針を示していません。

【手法】

○議会内で議論を行います。その後、神奈川県議会として意見書の決議や要望活動を行います。

【費用・財源】

既存の予算内で対応します。

【効果】

○日本で二番目に大きい地方議会である神奈川県議会が制度廃止に取り組むことで、国会審議に大きな影響を与えることができます。

○制度が廃止されれば、本県では毎年 7663 万円の財源効果が見込まれます。

【参考】

○年金制度廃止の意見書を提出した議会…茨城県議会、東京都議会(作成したが未提出)

●地方議会議員の年金制度に関する意見書(出典：茨城県議会)

地方議会議員の年金制度に関する意見書

地方議会議員の年金制度については、地方議会議員互助年金法に基づき昭和36年に発足し、翌37年に地方公務員共済組合法の中に組み込まれ、その後、数次の改正を経て現在に至っており、これまでに退職された議員や死亡された議員の遺族に対し、年金又は一時金が支給され、その生活の安定に大きな役割を果たしてきたところである。

しかしながら、近年、会員である議員数の減少、年金受給者の高齢化に伴う年金受給期間の延び、更には積立金の運用利回りの低下等により、年金の財政状況が厳しい状況に陥っているところであり、昨年4月には、掛金の引き上げ、年金給付の引き下げなどの法改正がなされた。

一方、地方分権の進展に伴い地方議会の役割の重要性が増している中、議員の職務も常勤化、専門化してきており、地方議会議員の位置付けの明確化を求める活動を展開しているところである。

このような中、議員年金については、周知のとおり厚遇ではないかとの批判があり、社会保障制度の充実が喫緊の課題とされている今日、公的年金制度とは性格や中身を大きく異にする議員年金制度については、議員自らが抜本的な見直しを行う必要があると考える。

よって、国においては、現行法である地方公務員等共済組合法の改正など、年金制度の廃止を含め抜本的な見直しをされるよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月

茨城県議会

第5章 地方議会制度改革



写真：ホノルル市議会の議場。日本の地方議会と違い、傍聴者と議員との垣根は大変低い
です。

本章では、地方議会制度改革の提案を紹介します。

「地方議会制度改革」

「議会改革」は、既存の議会制度の枠内で行われる取り組みです。既存の枠内とは、地方自治法に定められた地方議会制度を前提としているということです。しかし、世界各国を見渡すと、非常に多様な地方議会制度が存在することに気づかされます。そろそろ、日本においても、全国画一的な法定地方議会制度のあり方について考え、見直す時期に差し掛かっていると考えます。

例えば、英国では首長と議会による二元代表制ではなく、議院内閣制が主流です。従って、地方自治体でも議員が内閣を構成し、自治体運営に責任を持ちます。この点は、首長の批判や意見・要望に終始し、行政運営に対する責任意識が低い日本の地方議会の現状と大きく異なります。

また、米国の地方議会では都市部の一部を除けば、議員の数も少数で、報酬も大変低額ですが、住民の意見に熱心に耳を傾け、議論や政策立案にまい進します。この点は、報酬が大変高額で、議員数が多いにもかかわらず、議論や政策立案が低調な日本の地方議会の現状とは対照的です。

スコットランドでは、民族意識の高揚も手伝い、準独立的な国会を持つに至りました。この点は、地方分権時代の日本の地方議会の将来像の参考になるでしょう。

もちろん、外国の議会制度を手放しに称賛したいわけではありません。現地に行けば、各国の地方議会も多くの問題を抱えていることは、日本と変わりはありません。しかし、日本の地方議会にはない良い点については貪欲に取り入れていけばよいと思うのです。

特に、日本の地方議会制度に最も欠けていることは「住民自治」の観点です。議会や議員すらも住民の自治によって成り立っているという民主主義の原点に立ち戻る必要があります。その為には、地方自治法を廃止し、住民の意向が十分に反映される地方制度を設計していかなければなりません。

残念ながら、地方のことであるにもかかわらず、地方議会制度の改革は国会の仕事となっています。しかし、国会の審議を、指をくわえて見守る必要はありません。私達地方議会議員も積極的に発信をしていけばよいと考えます。特に、人口 900 万人を抱える自治体の代表機関である本県議会が積極的に地方議会制度及び地方自治制度改革への提言に取り組めば、その影響力は大変大きなものとなります。

「地方議会制度改革」の詳細はまたの機会に譲りますが、最後に地方議会制度改革の審議機関の設置を提案に加えて、本提案書の最後の提案とさせていただきます。

提案 50：地方議会制度改革の審議機関の設置

地方議会制度の根本的なあり方を研究・検討し、提言書をまとめ国に進言します。

【目的】

県議会も含めた地方議会のあり方を検討し、国等へ提言すること(1条)

【現状・課題】

○神奈川県都道府県議会制度改革推進議員連盟が設置されていますが、議会の正式な機関ではなく、継続的な議論は行われていません。

【手法】

○議会として、地方議会制度及び地方自治制度のあり方を抜本的に見直すための提言を行う委員会を設置します。

【費用・財源】

○既存の財源内で、予算の組換えで対応します。

【効果】

○地方自治制度の抜本的改革…現在行われている地方自治制度の改革に大きな影響力を及ぼすことが可能です。

終わりに

数年かけた地方議会制度調査の過程で、46 都道府県議会を始めとする多くの地方議会を訪れてきました。現場の担当者にお話をお伺いすると、「議会改革」の取り組みが停滞しているのご意見が大変多かったのが印象的でした。例えば、「議会基本条例」の制定が近年の地方議会の流行りですが、制定することが目的化してしまい、むしろ制定した議会において議会改革の取り組みが鈍化するという逆説的な現象も散見されました。

「議会改革」が停滞する原因は様々あると思いますが、私は次の 3 点に集約できるのではないかと考えます。目的が明確でないこと、過去の否定という側面が強調されること及び、積極的な活動に議会が不慣れなことです。

まず、目的が曖昧であるという点についてですが、各議会の「議会改革」の取組を調査した結果、「議会改革」が成果をあげる議会とそうでない議会が明確に分かれていることがわかりました。その成否を分けていたのは、目的意識の違いです。何のために「議会改革」を行うのかという明確な目標がある議会は、改革を目標達成の手段として捉えているため、的確な取組を行う傾向がありました。一方で、明確な目標がない議会は、向かうべき方向性が定まっていないため、「改革」と名のついた取組を行うこと自体が目的化してしまい、結果的に改革の精神とは逆行する非効率を生みだしている議会も存在しました。

本提案書では、まず「時代に適合した議会制民主主義の確立」という目的を掲げ、3つの具体的な議会像を示した上で、9つの柱からなる 50 の提案を行っています。もちろん、これは私の個人的な考え方ですが、神奈川県議会においてもどのような議会を目標とするのかという目的を議論・明示した上で、迅速に改革への取組を推し進める必要があると考えます。

次に、「議会改革」は、古くからの慣例に踏み込むことも多いため、過去の否定という側面が強調されます。「改革＝善」、「慣例＝悪」という構図に持ち込まれることも少なくありません。従って、「議会改革」は特に期数を重ねた議員から敬遠される傾向があります。ある種の自己否定と捉えられるからです。しかし、私は「議会改革」が過去の否定であってはならないと考えます。単に住民の日々刻々と変わる要望に、議会を合わせていく不断の作業であると考えています。ただ、今までその作業をほとんど行ってこなかったために、変革幅が大きくなってしまい、一見すると過去の否定に捉えられがちになるのだと思います。一度抜本的な変革を行った後は、その変革幅も少なくなっていくものと考えられます。この適性化の作業を議会の制度として組み込む必要があります。

私が調査した中で、議会改革が軌道に乗っている議会は、たいていベテラン議員が決断をしています。今では議会改革で名を馳せた三重県議会も、当時の議長が抜本的な議会改革の実施を決断し、それに若手が加わり大きな成果を上げたという経過があります。ベテラン議員の経験・知恵と若手議員の発想力と行動力が車の両輪のように機能したからこそ、大胆な議会改革を敢行できたのです。若手議員の浅知恵だけでは、本当に重要なものまでも壊しかねません。世の中が変われば議会も行政も変わっていく、当たり前のことです。

さらに、今まで議会は行政に案内されたものを審議するという受動的な機関でした。つまり、能動的に何かを成し遂げるということに慣れていません。例えば、お互いに議論して、議会として1つの考えをまとめていくという合議作業は、今までの議会ではほとんど行われてこなかったことです。従って、現状に不都合がなければ、それらをより良いものにしていこうという意識が働きにくくなります。

しかし、住民の議会に対する見方が厳しくなる中で、議会が自発的にかつ住民を巻き込みながら、議会のあり方を改革していくことは必要不可欠です。適正な改革を行っていけば、住民も必ず評価をしてくれるはずで、評価をされる喜びを体感することは、次なる改革だけではなく通常の議会活動への大きな動機付けになるでしょう。

ところで、まえがきでも触れましたが、「議会改革」を突き詰めていくと、現状の地方議会制度自体の不都合な点がくっきりと浮かび上がってきます。ここに「議会改革」(既存の制度内での内部改革)の限界があります。地方分権改革が進行する中で、その主体である地方議会制度のあり方を根本的に見直す「地方議会制度改革」が不可欠であると考えます。今後は、「住民自治」の視点も取り入れた地方議会制度の抜本的見直しの議論が主流になってくるでしょう。

最後に、本提案書を作成するに当たり本当に多くの方々にお世話になりました。神奈川県議会局の担当者の方々、調査先で対応して下さった議会関係者の方々、そして提案書に目を通して頂き様々な側面から提言を頂いた方々、改めてこの場をお借りして御礼を申し上げます。

2010年7月吉日

菅原 直敏

●参考文献

- 全国都道府県議長会編、『第11回都道府県議会提要』、2008年
- 小滝敏之、『アメリカの地方自治』、2004年、第一法規
小滝敏之、『地方自治の歴史と概念』、2005年、公人社
小滝敏之、『住民自治の視点と道程』、2006年、公人社
小滝敏之、『市民社会と近隣自治』、2007年、公人社
学陽書房編集部編、『地方自治小六法(平成20年版)』、2008年、学陽書房
竹下譲編、『新版 世界の地方自治』、2008年、イマジン出版
江藤俊昭、『図解地方議会改革一実践のポイント100』、2008年、学陽書房
廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム編、『議会改革白書2009年版』、2009年、生活社
松本英昭、『新版 逐条 地方自治法』、2009年、学陽書房
岡部一明、『市民団体としての自治体』、2009年、御茶の水書房
竹下譲、『地方議会 その現実と「改革」の方向』、2010年、イマジン出版
『月刊ガバナンス』、ぎょうせい
P.F. ドラッカー『経営者の条件』、2006年、ダイヤモンド社
David Wilson、『Local Government in the UK』、2006、Palgrave Macmillan
- 青森県議会事務局、『議会の概要』、2008年
秋田県議会事務局、『秋田県議会の概要』、2008年
岩手県議会事務局、『岩手県議会の概要』、2009年
宮城県議会事務局、『議会の概要』、2008年
山形県議会事務局、『議会の概要』、2008年
栃木県議会事務局、『栃木県議会の概要』、2008年
群馬県議会事務局、『議会の概要』、2009年
山梨県議会事務局、『山梨県議会の概要』、2008年
長野県議会事務局、『議会の概要』、2008年
新潟県議会事務局、『新潟県議会概要』、2008年
東京都議会局、『都議会の概要』、2009年
埼玉県議会事務局、『議会の概要』、2009年
千葉県議会事務局、『議会の概要』、2009年
神奈川県議会局、『議会の概要』、2009年
静岡県議会事務局、『わたしたちの県議会』、2009年
愛知県議会事務局、『議会の概要』、2009年
三重県議会事務局、『三重県議会』、2009年

三重県議会事務局、『分権時代を先導する議会を目指して』、2009年
岐阜県議会事務局、『議会の概要』、2009年
福井県議会事務局、『わたしたちの県議会』、2009年
石川県議会事務局、『議会の概要』、2009年
富山県議会事務局、『富山県議会の概要』、2009年
京都府議会事務局、『京都府議会の概要』、2009年
大阪府議会事務局、『大阪府議会の概要』、2009年
奈良県議会事務局、『こんにちは、県議会です』、2008年
和歌山県議会事務局、『和歌山県の議会』、2008年
滋賀県議会事務局、『議会の概要』、2009年
兵庫県議会事務局、『はい、県議会です。』、2009年
広島県議会事務局、『広島県議会の概要』、2008年
岡山県議会事務局、『岡山県議会の概要』、2009年
鳥取県議会事務局、『鳥取県議会の概要』、2009年
島根県議会事務局、『議会運営に関する決定事項』、2007年
山口県議会事務局、『山口県議会の概要』、2008年
徳島県議会事務局、『議会の概要』、2008年
香川県議会事務局、『香川県議会の概要』、2003年
愛媛県議会事務局、『ようこそ県議会へ』、2008年
高知県議会事務局、『高知県議会の概要』、2008年
福岡県議会事務局、『議会の概要』、2007年
大分県議会事務局、『大分県議会の概要』、2008年
佐賀県議会事務局、『佐賀県議会の概要』、2008年
長崎県議会事務局、『議会の概要』、2008年
熊本県議会事務局、『議会の概要』、2007年
鹿児島県議会事務局、『議会の概要』、2008年
沖縄県議会事務局、『議会の概要』、2008年
沖縄県議会事務局、『議会図書室のあらまし』、2008年

菅原直敏、『地方議会議員年金制度』、2010年
菅原直敏、『名古屋市会制度調査報告書』、2010年
菅原直敏、『イギリス地方自治体制度調査報告書』、2010年
菅原直敏、『埼玉県・東京都議会制度調査報告書』、2009年
菅原直敏、『中部議会制度等調査報告書』、2009年
菅原直敏、『静岡県議会制度調査報告書』、2009年
菅原直敏、『北陸4県議会制度等調査報告書』、2009年

菅原直敏、『千葉県議会制度調査報告書』、2009年
菅原直敏、『中国・関西地方議会制度等調査報告書』、2009年
菅原直敏、『大阪府・和歌山県議会制度調査報告書』、2009年
菅原直敏、『群馬・甲信議会制度調査報告書』、2009年
菅原直敏、『北九州4県議会制度等調査報告書』、2009年
菅原直敏、『東北4県調査報告書』、2009年
菅原直敏、『沖縄県内自治体調査報告書』、2009年
菅原直敏、『南九州自治体等調査報告書』、2009年
菅原直敏、『四国自治体調査報告書』、2008年
菅原直敏、『北関東地方議会制度等調査報告書』、2008年
菅原直敏、『南東北議会制度等調査報告書』、2008年

- 参考資料 1 : 近年の神奈川県議会における主な議会改革の取り組み
(神奈川県議会 HP より)

平成 19 年

- 議員の交通費を、都道府県議会で初めて実費支給に変更
- 議員の政策形成の支援や議会広報の拡充などを目的とし、議会局を組織改革

平成 20 年

- 都道府県議会で初めて議会カラー及び議会ロゴマークを制定
- 政務調査費の収支報告書に、領収書等証拠書類の添付を義務付け
- 新庁舎1階に議会情報コーナーを設置し、新たな情報発信
- 開かれ充実した県議会をめざす「議会基本条例」を制定

平成 21 年

- 常任・特別委員会記録のインターネット公開により、情報提供を充実
- 議員の期末手当を削減(22年度まで)
- 県政調査事業(国外調査)を凍結(同)

平成 22 年(1月12日現在)

- 会期等の見直しを実施
- 議員報酬を削減(22年度中)

●参考資料 2 : 神奈川県議会基本条例

神奈川県議会基本条例

平成 20 年 12 月 26 日

条例第 68 号

神奈川県議会基本条例をここに公布する。

神奈川県議会基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 議員（第 3 条～第 6 条）

第 3 章 県議会（第 7 条～第 10 条）

第 4 章 県民と県議会（第 11 条・第 12 条）

第 5 章 県議会と知事等の関係（第 13 条～第 16 条）

第 6 章 他の条例との関係等（第 17 条・第 18 条）

附則

神奈川県議会は、これまで県民に開かれた、地方分権の時代にふさわしい新しい県議会の在り方を追求し、不断の議会改革を推進してきたところである。県議会は、こうした改革への取組を更に進め、民意を体現する県議会議員及び県議会の在り方を改めて明確にし、ともに県民の代表である県議会と知事がより良い県政の実現に向けて切磋琢磨していく真の二代表制の確立に努めていくことが重要と考える。

そのためには、広域自治体の議会として、指定都市との関係や道州制の論議の深まりなど地方自治を取り巻く環境の変化も視野に入れ、また、市町村議会の動向も見据えながら、県民にこれまで以上に理解される充実した議会活動を遂行していくことはもとより、全国的にも要請が重ねられている都道府県議会議員の役割と身分上の位置付けを明確にしていくこと、そして、都道府県議会の権限の更なる強化を図っていくことが必要である。

そこで、県議会として、引き続き、新たな法制度の構築をも視野に入れた見直しを国に強く求め、具現化への努力を重ねていくとともに、一人ひとりの議員が住民意思を把握するための地域での活動や、県政全般に関する調査研究、政策立案等の推進を通じて、県議会の存在の意義を高めていく決意である。

こうした認識の下に、県議会は、活発で分かりやすい議論を尽くし、県の議事機関にふさわしい判断を重ね、真の住民意思に基づく県政の実現を目指すものである。

ここに、県議会は、多くの県民の意見の集約と調和を図る立場を自覚し、主権者である県民の視点に立って、神奈川のあるべき姿を希求し、神奈川の未来は、県民のため、県民とともに築いていくものであることを改めて宣言し、将来にわたって、県議会が全力を挙げてその実現に努力することを誓い、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治のあるべき姿を念頭に置き、県議会に関する基本理念を定め、議員及び県議会の使命及び役割を明らかにする等、県議会の基本となる事項を定めることにより、県民に開かれ、充実した県議会の実現を図り、もって県民の豊かな生活とより良い明日の神奈川を目指すことを目的とする。

(基本理念)

第2条 県議会は、日本国憲法に定める県の唯一の議事機関として、常に県民とともに歩む、地方分権の時代にふさわしい県議会を目指し、積極的に改革に取り組むものとする。

第2章 議員

(議員の使命)

第3条 議員は、県民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に県政の課題を把握し、公益性の見地から、県全体を見据え、県民の多様な意見を県政に反映させることを使命とする。

(議員の役割)

第4条 議員は、前条の使命を果たすために、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 県議会の会議、委員会及び議案の審査又は県議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）で審議、審査等を行い、必要に応じて、議案を提出すること。
- (2) 必要に応じて、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）に資料の提出又は説明を求める等、会議等における審議、審査等のために必要な調査研究を行うこと。
- (3) 民意を県政に反映させるため、日ごろから、県政について、地域又は県域の県民の意見を聴き、及び県民に説明すること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすために必要な資質の向上を図るため、不断の研さんに努めるものとする。

(議員と会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、県議会内の自律的な団体として、議会活動の一翼を担い、議員の活動を支援し、及び会派の会議を主催するほか、調査研究、政策立案、予算要望、広報活動等の実施主体となることができる。

3 県議会は、必要と認めるときは、会派間の協議の場を設けることができる。

(倫理等の保持)

第6条 議員は、公の立場を自覚し、県民の代表としての良心に従い、及び責任感をもって、常に倫理及び品位を保持するよう努めなければならない。

第3章 県議会

(県議会の使命)

第7条 県議会は、民意を代表する議員の多彩な議会活動を通じて、県民の多様な意見を集約し、県政に適切に反映させることを使命とする。

(県議会の役割)

第8条 県議会は、前条の使命を果たすために、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議事機関として、県の意思決定を行うこと。
- (2) 自治立法権の担い手として、政策立案等を行うこと。
- (3) 意見書、決議等により、国等に意見表明を行うこと。
- (4) 知事等の行財政の運営状況を監視し、その結果を評価すること。
- (5) 議会活動で明らかとなった県政の課題及び審議、審査等の内容について、県民に説明すること。

2 県議会は、議員及び県議会の役割を十全に果たすため、他の地方議会等との連携の下に、必要な法制度の見直しに向け、不断の努力を重ねるものとする。

3 県議会は、第1項の役割に必要な自らの政策立案機能の充実及び議員の資質の向上に努めるものとする。

(県議会の運営)

第9条 県議会は、議会活動の透明性を確保するとともに、会議等の設置目的を達成するため、議員間討議等の方法により、活発な議論が行われるよう適切な運営を行うものとする。

(県議会の機能強化等)

第10条 県議会は、継続的な議会改革に取り組むため、検討組織を設置することができる。

2 県議会は、議員がその役割を十全に果たせるよう、議員の身分の位置付けの明確化に積極的に取り組むものとする。

3 県議会は、議会活動に関して必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、調査、諮問等のための機関を設置することができる。

4 県議会は、県議会の機能強化の先導的な役割を担う議長の権限の強化に取り組むものとする。

5 県議会は、議会活動を補佐する議会局の機能強化に努めるものとする。

6 県議会は、議員の調査研究及び県政運営の参考に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

第4章 県民と県議会

(県民参加の推進等)

第11条 県議会は、次に掲げる事項に留意し、主権者である県民の議会活動への参加を推進するものとする。

- (1) 会議等を原則として公開すること。
- (2) 積極的な情報の公開及び提供に努めること。
- (3) 議会活動への参加を推進する際には、すべての県民が等しくその利益を享受できるよう配慮すること。

2 県議会は、県民等の知見及び意見を審査に反映させるため、参考人及び公聴会の制度の活用を努めるものとする。

3 県議会は、県民から提出された請願及び陳情を、県民の政策提案と受け止め、必要に応じて、県民の意見を聴く機会を設けることができる。

(広聴広報機能の充実)

第12条 県議会は、政策立案等の参考に資するため、広く県民意識を調査することができる。

2 県議会は、多様な広報媒体の活用を図るほか、必要に応じて、報告会を開催する等の方法により、議会活動の積極的な広報に努めるものとする。

第5章 県議会と知事等の関係

(知事等との関係)

第13条 県議会は、二元代表制の下、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、第8条第1項各号に掲げる役割を果たすものとする。

(質問等の充実)

第14条 県議会は、会議等での質問及び質疑の充実に向け、一問一答方式その他の効果的な方法を選択するものとする。

(県議会への説明等)

第15条 知事等は、予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、県議会にその内容を説明するよう努めなければならない。

2 知事等は、予算の調製又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる県議会の政策提案の趣旨を尊重するものとする。

(知事等の反問)

第16条 知事等は、会議又は委員会における質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

第6章 他の条例との関係等

(他の条例との関係)

第17条 この条例は、県議会の基本となる事項を定める条例であり、県議会に関する他の条例を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

2 議員定数、定例会、委員会、政務調査費、議会図書室、議員報酬、議会の議決に付すべき事件等については、別に条例で定める。

(条例の見直し)

第18条 県議会は、社会情勢の変化、県民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●参考資料 3 : 「神奈川県議会基本条例(仮称)」骨子案に関する県民参考意見の集約結果
(神奈川県議会ホームページより)

1 議会基本条例の制定について

①賛成 ②どちらかといえば賛成 ③どちらかといえば反対 ④反対 ⑤どちらともいえない ⑥その他

| 回答 | 意見等の内容 |
|-----|---|
| ①賛成 | 条例制定が契機となり、議会が活性化(政策立案・提言の活発化、能力向上)して、よりよい知事との政策論議が出来ればよいと思うので。 |
| | 県知事の横暴に断固として反対なので議会を強化する必要があります |
| | 志をもつ人がやるべきだと思うから |
| | 条例設定で行動規範の確認・実行・行動のベースにする。 |
| | 議員の活動は当選後は何をしているのかよく知られていないから |
| | 議員本人も県民もこれら基本的なことにつきわかっていないようであってわかっていない場合が多いのでは? また議員の行動につきあるべき姿を定義できると思う |
| | それぞれの役割等を明文化することで、内容が明確になるから |
| | 一部の議員で役割がわかっていない方がいる。 |
| | いいと思います。 |
| | いいと思います。 |
| | 議員、議会、の使命、役割、目指す姿、などは、常に 県民が熟知している必要がある。 |
| | 一般の人にもわかりやすくなりそうだから |
| | 議員の方には何のために議会があるか認識してほしい。 基本を忘れてほしくない。 |
| | 県政の意義を明確にする上で、まず議員・議会の位置付けを明文化し、県民に示すことは、大変大切な事だと考えます。こうした重要な基本条例の制定に、私は賛成したいと思います。 |
| | 県民に改めて議会の取り組みを示すことは必要。 |
| | 明確にしたほうがわかりやすいから |
| | 県民が関心を持てる内容を分りやすく |
| | 何事も、ガラス張りで明らかにすることが必要です。 |
| | 県民が議員・議会の普段の姿を見る機会となるから |
| | 県民に対してそのあり方を明確にする意味で必要だと思うので賛成です。 |
| | 県議会も基本に立ち返って、具体的に何が県民の為になるか、長期的視野にたつて抜本的行動が要請される。 |
| | 議員・県議会の活動がより県民の望むかたちへと向かうことが期待できるためです。 |
| | 今まで無かったのですか。 |
| | 当然である |
| | 議員さんがより責任ある行動が期待できる |
| | 当然のことだと思う。 |
| | 歳費に見合うだけの結果を出す事項をしっかりと定めるべき。 |
| | 県議会の目的が明確になるので。 |
| | 議会、議員の職責が明文化されるから。 |
| | 県議会が何をしているか見えずい現状を変えるきっかけになると良い。 |
| | 何のために、誰のためにを考えて行動して欲しいから |
| | 県議会の使命及び役割がどの様な物か打ち出されれば協力する方たちも増えると思います。 |

| |
|--|
| その真実の姿勢が より明確になるとすれば 大賛成だ |
| より一層の明確を希望 |
| 特に議員数の削減に力点を置いて欲しい |
| 選挙公約を果たしてもらいたいから |
| 日々の議会活動は、私たちの日常生活に直結しているので、本条例は必要です。 |
| そもそも何の為に議会を設置しているかの目的を明確化することは良いことだと思う。 |
| 今までなかったのがおかしい |
| 今まで不明確すぎたから |
| 住民あっての、地方行政です。 |
| やる事が明確になるため |
| 「議会基本条例の制定」ということは、そもそもこのような条例がないまま議会が運営されていたということなのではないでしょうか。細かい内容はともかく、このような条例がないのはおかしいと思います。 |
| 報酬を得ているのだから当然で、今頃こんなことを云うこと自体極めておかしいことです。 |
| 明文化する事は良い事だから |
| 自らの役割をはっきり条例などで規定することは良いと思う、遅すぎたくらい。 |
| 県及び県知事に対する監督機能をしっかりになって欲しいから。「禁煙条例」に代表されるような「県の暴走」については、民意がきちんと反映されるよう望んで欲しいから。 |
| 県民の代表なのだから代表の姿を明らかにすることは当然のこと |
| 地方分権改革が進む中で、議会自らが、県民に対し、その果たすべき役割等を明確に、かつ、規範として宣言する意義は大きい。 |
| 明文化することで県民・議員のみなさんの意識の高まりが期待できるのではないかという気がします。 |
| あたりまえのことが、今迄定められていなかったことに問題がある。 |
| 県民にわかりやすい政治を求める |
| 議会にはあまりにも見えない部分が多い。特に県議会は市区町村議会のように住民から直接的に監視されておらず、国会議員のようにメディアや市民団体の監視もないのでやりたい放題という感じがしてならなかったのだ。 |
| 特に議員活動については、県民への情報が殆どない。賛成・反対に関わらず「県民だより」一頁裂いても定期的に公開して欲しい。 |
| 県民に見える形が取れるから。 |
| いい加減なところを是正の為に必要 |
| 現状は、国会と市議会との中間の位置付けが不明確であり、存在価値が無いに等しい感があります。 |
| そういう条例があつていいと思うから |
| 特に反対する考えは無い為。 |
| 議員報酬をなりわいとしているような議員が多いので使命感、役割、目指す姿を明らかにすることは是非必要だと思う。 |
| 県政のしくみや方針を理解することが出来るから。子供にも説明出来ると思うので。目的などが具体的に明らかになると一県民として安心できる。自分も県政に関わる一県民としての自覚がもてるから。 |
| 役割などが今まで不明確だったからあるべきだと思う |
| 条例制定し規制する。議員になって高給貰って、名誉も貰って・・・と言う具合にはなりませんぞ・あまり良い思いも無いよ・・・その中からでも人・世の為、議員になる人が本物！本物を生む環境を先ず作ろう！ |
| 内容が基本的な理念の内容に思える。 |
| 改めて県民に条例で示すことは重要。 |
| 県民に条例で示すことが今必要。 |
| 県民の代弁者として大いに働いて頂くために一定のルールのもとに活動して頂きたい。また県民も決まったルールを良く理解する義務があると思う。 |

| |
|---|
| <p>県民の代表であり高い倫理観を持って活動して欲しい。一個人の利益（利権が伴うので）ではなく県民が幅広く受益できる憲章にして欲しい。</p> |
| <p>議員。議会の意識・質の向上</p> |
| <p>議員としての自覚を促し、全体の奉仕者としての行動を明確にできる。</p> |
| <p>利権のみの議員も多い。議員、議会の役割をはっきり認識させ透明性、説明責任等を議員一人ひとり、強いては有権者自身にも指針になる。</p> |
| <p>利権アサリの議員も多い。その中で確実に民意を反映し透明性の高い議会運営が図られるほか議院のモラルの向上にもつながる。</p> |
| <p>国会もそうですが 常時開会が 最も望ましい・・・</p> |
| <p>広報などでそれなりの努力をしてきたと思うが、そのわりに周知されていない気がするから。</p> |
| <p>県民に議員の働きを知ってもらう必要あり。</p> |
| <p>基本的な位置づけや役割、目的などがぶれずに一貫性をもたせて運営するために必要だと思います。</p> |
| <p>基本文書として将来にもわたる理念を文書化しておくべきだ。全体としてあまりに曖昧表現で、明確な責任と義務の意識がなく、表現されていない。あまりに実践的すぎるのではないか？</p> |
| <p>自治体がオープンにするのは常識</p> |
| <p>議会が自らのことを考えるいい機会だから</p> |
| <p>どのような方が議員になればよいかの明確になるのではないと思うから。</p> |
| <p>地方分権が進む中、議会がその使命を如何に果たすかは重要であり、そのための基本理念や仕組みを明確にすべきと考える。</p> |
| <p>私は長崎県在住ですが、県が違って明らかにすることは賛成です。私たちの税金を給料にされているわけですから、仕事の使命、役割、目指す姿は明らかにしてほしいですね。</p> |
| <p>私は、長崎県に在住のものですが、どこの県でも、私たちの大切な税金を、お給料として働かされているわけですから、使命、役割、目指す姿などは明らかにしてほしいですね。</p> |
| <p>議員や議会の役割等を整理し、分かりやすく明確に条例に謳う事は良い事だと考える。</p> |
| <p>地方自治体の最高法規である条例として明文化することにより、神奈川県民の県議会に対する理解を深めるとともに、神奈川県における地方自治の推進に資すると思われるため。</p> |
| <p>底辺であります県民の事を大事に考えてほしい。</p> |
| <p>県民に見えづらい県議会の姿を明らかにしてほしいから</p> |
| <p>議会基本条例の骨子が明確である。今後県民に周知徹底をお願いいたします。</p> |
| <p>県議会としてのあり方等を条例等で明確に示しておくことは意義あるものと考えます。</p> |
| <p>公僕は全ての面において公明正大、オープンにするべき。</p> |
| <p>県民に対して、県議会のあり方を明確にすることは、必要であると思うから。</p> |
| <p>何でも明らかにすることは県民にとっては重要なことだと思います。</p> |
| <p>行動が解る。</p> |
| <p>このような指針というようなものは作っておいたほうが好ましい。</p> |
| <p>議会の活性化のため。</p> |
| <p>特になし</p> |
| <p>議会の内容が県民にもよりわかりやすくなるから</p> |
| <p>一県民として今までより一層わかりやすい気がするから</p> |
| <p>とにかく現状が分かりにくい。改善要。</p> |
| <p>透明性の確保の上からも非常に重要と考える</p> |
| <p>県民にわかりやすいように ふだんからどうゆう役割で誰が何をしているのか 県民にはしる義務も権利もあると思うから 県外にすんでいますがいいい条例だと思います。</p> |
| <p>議会、県政の透明性の確保の上からも必要である。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| ②どちらかといえ
ば賛成 | 議会、県政の透明性の確保及び議員のモラルの向上にもつながるものであり非常によいと考える。 |
| | 基本姿勢を定めることは大切と思われます。 |
| | 県民がもっと行政を身近に感じられるから |
| | 県民に周知するはとても重要。 |
| | 明確化によりその範囲が明らかになります。 |
| | 議員、議会の姿が見えてくる。 |
| | どのような役割か知りたい |
| | 当たり前だと思っていた内容なので、今更という感じはしますが、今一度しっかりと襟を正す、という意味では意義があるのではないかと思います。 |
| | 立候補する人はもう周知のことははずですが、再確認と意識の向上のためによいですね |
| | だとしても、形式や建前的な内容だったら無意味だと思うので、第三者的立場の人たちを組み合わせると良いのかな、と思う。 |
| | 少しでも議会政治がわかりやすくなればよいと思う。 |
| | 明らかにしたほうがよいと思うから |
| | より具体的な行動指針が明確になるから。実行しない人もいると予測できるので2を選択した。 |
| | はっきり制定したほうが、実行できない議員は罷免できたら、最高です。 |
| | これからの見通しが立つから |
| | 名ばかり議員をなくすため |
| | 特に気になる点がなかったため。 |
| | 目指す姿を明確に示して欲しい。 |
| | 妥当だと判断する。 |
| | 制定した方が、分かりやすい。但し、あくまでも自主的に決めることが基本だと思う。 |
| | 本来的には使命や役割等は認識されているはずだが、ややもすると選ぶほうも選ばれるほうも意識が薄れがちなので、その目的を再認識させるために定めた方がよいかなと思う |
| | 基本条約の制定は遅すぎた帰来がある。 |
| | 条例などスムーズに決めていただいて、多くの話し合わなければならない議案をどんどんこなして決めていただきたいからです。 |
| | 県民として、わかりやすく知ることができるのは、いいことだと思うから |
| | 議員・議会の活動により深い理解が得られる。 |
| | 反対する理由がない。 |
| | 特に問題ないから |
| | 明示されるのはうれしいこと。悪いことできそうにないから。 |
| | 透明性をせめて期待して、様子をみます。 |
| | ただでさえわけのわけの分からない世界なので、開けた議会なら賛成です。 |
| | 現状の体制で様子を見たい。 |
| | 現状の体制で様子を見たい。 |
| | 現状の体制で様子を見てから判断したい。 |
| | 選ぶほうも選ばれるほうも基本的な認識が不足しつつあると思うから |
| 重要かつ必要なことだから | |
| 条例の制定自体は良い事だから | |
| 当然 | |
| なんとなく | |

| | |
|-------------|--|
| | <p>特定の人間に私物化されないためにも、条例に基づき監視する体制をとるべきだと思います。</p> <p>議会で決めた事だから。</p> <p>憲法と同じく県政の基本形は明確に文書化されているべきである。</p> <p>明らかになるとみんなが安心すると思う</p> <p>明らかにするとみんなが安心するから</p> <p>県民に開かれた県議会でありたいとするスタンスには賛成</p> <p>内容を明らかにすることは重要</p> <p>県議会の説明しようとするスタンスは良いと思う</p> <p>制定することは目的ではなく手段にすぎないが、民間企業でいうビジョン・ミッションにあたるものを定めて、理想を共有することは大切だと思う。</p> <p>いろいろな意見が、あったほうが、良いと思うので。</p> <p>議会の基本姿勢を定めるのは議会でしかできない、無いより良い。</p> <p>議会の役割を再認識する良い機会だと思うから。</p> <p>使命・役割・指向・・・今更の感もあるが・・・</p> <p>議員・議会のあるべき姿がわかりやすくなり、県民として、よい判断基準となる。</p> <p>議員の行動に関して常識的なことでも決めなければならないのかと思うと残念です。</p> |
| ③どちらかといえば反対 | <p>海外出張など世間から批判があるものを条例によって正当化しようとしているように感じる。</p> <p>なんかよりお金がかかって意味がないように思われる</p> <p>議論する時間は県民のために割くべき。議会が県民のために存在するのは明らか。それ以上に細々と何かを決める必要は感じない。</p> <p>県議レベルであれば（使命、役割、目指す姿）条例で規定しておくことが必要なのか疑問である。拘束をかける結果にならないでしょうか。</p> <p>議員・県議会の現状のどこが問題なのかという議論がないまま、ただ地方自治法の地方議員・議会に対する規定が不十分だということで条例を制定することに疑問を感じる。現行の議会会議規則、委員会条例、政務調査費交付条例等の規定のもとでも、議会の活性化や市民に開かれた議会の実現に向けてできることはいくらかもあるはず。ただ、知事部局が自治基本条例の制定をめざしていることとの関係においては、議会は議会として条例を作る、というスタンスも全面的には否定しない。</p> |
| ④反対 | <p>基本条例を作る前に、議員定数の削減や、議員報酬について検討するほうが先だ。</p> <p>議会基本条例を制定する前に、本会議を欠席したりしないで、ちゃんと出席しろ。また、本会議で居眠りしたり私語をするな。</p> <p>こんな下らないものを制定する前に、政務調査費を抜本的に見直す方が先だ。県民の税金を私的な飲食代に使って、何が議会の使命だ。笑わせるな。</p> <p>条例を制定しなくても、出来ることはたくさんあるはずであり、直ぐできることから取り組むべきである。県民のために活動するのなら、議員は車で県庁にくることを止めるべきだ。多くの県民が困っている。</p> <p>開かれた議会づくりを目指すのならば、寄せられた県民意見は全て公表し、回答すべきである。個々に回答しないのは、議会にとって都合の悪い意見は抹殺しようとしか思えない。</p> <p>相模原市を加えれば、政令市が3つになると本県の事業が全く条例に反映されていない。</p> <p>基本条例を制定する前に、議員個々が努力することが大切である。ほとんどの議員勉強もしない状況では、基本条例など全く無意味である。</p> <p>条例にしなくても、選挙の際、使命や役割、目指す姿を掲げて選ばれてきたはずなのに、改めて条例を作らなければならない理由がわからない。</p> <p>条例で決める問題ではない。</p> <p>あまり意味があると思えない</p> <p>使命・役割・目指す姿などは、法令が定めるものであり、議員の評価は選挙民がくだすものである。立法府自ら決めるのはおごりにすぎない。</p> <p>こんなことは当たり前なのに、何故今更粉ことに手間隙かけて金かけてやらなければならないのか理解に苦しみます。</p> |

| | |
|--|--|
| ⑤どちらともいえない | 条例を決めることも大切だが、実際に行動することのほうが大切なので。 |
| | 条例を決めても行動が伴わないと意味がない。 |
| | いまの状態は、新しい条例がないとだめなのですか。 |
| | 言葉(姿勢?たてまえ?)だけで済まされてもわからなさそうだから。本当にしっかり守られるのなら賛成ですが、上っ面だけなら意味がないので反対です。 |
| | 本当に守られるのなら賛成、守られないのなら意味がないので反対だから。 |
| | よくわからないから |
| | 詳しくわからないので |
| | 普通とおもいます、特別なものではない。 |
| | よくわからない。身近に感じないから。 |
| | よくわからない |
| | 微妙なところ |
| | 県議会の使命は妥当だと思うが、現状の環境の中で議員の人数の増減のことも入れてほしい。 |
| | 趣旨がよくわからない。 |
| | 基本を決めたとしても、議員の質が変わらないから、今までと同じになってしまうと思う。 |
| | もっと分かり易い言葉を使って欲しいから。 |
| | わからない |
| | 今回初めて目にしますので、この説明だけでは詳細がわかりかねます。基本的に県議の方々の仕事の役割が県民にはよく分かっていないと思いますので、もっと、働いている姿や、成果をアピールした方がいいと思います。 |
| | 必要なか判断がつかない |
| | 制定期間を決めれば賛成。 |
| | よくわからない |
| | 議員の方々も様々で、地域貢献に精力的に動いている方もいらっしゃる。しかし、そういう方に限って、目の目を見ていない(評価されていない)と感じます。正直者が馬鹿を見る世の中になってほしくないものです。 |
| | 現状が分からないので。 |
| | 目的がわからない |
| | 難しくよく分からないので。 |
| | 議員の勉強不足の改善が先ではないか。県民の目線に立つことが出来ていない。委託会社に作らせたものはいない。 |
| | 最近のニュース(大分県の教員汚職事件)を見ていると、何をやっても変わらないと思えるから。 |
| | 条例で規定するようなものではなく、当然のことではありませんか? |
| くわしいことがわからないので。 | |
| 議会改革の取組みの一環として議会基本条例を制定するという理屈がよく理解できない。 | |
| ⑥その他 | 分からない |
| | 興味が無いので |
| | 新たに制定する必然性が良く理解できない |
| | よくわからない |
| | 分かりにくい。 |
| | 分からない |

2 「神奈川県議会基本条例(仮称)」骨子案の内容について

(1) 全文

①骨子案どおり ②一部見直し ③全面見直し ④分からないし

| 回答 | 意見等の内容 |
|---------|--|
| ①骨子案どおり | <p>当たり前のことだったのを、条例化しなければならないのは、少々不満</p> <p>特に理由はないけど、反対するところもないから。</p> <p>なんとなく不完全な感じだが、どこを是正すべきかはすぐには思いつかない。</p> <p>判りやすく書かれているから</p> |
| ②一部見直し | <p>「努力」ではなく「責務」である旨の記述が必要 又本骨子案の全体の流れとして、議会、議員が欲すればできる、欲しなければやらないといった論調であり、県民の要望に基づいて「せねばならない」部分がない</p> <p>箇条書きではなく、もう少し細かく内容を明記したほうが良いのではないかと</p> <p>「真に」、「真の」という言葉の多用に不自然さを感じ、真意が直接伝わらないと感じるから。</p> <p>議員の報酬について、特に政策調査費は、用途を公開すべきだ。</p> <p>体言止めでない文体にすべき</p> <p>全力での意味が欲しい</p> <p>「基本理念等を明らかにするなどの条例制定の意義と県議会の決意」等、など、と続いているので、条例制定の目的が曖昧で明確にされていない印象を受ける。</p> <p>問題が、あるなしに関わらず期間を決めて、見直す。</p> <p>制定期間の明示。</p> <p>検討委員会、常任委員会など関連会議で議論された内容を、より積極的に全面公開することを追加して頂きたい</p> <p>地方分権改革推進の観点から、県議会の果たすべき役割の基本理念を提示すべきである。</p> <p>監視機能を強化することは良いことだと思いますが、それによって、議員の皆様、ひいては公務員の方々の行動が規制されることを懸念します。公務は、県民の利益になることが第一だと思います。</p> <p>もう少し砕けた言い回しのほうが。。。前文からこれでは読まない。</p> <p>知事等との関係まで書き込んで意見を求めるべき</p> <p>執行部（県庁）が黒子に徹しているようで、知事の名を借りて隠れている印象がある。決められたことを粛々と主旨に則って執行するという原則的な姿勢の表明が必要である。</p> <p>お題目とうかイメージ的であり意味が通じない。もっと具体的で直接的な表現にした方がよい。</p> <p>第4章の意を汲んで、選挙権の行使を以って県民も参加する義務があることを明記すべきだと思います。</p> <p>「真の二元代表制の確立」でなければならないことはないと思います。</p> <p>二元代表制の分かりやすい説明がほしい。</p> <p>県議会の努力では無く、憲章にすべきでは？ 基本理念等（等は何を指すのか）の表現ではなく具体的に項目を挙げる、また後年改善の見直しを明記すべき</p> <p>民意を受けた議員は定期的に議会活動報告をおこなうべきではないのか？民意を受け止めてくれるのはありがたいが、その請負いは、それを果たす責任があり、その結果を県民に定期的に報告する義務がある。</p> <p>将来にわたる基本的理念が描けていないのではないかと？県民、議員、県議会は互いに双方向であるべきであるのにその姿がよく見えない。</p> <p>二元代表制とは？</p> |
| ③全面見直し | <p>無くてもいいように思う</p> <p>素人の意見で恐縮ですが、前文が箇条書きでよいのかという疑問があります。それぞれを繋げて文章にしたほうが良いのではないのでしょうか。</p> <p>努力、決意で結んでいるので具体性に欠ける。</p> <p>どうしても抽象的にならざるを得ないのだろうが、どうもインパクトがなく形式的である。</p> <p>県議会は、今まで何を努力してきたのか。マスコミから叩かれたいと、なにも取り組まないのではないかと</p> <p>何か”ボート”した内容で会ってもなくても良い（役に立たない）ないようだ</p> |

| | |
|--------|---|
| | 当然のことすぎて何故必要なのか理解できない。条例を制定しないと当然の事もできないのが今の議会なのか。 |
| | しなかった場合の、違反した場合の罰則を設けるべきである。 |
| ④分からない | よく読んでない |
| | 今までがどういうものなのかがわからないので、説明をじかにお聞きしないとわかりません。簡単なようですが、今まで関心のなかった普通の県民にはわかりません。もっと、わかりやすく説明の機会を設けるべき。 |
| | 骨子の項目だけでは判断の材料にならない |
| | 文章化されていないと判断できない。 |

(2) 第1章 総則

①骨子案どおり ②一部見直し ③全面見直し

| 回答 | 意見等の内容 |
|---------|---|
| ①骨子案どおり | 特に理由はないけど、反対するところもないから。 |
| ②一部見直し | やはり「努力」という言葉は軽すぎる。「努力」したがなにも出来なかったではすまないのでは？ |
| | 文章の途中は良いが、目指す目的が具体性が無いので結局努力目標になっている。 |
| | 「このために具体的な条例を制定する」を加える |
| | 「権能」という言葉は使うべきでない。 |
| | 県民の代表とし常に県民の声を聞きながらけん制に反映させることをきほんに。この思想を入れて欲しい。 |
| | 日本国憲法の文章は読んでも分かりやすく、とてもきれいだと思うのですが、こうした総則を作成される方の国語力も落ちているのでしょうか？ |
| | 問題が、あるなしに関わらず期間を決めて見直す。 |
| | 制定期間の明示。 |
| | 常任委員会などの人事について、県知事が介入しない点を明確化していただきたい |
| | 「県民の負託にこたえ、県民の豊かな生活・より良い明日の神奈川の実現」という目的に対し、手段が「開かれ、充実した県議会の実現」のみでは、あまりにも弱い。 |
| | 県議会自体の事項に関することは県議会内で決められないようにしてもらいたい。例えば報酬や政調費だけでなく一切の予算措置は別組織で決めるようにということ。 |
| | 神奈川県利益さえ守れば他県に犠牲を強いることを厭わないと誤解されないようにしてほしい。 |
| | 「県民の豊かな生活とより良い明日」とあるが…せめて「県民の基本的人権を尊重し」とか付け加えてほしい。豊かな生活ではない方が県民にもおります。福祉のほうを配慮した書き方はないのでしょうか… |
| | 美辞麗句ではなく具体的に表現して欲しい。拡大解釈や抜け道があってはならない 地方分権にふさわしい；；何を持ってふさわしいと判定するのか？ |
| | 何のための県議会なのか？将来に明るくて幸福で、住みよい県政を執行するという基本理念を入れるべきでは？実践的過ぎないか？ |
| | 県議員は県民の代表者であり、代弁者でもあるから、その意見を議会に反映させ、その結果報告を定期的に行う義務があるのでは？ |
| | 「充実した県議会の実現」とあるが、「実現」では今現在、全く実現していないかのごとき印象を受ける。 |
| | 基本理念は、改革する議会であり続けるよう努力を重ねるといふより、地方分権時代にふさわしい議会（あり方を含めて）を目指すことの方がよいのではないのでしょうか。 |
| | 民意も定義すべきでは？何箇所地域以上か、何人数以上かなど、一個人の意見でも民意と言えるわけですから |
| | 「基本理念並びに議員及び県議会の使命、役割等の基本的事項を定め」れば「県民にわかりやすい」議会になるという論理は、議会の現状（とその「わかりにくさ」の原因）を反映していない。現状が市民に「わかりにくい」ものになっているのは、先例や慣行、市民に「開かれていない」非公式の場での意見調整などにより、議会の意思決定や議会運営上の重要事項の決定がなされているからではないか。 |
| ③全面見直し | 県議会は、県民の代表ではなく、自分の後援会の代表ではないか。 |
| | 当然の事しか書かれていないがこれまではこのような当然の事もされてこなかったということを言いたいのか。 |
| | こんな当たり前のことを、なぜ今もう一度云わなければならないか、今までやっていなかったと言うことですか、どうも理解に苦しみます。 |

(3) 第2章 議員

①骨子案どおり ②一部見直し ③全面見直し ④分からない

| 回答 | 意見等の内容 |
|---------|---|
| ①骨子案どおり | <p>特に「積極的に地域で活動」、「資質の向上に向けて、不断の研鑽に努め」に期待します。選挙の時だけ大騒ぎしたり、保育園の卒園式に祝電を打って売名する議員などは不要です。もっと肝心な場所に顔を出して下さい。</p> <p>特に理由はないけど、反対するところもないから。</p> |
| ②一部見直し | <p>「議員の使命」の語尾、・・・努めなければならない」が気になる。「ねばならない」は強制の意がありよくない。</p> <p>なぜ「会派結成」を正当化せねばならないのか？県民が選んだ議員1人々が独立してその公約ないし主張を通すのが選んだ県民の本意であり、「会派」を結成して集団の中に個人を埋没させるべきでない。派閥のもと反対！</p> <p>課題の把握、民意の県政への反映は記述がありますが、課題の解決に努めるという内容の記述がないため、このままでは議員・県議会の能動性が軽減することになりかねません。</p> <p>この章を読むと議員は会派に加わらないと何も出来ない様な気がする。議員が個人として何が出来るのか、何をすべきかが分からない。</p> <p>議員の数を削減する</p> <p>研さんに勤めその結果を示すまで定めないと、研さんの金を使って外国に行きました、勉強しましたで終わってしまう。</p> <p>議案提出、資料請求は議員個人個人の責務と読める。ならば会派の機能とは何なのか疑問が残ります。</p> <p>政策調査の使途は、限定されるべきだと考える。</p> <p>書かれていることは当たり前のことで何をいまさら・・・議員の人数の削減を明記すべきです</p> <p>政策調査?? 政務調査費返せ</p> <p>理念レベルの目標も必要だが、具体的な職務、目的について言及すべき。</p> <p>政務費の私的流用などの不正をした場合の除名などの強い罰則を入れるべきである。</p> <p>「てにをは」の使い方がおかしい箇所が一部ある。研さんは研鑽でもルビなしで読めます。</p> <p>期間を決める。</p> <p>制定期間の明示</p> <p>使命、役割として記述している内容が、「あたりまえ」すぎて格調が低い。使命についてはもう少し高い理念を掲げてほしいし、役割は、もっと議員に求められるものを明確にしてほしい。</p> <p>「必要に応じて」という文言がありますが、「積極的に」「義務感を感じて」などの文言ががほしいと思います。</p> <p>少し抽象的で曖昧さを残している。議員が不正をしないように現実的な文言にしてもらいたい。</p> <p>会派に所属しなくても議員活動が出来る事を明記すべきである。</p> <p>・神奈川県利益さえ守れば他県に犠牲を強いることを厭わないと誤解されないようにしてほしい。 ・経費内訳の公開も義務付けてほしい</p> <p>公益性、公平性に県民への公開、公明性も追加すべき 議員はその地域の代表であり民意を吸い上げる活動と明記すべき 議員は賄賂など貰わない潔癖性を明記すべき</p> <p>議員の役割は、県民と議会ともに双方向性であるべき。民意を代弁し、実現に取組む責任を負うべきではないのか？(すべてが実現できるはずはないと理解しているが)少なくともその報告の義務はあるはず。</p> <p>説明だけでなく、報告義務を負わなければならないのでは？民意を果たす責任とともにその責任と義務が不明瞭だ。明確に叙述すべきだ。</p> <p>議員に会派は必ずつきものになっているのが現状ですが、会派があることにより、議員とお金と人脈が絡み合うダークなイメージがつきまといます。</p> <p>会派が自律的な存在であるとする、何故、県議会が協議の場を設けるのか疑問が残る。議員又は議会との関係で会派の問題を扱うのは理解できるが、「会派」そのもの規定については更に議論すべきと考える。</p> <p>議員は県民の代表であるので、一定の義務も課すべきである。</p> <p>本条例を踏まえた議員の議会に対する役割等があればよりよいのではないのでしょうか。</p> <p>議員は県民の意思の代表者であり、決して特権階級になったものではありません。ずいぶん横柄な態度の方や、若い議員の中には年長者への礼儀を欠く方もいるように思います。また、議員は、よく先生と呼ばれるとも聞き</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>ますが、そのような呼称を漫然と受け入れていること自体が、県民の思いから乖離するものであると思います。議員の基本姿勢として、県民の模範となる人間の品位や親切さ・丁寧な言葉使い等を心がけるべきことを第2章の中に入れてはどうでしょうか。県議会の傍聴をしても、一用品位の無い方々のヤジは、これが県民の代表なのかと失望することも度々です。ご検討をお願いします。</p> |
| | <p>・「議員の役割」は、提出された議案等の審議、審査を行うことではないか（議案の提出は、権限では？）</p> |
| | <p>議員は自分の選挙区の人だけと対話をしているようであるが、党や会派としてでも良いので選挙区以外の県民と話し合う定期的な場をつくり、何をしているかを公開して活動を明確にするべきである。</p> |
| | <p>会派は議員同士の私的なコミュニティだとすべきで、議会活動ではないと考える。</p> |
| | <p>人員削減すべきである</p> |
| | <p>県内の民意のみではなく他県の実情をも把握すべき</p> |
| ③全面見直し | <p>議員の役割を書く前に、本会議に全員が出席する方が先だ。</p> |
| | <p>当然のことしか書かれていないが、これまでは、このような当然のこともされてこなかったということを言いたいのか。</p> |
| | <p>違反した場合、勤めを果たさなかった場合の罰則を設定すべきである。</p> |
| | <p>◇議員の使命 第2項の「日頃から、積極的に地域で活動するとともに」を「日常的に調査活動に努めるとともに」に変更する。「地域」が議場外を指すのか議員の地元をさすのか不明だが、議員の地域活動を広義に捉えることが可能な表現は避けるべきであるとする。</p> <p>◇議員の役割 第1項の「必要に応じて」を削除し、「議案を提出する」の後に、「また、個々の議員が立法権の担い手としての自らの役割を果たすことができるように議会全体として努める」という趣旨にあらためるべきだと考える。</p> <p>◇議員と会派 については、選挙によって県民の信託を受けたのは各議員であり、会派は二義的な存在であることが反映された規定にすべきである。</p> <p>具体的には、</p> <p>*第2項の「議会活動の一翼を担い、」を「各議員が県民の信託を受けて選ばれたことを認識し、」に差し替える。</p> <p>*また第3項と第4項を全面的に削除する。</p> <p>二義的な存在である会派について、実際に行われている事柄をあらためて条例の文言に入れる必要は認められない。特に、第3項中の「会派の会議」、第4項中の「協議の場」は、現行のように非公開・会議録不作成で開催されるのであれば、第1章 総則 目的 にいう、「開かれた議会」の実現を阻害するものであるから、条例の文言に入れるのは整合性がない。</p> <p>*「議会と会派」の規定をあえて設けるなら、民主党・かながわクラブ提出の骨子案にあった「会派は、政策立案について、各議員の意見を尊重するとともに議員間の合意形成に努めなければならない。」という規定は採用すべきである。</p> |
| ④分からない | <p>議員数大幅減</p> |

(4) 第3章 県議会

①骨子案どおり ②一部見直し ③全面見直し ④分からない

| 回答 | 意見等の内容 |
|---------|---|
| ①骨子案どおり | <p>特に「必要に応じて、国等への意見表明を行う」に賛成です。国や東京都が二の足を踏むような改革に神奈川県が先陣を切っていただきたい。禁煙条例も大いに期待しています。</p> <p>特に理由はないけど、反対するところもないから。</p> |
| ②一部見直し | <p>努める、強化するではきれいごとの羅列にしか見えない。</p> <p>インパクトが欲しい</p> <p>日常的に行われていると思われる知事等との政策議論、神奈川の明日を考えるという機能が読み取れません。</p> <p>当たり前のことで何をいまさら・・・罰則がなければ無意味</p> <p>議員研修って何をやるのだろう・・・</p> <p>県議会、市議会、区議会の役割分担を言及すべき。</p> <p>県議会の機能強化や位置づけの明確化はいらない。スリム化と資質向上、透明性の向上を強く義務づけてもらいたい。</p> <p>形式を避け中味の濃い県議会にして欲しい。</p> <p>議長の権限強化に反対。議会の総意が優先されるべき。</p> <p>期間を決める。</p> <p>制定期間の明示</p> <p>常任委員会などの人事について、県知事が介入しない点を明確化していただきたい</p> <p>議会の使命はもっと格調高く、役割についてはあたりまえでないことをもっと書いてほしい。具体的な記述が機能強化についてだけというものどうか。</p> <p>「多様な意見」とありますが、「多様な現実的かつ実質的な」くらいの意気込みが我々の見地としては欲しい。</p> <p>県議会の機能強化は必要であるが、そのために議長の権限を強化する必要ない。</p> <p>期末の研修旅行は排除すべき 議員の研修年間スケジュールを作成すべき</p> <p>何のための県議会なのか理念がみえない。</p> <p>監視内容の充実はもっと細やかに機能ができるように提示していただきたいです。</p> <p>あるべき姿をえがくべきではないのか？</p> <p>本来「政策立案」を行うのは執行機関である。議会には政策を執行できない。条例を通しての立案もあるが、基本的には「政策提言」であるし、条例については、端的に「立法機能・能力」が良いのではないのか</p> <p>県議会の役割として、「知事等の政策等の実施状況を常に監視～」とあるが、単なる監視機関ではなく立法機関なのだから、この一文は必要ないと思う。</p> <p>役割が果たせなかった場合の政治責任についても規定すべきである。</p> <p>県議会の役割のうち、自治立法権の担い手として政策立案等を行うことと、国等への意見表明を行うことは別のものではないでしょうか。</p> <p>・本会議や委員会で行うのは、討論でなく質疑の方が良いのでは。 ・「議員の位置付けの明確化」とは？ ・「地方分権の時代にふさわしい議会として、その透明性を確保する」とは？</p> <p>議会はスタッフを充実し議場での討議が迫力があるように改革をすべき。議論する双方が台本を読んでいるような会議から早急に変えるため。</p> <p>スモール化を目指すべきである</p> <p>どうやって県民の意見を反映しますか。具体的な手法を決めないから今までのように何にもしないでも済んでいることを認識すべきです。</p> <p>◇地方自治法の104条に「議長は…議会を代表する」とあるのだから、条例に重ねて規定する必要はなく、第3項は削除してよい。また、議長が1年で交代する神奈川県議会の実態を重ね合わせると、県議会の代表である、と条例に高らかにうたうことに違和感を覚える。</p> <p>◇第5項で「議員の位置付けの明確化に取り組む」とあるが、この議会基本条例の制定自体がそれを目指したものであると言えないのだろうか。この項は全く不必要であると考えます。</p> |
| ③全面見直し | <p>政務調査費が交付されているのだから、資質の向上は議員自らが、取り組むべきである。</p> |

| | |
|--------|--|
| | 県議会の存在価値がわからない。 |
| | 議員の数をもっと減らすべきだ！ |
| | 当然の事しか書かれていないがこれまではこのような当然の事もされてこなかったということを言いたいのか。 |
| ④分からない | 読むのがいやになりました。 |

(5) 第4章 県民と県議会

①骨子案どおり ②一部見直し ③全面見直し

| 回答 | 意見等の内容 |
|-------------------------------|--|
| ①骨子案どおり | 「ねばならない」は気になる。(「ねばならない」は強制の意がありよくない) |
| | 広報だけでなく調査機能の充実に期待します。 |
| | 広報には県議会からの情報発信だけでなく、それに対する県民の意見(特に反対意見)なども載せて欲しい。自分も県民だが、議会で「民意」と言われているものにどのようなものがあるのか広く知りたい。 |
| | 特に理由はないけど、反対するところもないから。 |
| ②一部見直し | 会議を非公開とする場合、県民の納得できる理由を説明 県民の請願又は陳情を議会の「必要に応じて意見を聞く」のではなく「意見を聞いた結果を公表する」べきである。 県議会は会議録を原則公開する。 |
| | 質問という言葉は聞くだけの感じがする。「質問」を「質問及び意見」としてはどうか。 |
| | 県民は、議員を地域の代表としては、選んでいないと思う。あくまでも県全体の代表であるべきだ。 |
| | 当たり前のことで何をいまさら・・・罰則がなければ無意味 |
| | 県民が議会活動に参加というのは違和感あり。議員こそ県民の活動に参加せよ。 参考人、公聴会制度の活用ではなく、自ら足を運び県民意見を吸収せよ |
| | 自分の選挙区の県民に多くの情報を報告させることを義務付けて欲しい。 |
| | ”すべての県民が等しくその利益を享受できるよう配慮する”では表現が弱く曖昧。”一部の利益を優先することは断じて行わない”など意志表現を明確化すべきである。 |
| | 議会活動に参画することが困難な方のため、また、広報広聴機能の充実のため、インターネットで動画配信することをぜひご検討ください。 |
| | 期間を決める。 |
| | 「・会議を原則として公開する」の「原則として」を省く |
| | 会議公開や情報公開は、いまや常識であり、新鮮味はない。県民参加で何か新しいものが提示されているのかよくわからない。 |
| | 基本的に受身の感が強いです。積極的に民意を聞く機会を設けて欲しいです。 また、電子媒体等を活用して、リアルタイムにかつ 安易に情報が得られると良いと思います。 |
| | 1.「県民の議会活動参画」と有りますが、内容が解らないので具体的にした方が良いと思う。 2.「必要と認めた時は・・・」「・・・する事ができる」等、議会側の意思で決められる内容に疑問を感じます。 |
| | 県議会自体の事項に関することは県議会内で決められないようにしてもらいたい。例えば報酬や政調費だけでなく一切の予算措置は別組織で決めるようにということ。 |
| | 視察等に関して報告会、報告書の作成を必須とすべき。 |
| | 予算についてはどんな検討をするのか？なんの言及もないのはおかしいのではないか。政策実現には予算化が伴うが、それらをどう処理しようとしているのか？ |
| | 情報の「公開」と「発信」の意味が明確になっていない。なぜ、「情報の公開及び発信」が必要なのかを明記すべき。開かれた議会のための「広報委員会」であれば、県民の参加も検討してみてもどうか。 |
| | 将来、直接民主制をめざすのであればなんらかの言及があつてしかるべきである。 |
| | ・公開する委員会には、議会運営委員会も含まれるのでしょうか。 ・積極的な情報の公開には、会議資料の配布も含まれるのでしょうか。 ・パブコメの実施は明記しないのでしょうか。 |
| | 議会のPRが少なく活動内容がよく解らない。いつでも誰でも県民と対話ができるような制度が必要だ。 |
| 少数精鋭 | |
| 県民の意見を引き出すやり方、手法をきちんと決めてください。 | |

| | |
|--------|--|
| ③全面見直し | 公開するなら、全ての委員会を公開したらどうか。自分に都合の悪い委員会は公開しないのはおかしい。 |
| | 手続きがよくわからないが、条例に規定しないと実行できない内容なのか。内部の手続き規定を変更すれば足りるのではないか。 |
| | 制定期間の明示 |

(6) 第5章 県議会と知事等との関係

①骨子案どおり ②一部見直し ③全面見直し ④分からない

| 回答 | 意見等の内容 |
|---|--|
| ①骨子案どおり | 「ねばならない」は気になる。(「ねばならない」は強制の意がありよくない) |
| | 知事等の反問又は意見表明により議論が活性化することに期待します。 |
| | 特に理由はないけど、反対するところもないから。 |
| ②一部見直し | 質問という言葉は聞くだけの感じがする。「質問」を「質問及び意見」としてはどうか。 |
| | 明確に示されていない部分があり判断しきれない。 |
| | 当たり前前で何をいまさら・・・罰則がなければ無意味 |
| | 議会の機能強化の意図が強いが、しっかりチェックできる資質向上が第一。とにかく人数が多すぎる。地域の利益誘導ではなく、レベルの高い政策議論を求める。 |
| | 紙を読む議会は税金の無駄遣いで、もっと実質的な議会を目指して欲しい。 |
| | 「監視機能充実」の項目がもりこまれているが、「充実に努める」では信じられない。 |
| | 期間を決める。 |
| | 制定期間の明示 |
| | 常任委員会などの人事について、県知事が介入しない点を明確化していただきたい |
| | 知事との関係が、監視、評価にとどまっているのは、視野が狭い。二元代表制のもとで、創造的発展を生み出す枠組みを提示してほしい。 |
| | 文面はよさそうな内容ですが、結局は「なあなあ」ということになりませんか？ 県民代表による第三者 監査機関などの計画はないのですか。 |
| | 明確に規定してほしい |
| | 質問の充実について、無所属や少数会派でも質問の機会を与えれば充実すると思う。効果的と称して文書質問の機会しか与えてないのは時代錯誤。 |
| | 県議会と知事との関係が同等でよいのか？ |
| | 知事に対して助言はしないのか？監視と評価だけなのか？ここでも責任と義務が曖昧だ。これらが曖昧であるならこうした基本法は不要だ。 |
| | 緊張関係とあるが、どのようにお互いをよい意味で監視、意見できる環境に整えてあるのかまで教えてもらいたいです。もちつもたれつにならないために。 |
| | 知事等の県議会におけるふるまいを議会基本条例で定めることは、本来対等であるべき議会と知事等との関係を損なうものではないか。この規定は削除すべきと考える。 |
| 知事等との関係として、「知事等に対する監視、評価等～」とあるが、単なる監視機関ではなく立法機関なのだから、切磋琢磨して政策を競い合うというような趣旨の表現が望ましいのではないか。 | |
| 大きな権限がある知事に対し、県議会が均衡・抑制の機能を発揮するためのより具体的方策の記述がほしい。 | |
| ③全面見直し | 知事の話が形式的で表面的であると何時も思っている。 |
| | 現状の議員の資質では、実現不可能である。 |
| | 手続きがよくわからないが、条例に規定しないと実行できない内容なのか。内部の手続き規定を変更すれば足りるのではないか。 |
| ④分からない | 不明確な部分、明示されていない事項があり、これだけでは判断できない |
| | 知事との関係を明確に |
| | ・「監視機能の充実」とは、例えばどのようなことでしょうか。 ・「質問等の充実」とは、本会議で一問一答式も視野に入れているのでしょうか。 |

(7) 第6章 倫理の尊重

①骨子案どおり ②一部見直し ③全面見直し ④分からない

| 回答 | 意見等の内容 |
|---------|--|
| ①骨子案どおり | <p>これは「努めなければならぬ」が妥当です</p> <p>「県民の代表」としての自覚と共に、県民が雇い主であることをどうかお忘れなく。本当に107人も必要なのかというような疑問を抱かせないでください。</p> <p>特に理由はないけど、反対するところもないから。</p> <p>議員に対し第三者による倫理監査を行うべきでは</p> |
| ②一部見直し | <p>案文は抽象的すぎる。内容がない。遵法の義務なども盛り込む</p> <p>不祥事が発生した場合に常に「法に則って」と一般市民と同じレベルで逃げる。法律は最低限の守るべきことを定めているので、議員はより高尚な基準で進退を決めるべき。</p> <p>当たり前のことで何をいまさら・・・罰則がなければ無意味</p> <p>期間を決める。</p> <p>制定期間の明示</p> <p>県民の信頼を高めるためには、より具体的な規定を設けるべきである。</p> <p>そもそも倫理とは何なのか。具体的な内容が欲しいです。</p> <p>環境に対する姿勢を表明すべき。</p> <p>監査条項についてもっと縛りを明確にするべき。もう少し詳細に踏み込んだらと思う。</p> <p>「倫理の尊重」では生ぬるい、「公共倫理の遵守」が本来の立場ではないか？</p> <p>細かいが、責任と責任感とはニュアンスが違う。義務をどう遂行するのか？民意の実現に最大限の努力をする規定はないのか？</p> <p>公職である議員が倫理を尊重するのは至極当然であり、倫理を尊重しない場合の罰則を担保すべき。</p> <p>徹底した禁煙、受動煙の防止と公共の場でのマナーの徹底。</p> <p>他府県の倫理違反に該当する事例を議会に反映すべき 違反者には罰則はないのですか？名前の公表など</p> |
| ③全面見直し | <p>罰則をきちんと入れて欲しい</p> <p>議員活動は、自由より公明正大さを、重視するべきだ。刑事罰を県独自ではなく、科す方がよい。</p> <p>議員自体に倫理感がないのだから、全く無意味である（倫理観があれば、政務調査費返還の問題は、起こらないはずである。）</p> <p>議員の倫理を問うのなら、政務調査費を不適切に使用した議員には、辞職勧告ぐらいすべきである。</p> <p>本会議にも出席しない、または居眠り議員が多数いる状況で、倫理などと言っても全く無意味である。</p> <p>あまりに抽象的で、恐らく何を意図しているのか、理解できる議員はいないと思う。「倫理」は、公序良俗など法的な用語で説明する方がよい</p> <p>反した場合のペナルティを課すくらいの覚悟を示すべき</p> <p>甘い一言。もっと義務を明確に言い込んで欲しい。</p> <p>”倫理の尊重に努めなければならぬ”ではまったく実効性が無い。”倫理に反する行動は議員資格を問われるものとする”にすべき。</p> <p>これだと知事がかかわると、また守旧派というか悪徳議員が跋扈してしまう。永年性を担保してもらいたい。</p> <p>議員が行政機関・職員等に対して行った口利きについて、議員自らが議会に報告する制度を設け、議会が独自に情報管理・情報公開をするべきであると思います。</p> <p>大分県の教員採用試験の贈収賄事件に議員関与（口利き）があったとの報道もあり、市民的公平感覚・遵法意識のない大分県の田舎議員と神奈川県議員を同一に論ずるものではありませんが、全国的には、以前から口利きの悪しき影響が取りざたされていました。</p> <p>神奈川県の議員も教職員・職員採用試験において、合格者の事前通報受けていたことは、議員としての公平感の欠如を示すものであり、悪質な口利き行為の一つであり、氏名の公表を求めます。</p> <p>口利きが全て悪いとは限りませんが、行政等への口利きがブラックボックスでは、悪質な口利きが行われかねません。金権社会や不公平な社会を助長する、悪質な口利きは議会制民主主義への冒涇です。これを全て議員個人の倫理に任せることは、残念ながら不可能です。議員は、自らが自らを律するべきで、また、それしか方法がないのに、この基本条例で何もふれられていないことが疑問です。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>口利きの中には正当なものもあり、これも議員活動であると思います。そこで、口利きの公開制度と悪質な口利きの禁止の制度を条例に盛り込むべきだと思います。これにより、よい議員活動は私たちに知らせることができ、悪質な口利きはさせないという議会・議員からのメッセージを県民に発表できるのです。これは、条例の趣旨にもそうものと思います。</p> <p>さらには、政と官の癒着の防止にもつながります。</p> <p>知事も行政などに対する口利きの実態の公開制度を制定すべきですが、議会がこれにさきがけ、模範となるべきであると、日本中でおきている議員の悪質な口利きに対して、神奈川県議員が率先して、対応する好機であると感じます。</p> <p>政治倫理条例の制定を視野に入れずに、良心、責任感、品位の保持、倫理の尊重、といった文言を並べても意味がない、と考える。政治倫理条例を制定している自治体は九州を除くとまだ極めて限られているが、「県民満足度日本一」の議会基本条例を目指すのであれば、政治倫理条例の制定に言及してよいと考える。同条例は「政治倫理の確立のための資産等の公開等に関する条例」とは似て非なるもので、①政治倫理基準②資産公開制度③政治倫理審査会④住民の調査請求権⑤問責制度などを柱とする。</p> |
| ④分からない | 倫理の尊重に努めない議員はどのようなのでしょうか？ |

(8) 第7章 他の条例との関係等

①骨子案どおり ②一部見直し ④分からない

| 回答 | 意見等の内容 |
|--------------------------------------|---|
| ①骨子案どおり | 特に理由はないけど、反対するところもないから。 |
| | 適宜条例の見直しを行うことが必要だと思うから。 |
| ②一部見直し | 議員定数の削減の必要性に言及できないものだろうか。この大幅削減は天命といえるが。 |
| | 制定済みの条例との関係も明記していただければと思います。 |
| | 当たり前のことで何をいまさら・・・ 罰則がなければ無意味 |
| | 「趣旨」は、どのようにでもとれるので、この項目もあまり効果的だとは思えない。 |
| | 自己研鑽と自己チェックをするのが大前提。それを規定したら、変えない覚悟でやってほしい |
| | 罰則は別途定めるとしたらどうですか。 |
| | 期間を決める。 |
| | 制定期間の明示 |
| | あたりまえのことを整理されないまま記述している。基本条例の性格付けを、前文や、目的の条項に規定すればいいのではないか。 |
| | わからない。 |
| 県の長所、特徴をも明確にし、特化した内容も盛り込んでいけるような内容も。 | |
| ④分からない | ・自治基本条例 |

(9) その他

| 用 語 | 読み方 |
|----------------------------|---|
| 条例制定を契機に議員にはあらためて認識を持ってほしい | 二元代表制を機能させるためにも、議員や議会の基本的な事項を定める条例は必要だと思う。ただし、条例が仮になかったとしても、県民の代表として議員はしっかりと議会活動に取り組みなければならないと考えているので、今回の条例制定を契機に議員自身も自身の姿勢について改めて認識を持ってほしいと思う。第2章で議員の不断の資質向上について謳うとともに、第3章で議員研修の実施を謳っているが、県民の代表たる議員として、何十万、何百万人も県民の期待を背負う者として、自らの意思と努力により、不断の資質向上に努めるのは当然であり、「議員研修」のように、外から与えられてはじめて自身を磨くような姿勢であってほしくない願っている。「議員研修」というのは、それが単独であれ、複数であれ、不断の努力に含まれていると考えており、受け身の姿勢を表した記述との印象を受ける。 |
| 定数削減に取り組むべき | 当県だけの問題では無いが、議員数の定数問題にそろそろ検討に入る。戦後半世紀以上経過した。定数・報酬等々全ての面で洗濯してみる必要あり。先進県神奈川！・・・全国の先陣を切って先ずはディスカスを！ |
| 情報格差を埋めるため広報活動を充実させてほしい | 最近、インターネットを見られる人とそうでない人の知っている情報に大きな格差があると思います。情報がいきわたらないと折角の条例も意味がありません。広報活動を充実させてください。 |
| 禁煙条例に反対 | ヒトラーやムッソリーニが行った禁煙条例をなぜ不景気の今 神奈川県でする必要があるのか？ ⇒知事の名誉欲 ファッショ化 イギリスでは、禁煙者が増加した/飲食店の閉店・景気悪化⇒神奈川県も做えば喫煙者減少・景気悪化⇒地方税減少⇒新たな税負担を県民に強いる（高寿命による医療費増加も併発）⇒破綻自治体 |
| 実行が大事 | 文面的には良いと思うが、理想論！？当たり前過ぎるから、分からないとした。実行されなければ、無意味。 |
| 罰則規定を入れるべき | この骨子案は単なる精神論に見える。守らなくてもどうってことがない。罰則、懲戒的な条文を入れるべき |
| 実行が担保されるか疑問 | 条文では固有名詞や数値が基本的に使用されていないため、条例に反する事実があったとしても、証拠となる文書などの物品をもって議員・県議会を追求することができないという問題があります。その意味では、県民が議員・県議会の良心に期待せざるを得ないという状態は維持され続ける条例だと思われます。 |
| 実行が担保されるか疑問 | マニュアルを作ったことですでに終わっていきそう。果たして本当に遂行されるのか疑問。 |
| 実行が担保されるか疑問 | マニュアルを作ったことで終わっていきそう。果たして本当に遂行されるのだろうか？ |
| 民主主義の理念が投影されてよい | 【基本条例骨子案】を通覧しましたが、過不足無く、民主主義の理念をよく県政に活かした内容だと思われます。この趣旨で更に細部を詰め、具体化していただければと思います。 |
| 実行が大事 | 具体化できることを期待する。 |
| 実行が大事 | 一度決めたら、大切にすること |
| 県民のことを考えてほしい | 理解しづらいけど県民を考えてできる限り取り組んでほしい |
| 不具合があれば見直しを | 知事・議会・議員の姿を県民が見えるようにする第一歩だと思います。施行し不適合があったら見直し優れた県条例を作れば良いと思います。 |
| 実行が大事 | 話し合いばかりではなく、実際に実行して見せてほしい。 |
| 実行が大事 | 議員さんには、選挙の時だけでなく、骨子案の通り行動して戴きたい。 |
| 実行が大事 | 骨子案はとても良いと思いますが、仏作って魂入れずでは困ります。案のように常に県民とともに歩むを実現してほしい。また、透明性のある政治にしてほしい。 |
| 県政運営の無駄を排除してほしい | 県議会は県の立法機関である。県庁とともに県政を執行するための県の政府である。1. 県政府はなるべく小さな組織を常に心がけるべきである。県政府が小さくなれば天下りを含めて税金の無駄遣いは小さくなる。2. 税金の無駄遣いを中心にチェック機能をしっかりと設定すべきである。親戚関係や仲間内的な機関でなく、完全に民間の監視ができる設定をすべきである。3. 議会も県政もより積極的にわかりやすく公開の方法を工夫する必要がある。4. 会期の延長等の結果、そのために発生する追加の経費等は議員の自己負担と決めるべきである。もっと要領よく議会運営を工夫して無駄な経費を発生させない工夫と努力をするのは議員の当然の義務である。 |
| 妥当 | 妥当だと思います。 |
| 県民のニーズにこたえる施策を | もちろん、このような条例施行も重要だが、寧ろもっと県民に必要とされる条例、および県民生活のニーズに基づく条例改正に議会は力を注ぐべきである。 |
| 罰則規定を入れるべき | 分かりきった内容でわざわざ制定する必要があるか 罰則などなければ意味ない |
| 当たり前の内容 | これを見て一般の人はわかるのでしょうか？ 当たり前のことを書いてあるようでごまかされているようで。。 |
| 運用をがんばって | この様な立派な骨子案でありますから、ぜひ運用面を頑張ってください。 |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 必要性を感じない | この条例に違反する場合、どのようなことが起こるのかが書かれていない。また、この条例は、どのようでも解釈ができるので、必要性がいまいち感じられない。別にあっても、なくてもいい条例に思えるが、「たとえば、こういう事例がありました。そこで、こうした条例が必要だと意見があがり、今回、制定することになりました」という説明があれば、応援できると思う。あまりにも、常識的すぎるので、何故、今、必要なかわからない。 |
| 当然のことを条例にしなければならぬ状況か | 当然のことを条例にしなければ、今の議会が機能しないということは、そうした議員を選んだ県民に自覚を促すことを目的としたのかと疑いたくなる条例だと思った。 |
| 県民にアピールする場を設けるべき | いつも私たちの関係のないところで条例がいつの間にか採択されているように思います。県庁所在地に住んでいると、いろいろな場面で、条例に反対とか、賛成などと目にする機会もあるようですが、県庁から離れているところに住んでいると、まるで関心がありません。もっと、条例などの説明会や、県民にアピールする機会を増やすべきだと思います。 |
| 効果に期待 | 条例の制定・実施・効果に期待する |
| 「県民であってよかった」「神奈川県に住みたい」と思えるような運営を | 専門家ではないので条例の一言一句についてその真意を完全に読み取れたとは思いませんし、実際のところ文言上では何とも言えると思いますが、この条例の元に、基本精神として神奈川県民が「県民であってよかった」と思えるような、また県外の住民が「神奈川県に住みたい」と思えるような運営が行われることを切に望みます。 |
| 理解できない | 内容が理解できません。 |
| なぜ今更 | 余りにも形式的で、何で今更こんなことをと行ったところが正直な意見。こんなこともなくて我々多額の税金が使用されていたのでしょうか。 |
| 議論が尽くされていない感じがする | 十分に議論をつくして作成された骨子という感じが伝わってきませんでした。もっと真摯で情熱的な姿勢が伝わってくる条例が読みたいです。 |
| 委託会社の作成ではいけない | ある自治体の自治条例では、すべて委託会社に素案を作成依頼していますが、そのような事はないと思いますが、十分に県民のためになるように、お願いします。 |
| 委託会社の作成ではいけない | ある自治体では、自治条例を委託会社に作成依頼して作りましたが、そのような事はないと思いますが |
| 県・県議会の存在意義も入れるべき | 政令指定都市の横浜に住んでいる為、ほとんどの窓口は、横浜市であり県・県議会を身近に感じません。県・県議会の位置づけと市町村との関係も案文に入れるべき。県や県議会の存在意義が分からず、県会議員のこれほど必要なのか?と疑問すらある。 |
| 文体を格調高く | 基本条例なのだから、全体として、記述内容の格調をもっと高めてほしい。三重県の条例のほうが格調高い。 |
| 民意を反映した議会運営に努めて | いまさらという感じもします。単なるデモンストレーションで終わることなく、かつ、民意を反映した議会運営に努められることを願っています。 |
| 硬すぎる | 硬すぎる。。 |
| 一般的 | 特になし、一般的でよい。 |
| 意義を感じない | もう少し生産性のある仕事をしてもらいたい はっきり言って意義を感じない |
| 知事の権限が強い | とても良い取り組みだとは思いますが、知事によるイニシアティブがあまりに強過ぎて、次の知事になった時の揺り戻しが非常に怖い。長野をみていると危惧せざるを得ない。それでも私の住む埼玉よりはマシだが。 |
| 個々の議員の自覚が重要 | 条例としては、よく検討されていることは認めますが、問題は個々の議員自体の人格、人間性等によって 県民への奉仕精神が忘れられると、条例は身のない殻だけの姿になります。選挙時には判らないことも、平素の活動の考え方で把握することもできる。議員の 勤務評価は県民であることを常に自覚されたい。 |
| 開かれた議会を | 開かれて、見える形を作ることが肝要だと思います。実施してみて、不都合があれば、見直せば良いと思う。 |
| 定数削減について示すべき | 議員数の減員の必要性和実施時期をどこかで明示して欲しい |
| これからの期待 | 総合的に案をみると、当たり前のことが重々しく書いてあるだけのように思えます。条例だからでしょうか… 分かりやすく、子供たちにも理解できるような、関心が持てるような内容のものは別にあるのでしょうか。議会のたびに発行してもらえるのでしょうか。これからの期待しています。 |
| 行政へのチェックの部分の充実を | 議会の決定の実行は、行政＝自治体官僚組織が担うと思います。その部分が第5章、監視機能の充実の2行ですんでいるような気がします。独立章にしてその行政の実施、結果の透明性、説明責任の基本理念もいれて欲しい。 |
| 議会局を強化する必要はない | 議員は自らの調査能力を自己研鑽又は調査スタッフ確保によるべきで、そのために議会局を強化する必要はない。議会に係る県職員はできるだけ少なくし、歳出を抑制すべき。議会にかかるトータルコストとパフォーマンスを試算してほしい。 |
| 県民の声を聞いて | もっと県民の声を十分に聞いても遅くないのではないかと。まさか、委託会社に依存した条例などはいらない。(最近施行された開成町条例は、民間会社に委託して出来たもので住民の意見は反映していない、作ればよいものではない。) |

| | |
|---|---|
| 倫理規定を厳しく | 昨今の大部分の教育行政を鑑み地方に任せると直ぐ利権が入り込んでくるので議会・議員の倫理規定を厳しく定めるべきと思います。 |
| 通年議会を望む | 原則 常時開会・年中開会中 議員は 年中無休で 県民に奉仕すべし |
| 県政を良くする責任・義務を打ち出して | このままでは何のための基本法かよく見えない。県民と議員、県議会が三者一体となって県政をよくし、現状をよくし、願わくば次世代によりよい神奈川県を遺産相続（表現はつたないが）させたい意欲が伝わらない。それぞれが責任と義務を明確にした遂行者であり、遂行する場として規定すべきではないか。 |
| 政務調査費の使途を明らかに | 政務調査費の使途は、県民に対して明らかにすべき。本会議では、きちんと自分で質問を作って質問すべき。本会議にはちゃんと出席すべき。居眠りをしてはいけない。 |
| 県民の声を聞いて | 県民の声を聞いてどう感じ、何をなさるつもりなのかをもっとアピールする機会をもうけていただきたいです。 |
| わかりやすくてよい | 理念的な整理主体の条例なので、法律的な書き方でなく、多くの人に理解できるような表現が採用されており、わかりやすくて良い |
| 神奈川らしさが無い | いわゆる「神奈川らしさ」が感じられない。 |
| 期待する | 期待しています。 |
| 定数削減経費の削減・公開をすべき定数削減は第三者機関に諮問すべき経費も第三者のチェックを受けるべき | 今、経済環境の悪化、物価の高騰、雇用の不安定、そして、給料は上がらず、日々の暮らしは非常に厳しい状況です。県議会も、議員定数の大幅削減（少なくとも全体の人数の1/5を以上は削減すべきです。）や、議会・議員に係る経費の大幅削減と使い道の全面公開をお願いしたいと存じます。（1県民からすれば、途方もない高額です。）議員の定数削減は、有識者による第3者委員会に諮問してもらって、議長が提案するようにしたらどうですか。同じく、経費についても、妥当な額や使い道は、第3者によるチェックをうけるべきです。 |
| 本県独自の内容などを説明して | ・この条例の特色（本県独自の内容等）がありましたら、説明があると分かりやすいと思います。・この条例の内容について、新たに定めたもの、今まであいまいだったものを明文化したもの、既に規定はあるがあらためて表記したものを説明していただくと助かります。 |
| 議員として当然のこと | これを条例で定める必要があることでしょうか？ 議員である以上当然のことばかりではありませんか？ |
| 罰則規定を入れるべき抽象的すぎて内容がないなぜ今ごろ制定するのか | ひとつお目をとおしました。各章それぞれ意見あるが述べる気になりません。理由：議員、役人用の条例などいつも何故懲戒、罰則などの規程がないのか？ 一般市民向けの民法、刑法などに違反すればそれなりに責任をとる概念がない。よってコメントを求める前に基本的な形をととのえてもらいたい。更にいえば言葉が抽象的すぎて内容がない。単なる精神論に見える。条例には一見まともなことを並べているがこんなものは守らなくとも無視しても何のおとがめもない。またいまごろこのようなものを定めるということはこれまでいかにデタラメであったのかと勘ぐってしまう。 |
| 必要性を感じない | 基本的にはあまり賛成できません。むしろ、初年議員にマニュアルを整備し議員・県議会の使命、役割、目指す方向を示してあげたらいいと思います。 |
| 定数削減すべき | 全体的に少子高齢化に則り少数精鋭で臨むべきである |
| 実行が大事、議会開会前に毎日唱和 | 立派な条例を造ってもそれを励行する体質が大切だと思います。議会開催前に毎日唱和する位の徹底を図るべきではないかと思います |
| 当たり前の内容 | 全体的に当たり前のことが書いてあると思う。今まで常識的なこともできていなかったのかと思うと少々疑問。議員、議会、知事などがきちんとした仕事をしていなかったのかと思う。 |
| なぜ今更 | 今更こんなことに時間と費用をかけていることがどうしても納得できません。何故なんですか。 |
| 少数会派も委員に加えるべきだった | 議会基本条例等調査特別委員会に、少数会派の議員も委員として加えるべきであったと考える。 |

ご意見・ご提案をお寄せ下さい。

菅原直敏政務調査事務所

住 所：〒242-0003

神奈川県大和市林間2-17-16

電 話：046-277-9499

F A X：046-207-6689

メール：info@nao.tv

H P：http://nao.tv

(本提案書及びこれまでの調査報告書をPDFファイルでHP上に公開しています。)